

(案)

第4次

八尾市地域福祉計画

誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち

～ おせっかい 日本一 ～

令和3年（2021年）3月

八尾市

市長あいさつ

このたびは、本計画を手にとっていただき、ありがとうございます。

この計画は、策定する過程において、八尾市にお住まいの方や地域福祉活動をされている多くの方の思いを反映しています。皆さんに本市の地域福祉がめざすものや、具体的な取組みについてイメージしてもらえるように、伝わりやすい言葉を意識して作成しました。



近年、わたしたちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。人と人のつながりの希薄化、地域コミュニティの衰退などにより、貧困や差別、介護や子育てなどさまざまな福祉課題が見えにくくなっています。さらに、これらの福祉課題が、複合化、複雑化することによって、現状のしくみだけでは解決できない問題も生じています。

いま、我が国では、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。

このような中、本市は、八尾市民の「ほっとかれへん気質」が生み出す「おせっかい」をもって、「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち」をめざして、地域福祉を推進してまいります。

本計画は、言わば地域福祉を推進する「おせっかい」のメニュー表でもあります。「おせっかい」は千差万別、よりどりみどり。地域共生社会をめざして、まさに、市民、地域、事業者、行政がそれぞれの役割で、その強みを生かして、ともに地域福祉を推進していくことが求められています。八尾のすべての皆さんのさまざまなアイデア、行動力、これまで培ってこられたノウハウが必要です。

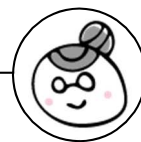
ぜひ、ご協力をお願いいたします。

令和3年3月

八尾市長 大松 桂右



この計画を読んで気づかれたことやご提案などがあれば、こちらまで。



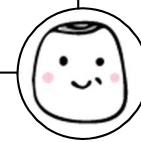
八尾市地域共生推進課

電話：072-924-3835

令和3年度から「地域福祉政策課」
は「地域共生推進課」に変わります

ファックス：072-922-3786

E-mail: hukusi@city.yao.osaka.jp



目次

第1章 はじめに（計画策定の趣旨）	1
1）計画策定の背景	1
2）策定にあたって（たくさんの声を反映）	5
3）計画の位置づけ	10
4）計画の期間	11
5）策定の流れ	12
第2章 基本理念	13
1）基本理念の設定にあたって	13
2）基本理念	14
3）基本目標と計画の体系	15
第3章 取組方針	17
基本目標1 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり	17
1 - （1）地域福祉への意識、関心の啓発・醸成	18
具体的な取組① 地域福祉のおもしろさを拡散する	18
具体的な取組② 福祉のこころを育てる	19
具体的な取組③ 人権の視点に立った地域をつくる	19
1 - （2）地域力向上に向けた支援	20
具体的な取組① 地域の「やってみたい」「やってみよう」を応援する	20
具体的な取組② 地域づくりのプロフェッショナルをつくる	21
具体的な取組③ 地域福祉活動の見せる化	21
1 - （3）見守り・早期発見のしくみづくり	22
具体的な取組① 地域の「見つける力」を高める	22
具体的な取組② 地域の「見つける力」をつなげる	23
基本目標2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進	24
2 - （1）幅広い市民の参加促進	25
具体的な取組① 交流の場、居場所づくり	25
具体的な取組② 地域で活動する場や機会をつくる（おせっかい活動をひろげる）	26
2 - （2）地域福祉の担い手のすそ野拡大	27
具体的な取組① 「おせっかい人材」を見つける、育てる	27
具体的な取組② ボランティア団体を地域へつなげる	28
具体的な取組③ たすけあい有償活動をひろげる	28
具体的な取組④ 福祉のプロを育てる	29
2 - （3）多様な主体との連携強化	30
具体的な取組① 企業・NPO・学校等とつながる	30
具体的な取組② 社会福祉法人の活躍の見える化	31
具体的な取組③ 八尾市社会福祉協議会とともにめざす「地域福祉の推進」	31
基本目標3 身近な地域で支援が届くしくみづくり	32
3 - （1）地域の権利擁護の推進	33
具体的な取組① 暴力・虐待に「気づく」「見つける」「声をかける」「つなぐ」	33

具体的な取組②	認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる	34
3 - (2)	生活困窮者への支援	35
具体的な取組①	誰ひとり取り残さない相談窓口	35
具体的な取組②	自立への支援	36
具体的な取組③	たくさんの人や支援がつながる	36
3 - (3)	災害時要配慮者への支援づくり	37
具体的な取組①	災害時要配慮者への支援づくり	37
具体的な取組②	発災時に備えた日ごろからのつながりづくり	38
3 - (4)	支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり	39
具体的な取組①	断らない相談支援体制づくり	39
	八尾市成年後見制度利用促進計画	42
	他分野の計画などと連動する項目	44
第4章	計画の推進、検証・評価	47
1)	計画の推進体制	47
(1)	八尾市社会福祉審議会、八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	47
(2)	市内連携体制の構築	47
(3)	社会福祉協議会との連携	47
2)	計画の点検・評価（進行管理）	47
参考資料		49
1)	統計データ	49
2)	アンケート・ヒアリングの結果	51
3)	第3次計画の評価	81
資料編		84
計画の策定経過		84
八尾市社会福祉審議会条例		86
八尾市社会福祉審議会規則		88
八尾市社会福祉審議会委員名簿		90
八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿		91
用語解説		92

第1章 はじめに（計画策定の趣旨）

第1章をわたしたちがガイドします

若ごぼうさん



祖父のひとり暮らしが心配で、福祉に興味を持ち始めた28歳。今後の福祉活動に期待。

えだまめさん



八尾市在住50年。長年、地域の福祉活動にかかわるベテラン！

紅たでさん



八尾市地域福祉政策課職員。地域福祉の推進に日々猛ダッシュ。

教授



地域福祉のスペシャリスト。八尾市の地域福祉の推進に貢献。

1) 計画策定の背景

若ごぼうさんがおじいちゃんのこと、悩んでました。

若ごぼうさん

ちょっと前にうちのおじいちゃんがひとり暮らしになって、心配・・・



紅たでさん



八尾市では、地域住民の方をはじめ、民生委員・児童委員の方や地区福祉委員会、校区まちづくり協議会、自治会、各種ボランティア団体など、さまざまな人たちの参加による地域福祉活動が活発に行われています。きっと若ごぼうさんのおじいさんを支えてくれる人が周りにたくさんいますよ。

えだまめさん



八尾市では、ひとり暮らしの人を誘って、地域で食事会や安否確認をしていますよ。



えだまめさん



若ごぼうさん

集会所におじいちゃんとかが集まっているのは知っていましたが、そういう活動なんですね。



若ごぼうさん

ちなみに「地域福祉」ってなんですか？



紅たでさん

「地域福祉」は、地域で困っている人や課題を持っている人が法律等による福祉サービスだけでなく、地域の人同士がお互いに助けたり、助けてもらったりする地域の福祉活動です。



教授

固い言葉でいうなら、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方をいいます。



教授

近年は、高齢化の進行や核家族化、近所づきあいの低下など、さまざまな理由を背景に、この活動が低下している状況です。この地域の助け合いは、これからもっと重要性が増していくので、この活動を推進していくために行政は「地域福祉計画」を作成して、住民の人達と一っしょに取り組んでいくことが重要なんです。

若ごぼうさん

地域の助け合いって難しいのではないですか。



若ごぼうさん



僕は困っていないのですが、かまってほしくない人もいます
じゃないでしょうか……。

教授



そのとおり。助けてほしい人もいるけど、中にはかまってほ
しくない人もいます。でも、助けてほしいのに声も出せず苦し
んでいる人もいます。そういう人を地域でみつけて、必要な支
援やサービスにつなげることで生活が楽になる人、毎日が楽
しくなる人もいっぱいいるんだよ。
ある意味、地域福祉は地域の「おせっかい」を強くするもの
だね。

えだまめさん



昔は、インターネットはなかったけど、情報は周りの人達に
教えてもらっていたし、困ったときはよく周りの人に助けて
もらったわ。
昔より便利になったけど、先生のいう「おせっかい」はいつの
時代も大事だと思うわ。

若ごぼうさん



地域福祉じゃないかもしれないけど、小学校のとき、悪いこ
とをしたら近所のおじさんに怒られたことがありました。

教授



ある意味、それも地域福祉かもね。昔は地域のつながりも強か
ったし、地域でこどもを育てるという意識も強かった。

えだまめさん



うちの夫は、退職後は家にこもってテレビばかり観ていたけ
ど、地域の人に誘われて登下校の見守りをやってみたら、とて
も楽しかったみたい。
今でも生き生きとして楽しくやっているわ。

紅たでさん



八尾市では、登下校の見守り活動は活発ですよ。



紅たでさん



若ごぼうさん



こういうのは大事ですよね。でも、続けていくのは大変そう。



教授

大変だし、こういう地域活動をしている人の高齢化も進んでいるし、活動している人をバックアップすることも大事。この助け合い活動は一步一步進めることが大事であり、それを進めるために行政は住民の声を聞きながら「地域福祉計画」を作成し、目標を持って住民とともに福祉の推進に取り組む必要があります。

若ごぼうさん



八尾市には「地域福祉計画」ってあるんですか？



紅たでさん

八尾市では、平成15年（2003年）5月に最初の「八尾市地域福祉計画」を策定しました。今は第3次計画で、令和2年度（2020年度）中に次の第4次計画を策定します。今度この計画について話し合う機会があるので、若ごぼうさんも参加してみない？

若ごぼうさん



楽しそうですね！

若ごぼうさんは、地域福祉に興味がわいてきました。

2) 策定にあたって（たくさんの声を反映）

若ごぼうさんは、おじいちゃんの心配をきっかけに、
自分も地域福祉計画を話し合う会議に参加してみることにしました。



教授

今回の地域福祉計画の策定にあたって、どういうところを重視した
のですか？



紅たでさん

できるだけたくさんの方の意見を反映するために

- ①住民・福祉関係者を対象に令和元年（2019年）12月にアンケート
- ②相談機関を対象に令和2年（2020年）6月にアンケート
- ③地域の福祉関係者※へのヒアリング調査を16か所で行いました。
（※地区福祉委員会、民生委員・児童委員、校区まちづくり協議会）



紅たでさん

あと、先生や住民の方で構成する「八尾市社会福祉審議会」で意見をいただき、できた計画案を公表して住民の方などから意見をいただくパブリックコメントを実施しました。

若ごぼうさん

ちなみにどんなアンケート結果だったのですか？



紅たでさん

いろいろありましたが、さっき先生から近所づきあいが希薄になっているという意見が出ましたが、八尾市でもその状況にあります。いわゆる近所づきあいの深い人は8年前の調査から10%以上少なくなっていました。

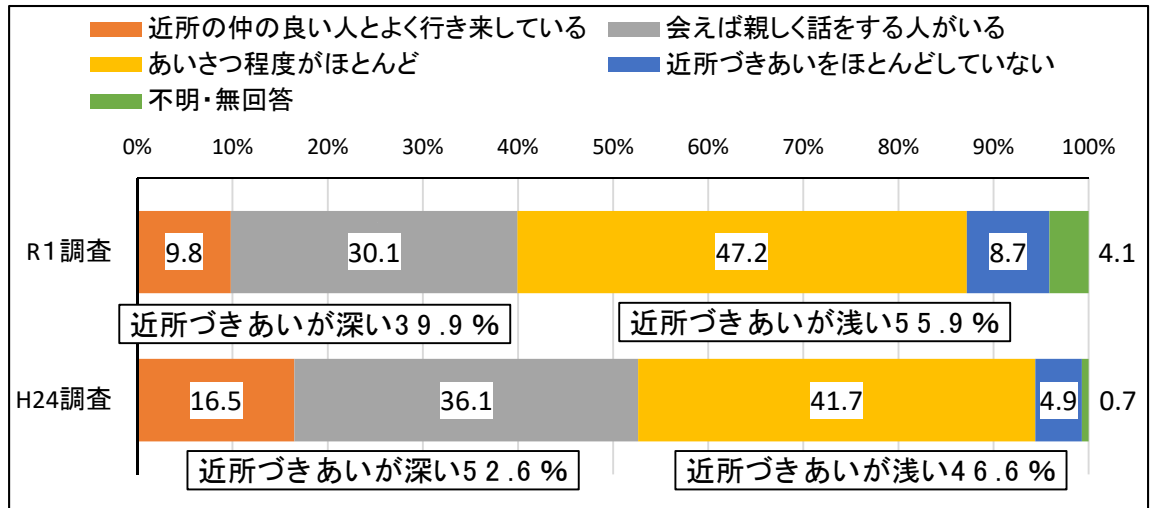


紅たでさん

次のグラフは近所づきあいのアンケート結果です。



紅たでさん



紅たでさん

特に若い方や男性でその傾向が強く、また働いている人も多いせいか、若い人は地域活動への参加率も低くなっています。

若ごぼうさん



僕のような年代が問題ということですね・・・



紅たでさん

いえ、若い人でも約半数ぐらいの人は今後地域活動に参加したいとお答えいただいています。また、若い人は活動に参加するにあたって「自分にあった時間や活動内容」「一緒にする仲間」を求められていることがわかり、よい結果が得られました。



教授

そういう求められていることを行政が一方向的に考えるのではなく、一緒に考えていくことがこの地域福祉計画では大事なことです。



えだまめさん

他にはどういう課題があったのですか？



紅たでさん

福祉関係者へのヒアリングでは、ほとんどの地域で担い手の不足や後継者がいないという意見が多くみられました。また、令和2年（2020年）は新型コロナの影響で地域の食事会や見守り活動など、さまざまな活動に影響があったとのこと。



えだまめさん

食事会とかを楽しみにしている人は残念でしょうね。



紅たでさん

そういった声も多かったと聞いています。
でも、そのような状況の中でもなんとかしようと、各地域でさまざまなアイデアを出し合い、新しい生活様式での活動を展開されているところも多々ありました。
みなさん、苦勞されていますが、そのような中でも楽しく活動されているのが印象的でした。

若ごぼうさん

ポジティブですね！



紅たでさん

おひとり暮らしの方も増えているように思いますし、こういった地域活動は今後、もっと必要とされるかもしれませんね。

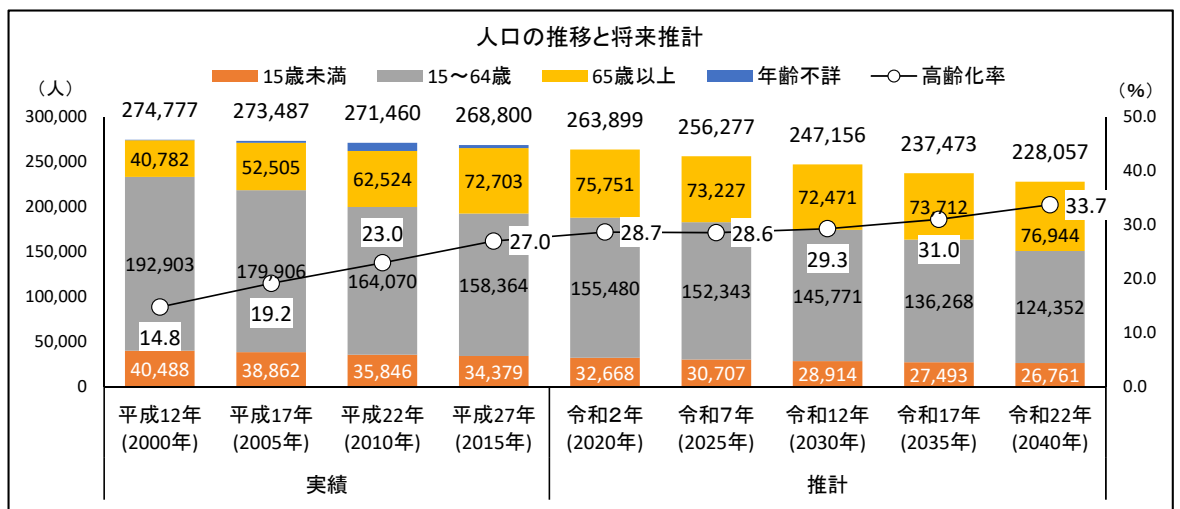


紅たでさん

次のグラフは八尾市の人口の推移と将来推計です。
65歳以上の高齢の方が多くなっています。



紅たでさん



えだまめさん

今後、どうなるか、不安になります。



教授

人口減少や少子高齢化は八尾市だけでなく、全国的な状況です。社会保障も今後どうなるかわからない中、行政による支援だけでは住民生活を守ることは難しくなっています。行政には、もちろんがんばってもらいますが、自分でできることは自分でやる、地域でできることは地域ですといった、まさしく地域福祉の取組を進めることが安心して暮らせる八尾市につながるのです。

若ごぼうさん



自分に何ができるかわかりませんが、できることからやってみようと思います。



教授

ぜひ、がんばってください。
社会構造や人々の暮らしが日々変化する中で、高齢期になっても、支援を必要とする状態になっても、誰もが「支え手」「受け手」といった関係を超えて、お互いさま、一緒に住みよいまちをつくっていく「地域共生社会」をつくっていくことが大事なのです。
次の図は厚生労働省が示した「地域共生社会」の実現に向けたイメージです。



教授





紅たでさん

おっしゃるとおり、今回の地域福祉計画では「地域共生社会」の実現に向けて、住民や地域、福祉関係者など、さまざまな人たちとの連携・つながりを強化しながら、住みよいまちづくりに取り組んでいきます。



教授

今回作る計画や市内で取り組まれているいい活動も広く普及していただきながら、よりよい地域福祉活動の展開、住みよいまちづくりに取り組んでいただければと思います。
みなさんも、地域の福祉活動に興味と関心を持っていただき、楽しく福祉活動に携わっていただければいいですね。

若ごぼうさん



なるほど、はじめはひとりになったおじいちゃんが心配だったけど、「地域共生社会」の中で、地域の人たちが見守ってくれたりすることで、住みよいまちになってくれたらおじいちゃんも安心して暮らせますね。

さっそく若ごぼうさんは地域の見守り活動に参加してみることにしました。

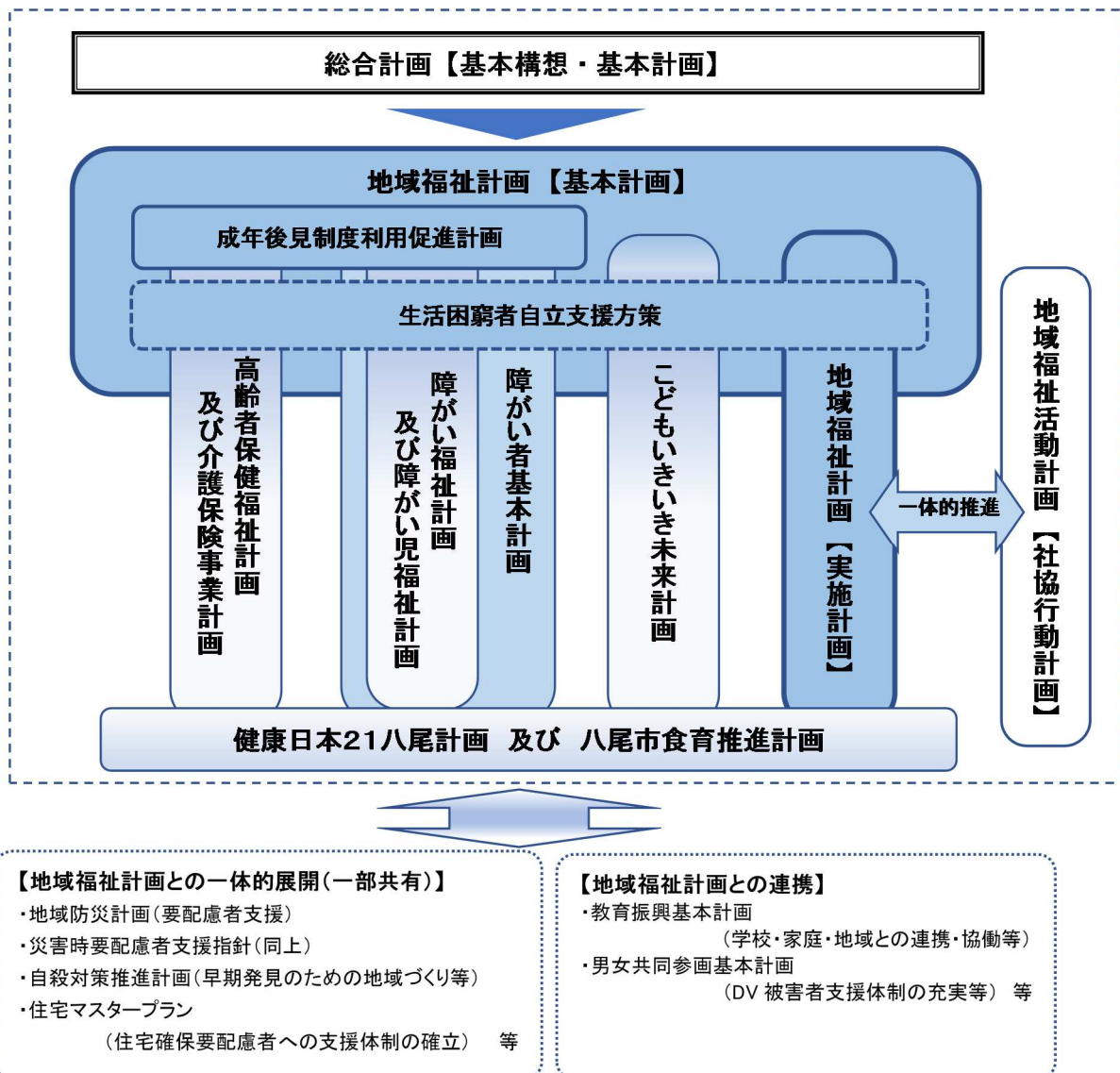
3) 計画の位置づけ



紅たでさん

- この計画は、社会福祉法第 107 条の規定による市町村地域福祉計画です。
- 地域共生社会の実現に向けた平成 30 年（2018 年）4 月施行及び令和 3 年（2021 年）4 月施行の社会福祉法の一部改正の趣旨を踏まえてつくります。
- 総合計画の内容を踏まえてつくります。
- 市の福祉計画の方向性を決めています。
- 地域において福祉の各分野が共通して取り組むべき事項などを記載します。
- 福祉以外の計画との一体的展開や連携の方針を定めます。
- 成年後見制度と生活困窮に対する取組を盛り込みます。
- 八尾市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の「地域福祉活動計画」と一体的に地域福祉を推進するものです。

第 4 次八尾市地域福祉計画と他計画との関係 <体系図>



4) 計画の期間



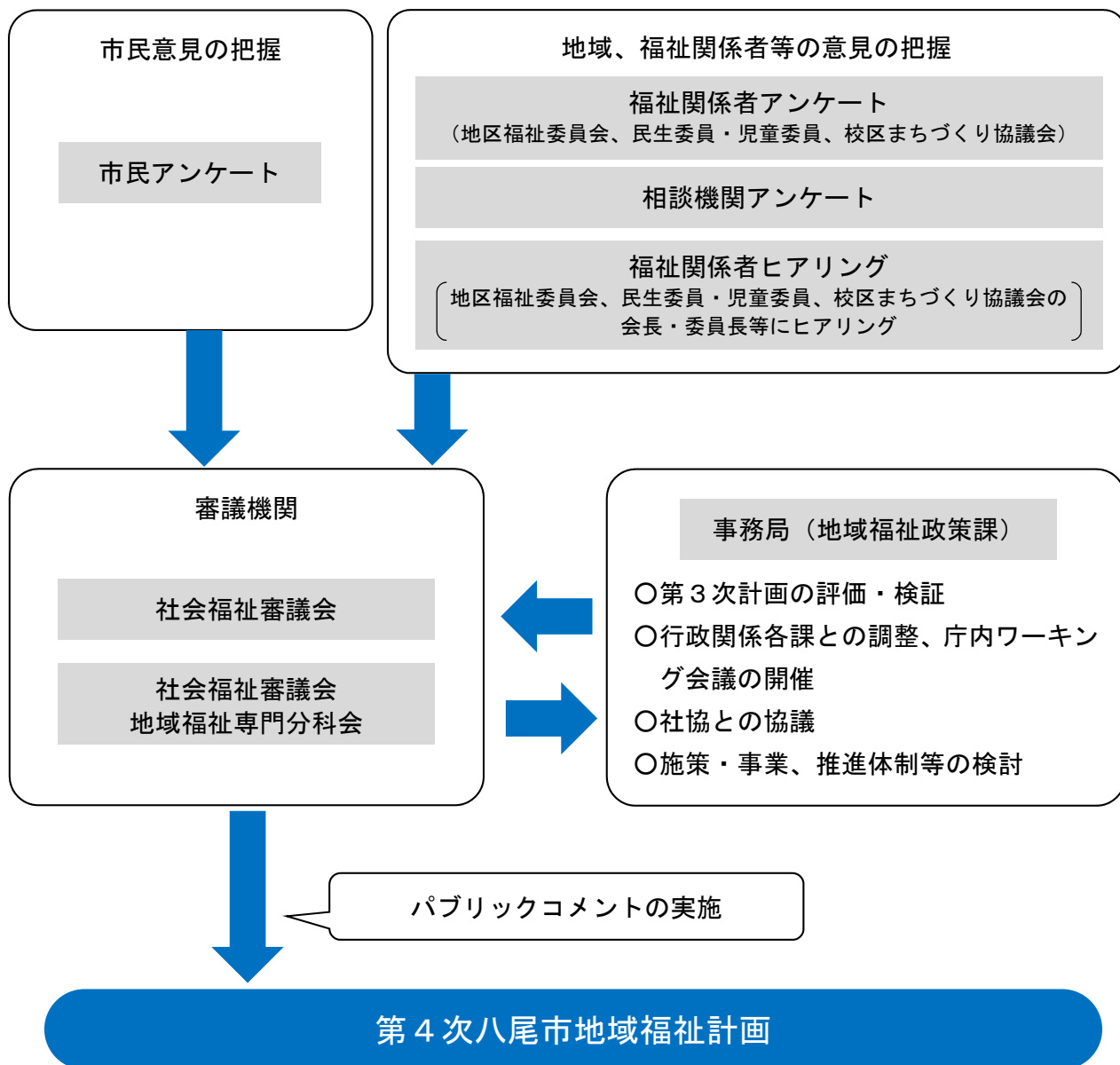
紅たでさん

この計画は令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までの8年間です。

なお、計画期間の中間年には、前期の実行計画の推進状況、社会情勢やニーズ、各種法制度等の変化を踏まえ、総合的に評価を行い、計画の変更が必要となった場合は見直すものとします。

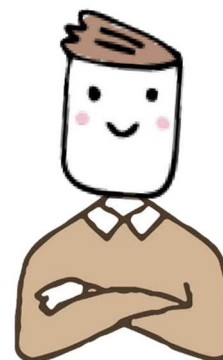
	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)
第6次 総合計画	基本構想							
	前期基本計画				後期基本計画			
地域福祉計画	第4次 (中間年に評価、見直し)							
社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第4次 (中間年に評価、見直し)							
高齢者 保健福祉計画及び 介護保険事業計画	第8期			第9期			第10期	
障がい者基本計画	第4期 前期計画				第4期 後期計画			
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期	
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期	
こどもいきいき 未来計画	後期計画				未定			

5) 策定の流れ



いろいろな人の意見で
できているんだなあ

若ごぼうさん



第2章 基本理念

1) 基本理念の設定にあたって

日本の動向



- 少子高齢化・人口減少社会の到来。
- コミュニティの希薄化。
- 社会的孤立、貧困、新型コロナによる新しい生活など、課題は多種多様。
- 解決には地域力の強化とその持続可能性を高めることが必要。
- 「受け手」「支え手」でなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が必要。
- 生活困窮にある高齢者など、複合課題の解決に包括的な支援体制の構築が必要。

各種調査結果



八尾市の特性



向かい風

- 近所づきあいの低下（特に若い世代）。
- 自治会・町会の加入率の低下。
- 地域活動が低下している。
- 少子化によりこども会が減少。
- 新型コロナの影響で孤立や差別、生活困窮が進む。
- 地区福祉委員会、民生委員・児童委員等の福祉関係者の後継者不足、担い手不足。
- 福祉関係者も疲れている。

追い風

- 地域活動への参加意向はどの年代も高い。
- 「自分に合った活動」「仲間づくり」は地域活動の促進のキーポイント。
- 各地区とも試行錯誤による魅力的な活動を展開。
- 新型コロナにより、新たな活動が展開。
- 福祉関係者は楽しく活動、おせっかい好き。
- 「まつり」は地域をつなげる起爆剤。



河内音頭でギネス世界一の八尾市。まつりはつながりのきっかけに、そのつながりが支え合い・助け合いに、そして「ほっとかれへん」気質が困っている人に手を差し伸べる。相乗効果の「おせっかい」が八尾市のいいところ。

社会福祉審議会における議論

おせっかいのイメージ



- 関わりを拒否している人に対して「つながれる」すばらしい言葉である。
- おせっかいからつながる何かがある。ねばり強く関わられる言葉。
- おせっかいはマイナスイメージもあるが、高齢者に対する悪質商法や詐欺などの消費者被害やこどもの安全に対しては「おせっかい」は必要。
- アクセスしてこない人に対して積極的な関与が必要なケースがある。例えば、虐待、高齢者など。自分から助けを求めることが困難な場合、この関与をあらわすのに「おせっかい」はよい。
- 「おせっかい」は八尾にもってこい。
- 高齢クラブの活動はまさに「おせっかい」なしではできない。

手と手を



本計画のめざす姿

- 包括的な支援により、すべての市民が夢や生きがいをもって、孤立することなく住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。
- 地域において、住民一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合うことで、自分らしく活躍しています。

2) 基本理念

誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一 ～

地域福祉のめざすところ



- 「受け手」「支え手」でなく、八尾市の誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が必要

八尾市のピンチ(課題)



- 近所づきあいの希薄化
- 地域活動への参加率は高いといえない
- 福祉の担い手が不足(特に若い人)
- 支援が必要な人は今後も増加

おせっかい
日本一

八尾市はこんなところ



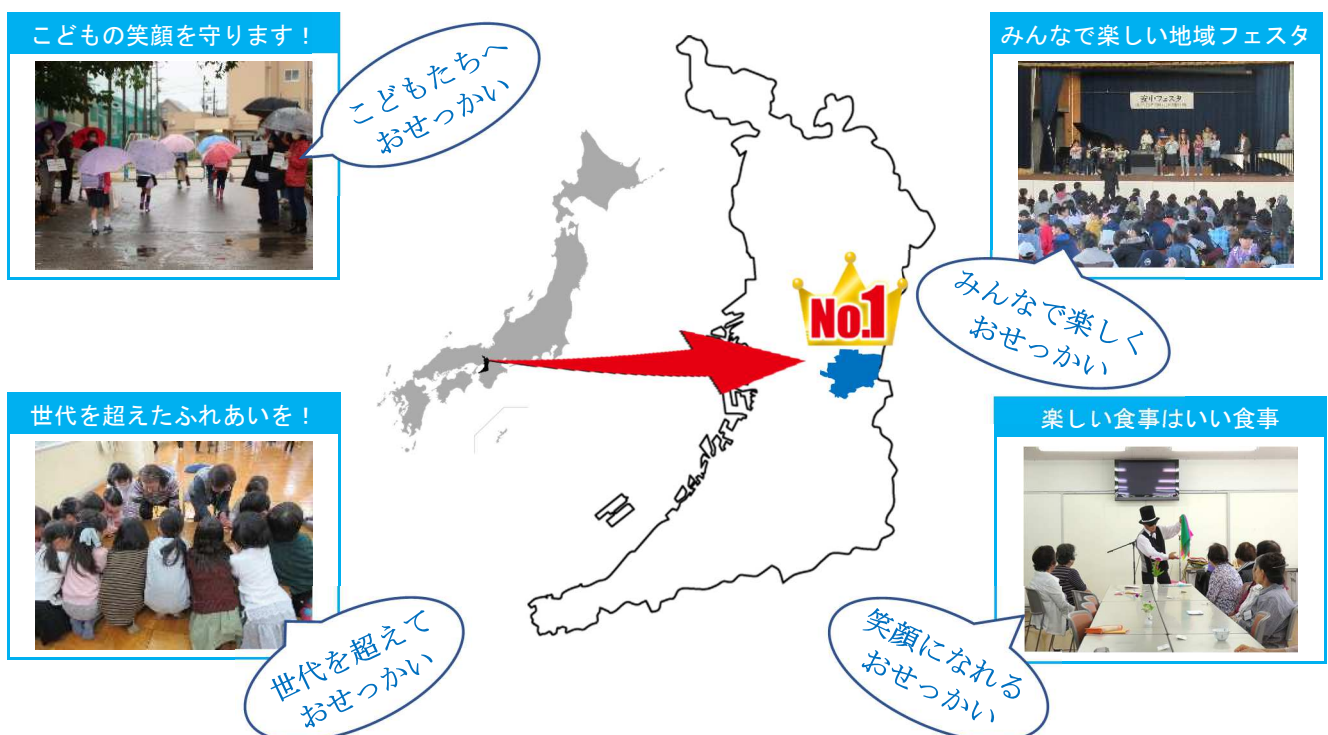
- 時代・世代を超えた河内音頭はまちを一つにつなげる
- このつながりは、毎日の声かけに
- 「声かけ→つながり→ほっとかれへん→おせっかい」に発展

福祉の追い風



- 今後地域活動に参加したい人は多い
- 参加促進には「自分に合った活動」「仲間づくり」
- 新型コロナでも何とかする担い手が多い
- 昔から地域活動が盛ん

マイナスイメージもある「おせっかい」、本市では、困っている人を放っておけない八尾市民の「ほっとかれへん」「おもいやり」の気質が生み出す「おせっかい」を天分ととらえ、この「おせっかい」によって「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち」をめざします。



3) 基本目標と計画の体系

基本目標として、「1 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり」「2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進」「3 身近な地域で支援が届くしくみづくり」の3つを定め、その達成に向けた実行計画を推進することにより、基本理念である「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一 ～」の実現をめざします。

また、3つの基本目標の達成に向けて取り組むことで、本市での重層的支援体制の構築を行います。

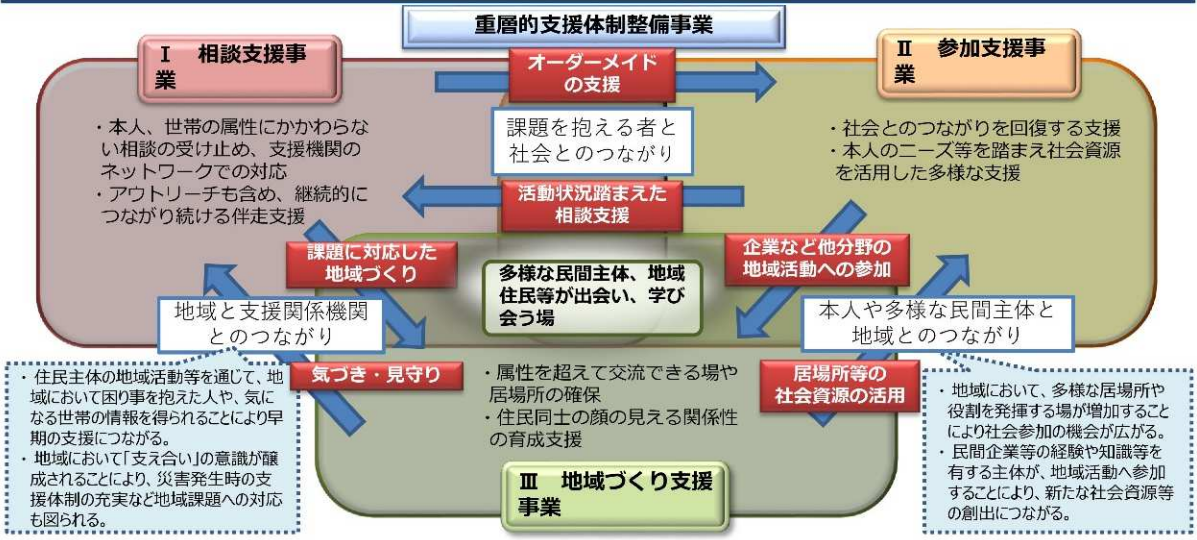
基本計画		実施計画	
基本理念	基本目標	実行計画	具体的には
誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一 ～	1 身近な地域でつながり （タテマツリ）	（1）地域福祉への意識、関心の啓発・醸成	① 地域福祉のおもしろさを拡散する ② 福祉のこころを育てる ③ 人権の視点に立った地域をつくる
		（2）地域力向上に向けた支援	① 地域の「やってみたい」「やってみよう」を応援する ② 地域づくりのプロフェッショナルをつくる ③ 地域福祉活動の見せる化
		（3）見守り・早期発見のしくみづくり	① 地域の「見つける力」を高める ② 地域の「見つける力」をつなげる
	2 多様な主体の参加支援と （ミカド）	（1）幅広い市民の参加促進	① 交流の場、居場所づくり ② 地域で活動する場や機会をつくる（おせっかい活動をひろげる）
		（2）地域福祉の担い手のすそ野拡大	① 「おせっかい人材」を見つける、育てる ② ボランティア団体を地域へつなげる ③ たすけあい有償活動をひろげる ④ 福祉のプロを育てる
		（3）多様な主体との連携強化	① 企業・NPO・学校等とつながる ② 社会福祉法人の活躍の見える化 ③ 八尾市社会福祉協議会とともにめざす「地域福祉の推進」
	3 身近な地域で支援が届く （タテマツリ）	（1）地域の権利擁護の推進	① 暴力・虐待に「気づく」「見つける」「声をかける」「つなぐ」 ② 認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる
		（2）生活困窮者への支援	① 誰ひとり取り残さない相談窓口 ② 自立への支援 ③ たくさんの人や支援がつながる

	(3) 災害時要配慮者への支援づくり	② 発災時に備えた日ごろからのつながりづくり
	(4) 支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり	① 断らない相談支援体制づくり

重層的支援体制の事業イメージ

「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
 - 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。(相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実)
 - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される(地域資源の開拓)
 - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づき生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりがやすくなる。(地域の支え合い)
- 多様なつながりが生まれやすくなる環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること(プラットフォーム機能)が効果的である。



(出典：厚生労働省)

※本市の「基本目標1」は国の「地域づくり支援事業」、「基本目標2」は「参加支援事業」、「基本目標3」は「相談支援事業」に対応しています。



紅たでさんのコラム 「誰ひとり取り残したくない私の思い」

令和2年(2020年)8月に本市では特別定額給付金の申請を出さなかった方への訪問勧奨事業(訪問して申請を出してもらうように呼びかけをする事業)を行いました。

特別定額給付金は、すべての市民にひとり10万円をお渡しする事業です。新型コロナの対策で、すべて郵送で申請するしくみでしたが、高齢者を中心に、書き方の分からない人が市役所にたくさん来られました。その様子を見て、他にも申請ができない人がいるんじゃないかと思ったのがこの事業をやろうと思ったきっかけです。

さまざまな理由で申請できなかった人が申請につながった一方、手続きが面倒だという人、住所を置いたまま所在の分からない人、近所との交流が全くない人など、地域とのつながりが希薄な方の存在が明らかになりました。また、訪問の結果、申請が出ていなかったのは、高齢者よりも40代、50代の方で、男性のひとり暮らしの人が多くという結果になりました。

この事業を通じて、地域のつながりの大切さや制度の狭間にいる人への支援の必要性を強く感じました。地域共生社会づくりに向けた地域づくり支援、参加支援、相談支援を充実させて



基本目標 1

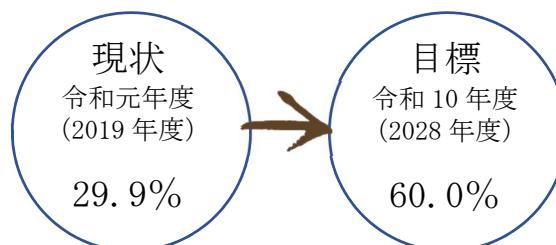
身近な地域でつながり支え合う基盤づくり

本市では、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動をはじめ、民生委員・児童委員の活動など、さまざまな人や団体が身近な地域で支え合いの取組を行っています。さまざまな課題を抱えながら、誰にもつながらず、もしくは必要な支援を拒否するなどして、地域で孤立している人や世帯があります。その中で、少しでも多くの人があいあわせに暮らせるように、安心できるように、楽しんで生活できるようにと、日々地域活動にいそしむ人は多く、八尾の地域力、市民力はまさにおせっかいの塊であるといえます。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大により、地域の活動が一斉に止まり、そこでつながっていた地域のひとり暮らし高齢者等の孤立リスクが高まるなど、地域活動に大きな影響が出ました。今後は、このコロナ禍で経験したことを生かし、地域を舞台にさまざまな人や団体が行っているこの「おせっかい」活動をもっともっとパワーアップさせるため、社協や出張所、人権コミュニティセンター（隣保館）などが、新たな事業展開や環境整備を地域とともに進めていきます。そして、すべての人があいあわせを感じるまちにするため、地域を拠点とするあらゆる機関、あらゆる人が支え手・受け手の関係を超えて、つながり、支え合う基盤づくりを行っていきます。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

地域での福祉活動が
活発だと思える市民の割合
(市民意識調査)



1 - (1) 地域福祉への意識、関心の啓発・醸成

現状

- 地域活動をしている人の多くは楽しいと感じているのに担い手が増えない。
⇒活動の楽しさが伝わっていない。
- 福祉に関する情報が入手できていない人が多い。
⇒世代に合った情報発信ができていない。こどもたちが地域福祉にふれる機会が少ない。
- 調査結果から“障がい”に対する理解が進んでいるとはいえない。
⇒日常的に考える機会や当事者と関わる機会が少ない。

課題

- 地域活動の魅力を広く周知する必要がある。
- 各世代に届く内容や手法で情報発信をする必要がある。
- 福祉を身近に感じる機会を増やす必要がある。
- 福祉や人権に対する理解を深める必要がある。

具体的な取組①

地域福祉のおもしろさを拡散する

地域には、たくさんの「福祉」にかかわる仕事や活動がありますが、その活動や情報は、限られた人にしか知られていなかったり、限られた範囲で実施されていたりして、その魅力は広く知られていない状況です。

地域福祉が「身近にあること」「頼れる味方であること」「おおきなやりがいがあること」など、地域福祉の魅力をさまざまな場面や機会をつくり、発信していきます。

取組み内容



- 「地域福祉」が目に入る機会を増やす
- 地域福祉の「プラットフォーム」をつくる
- 地域福祉の「広告塔」をつくる

具体的な取組② 福祉のこころを育てる

次代を担う子どもたちに、福祉活動を知ってもらい、その大切さを感じ、地域福祉の担い手として、活動してほしいという思いを持っている人がたくさんいます。

他人に対して無関心である人が増えている中、さまざまな人が社会にいて、また相手を思いやる行動を幼い頃から身近に感じ、学ぶ場や機会を増やしていくことが必要です。

子どもだけでなくすべての市民が、身近な地域の課題を解決する力を育てていくための福祉教育を進めていきます。

取組み内容



- さまざまな人がつどい学べる場をつくる
- 地域の人が子どもたちの福祉の芽を育てる

具体的な取組③ 人権の視点に立った地域をつくる

人権尊重は、生活をする上で、最も基本となる意識です。ともに生きていく社会をめざしていくため、差別や格差、孤立などといった問題が地域生活課題の一つであることを意識し、地域住民の人権問題に対する理解を深めていくことにより、その壁を取り除くとともに、地域で活動するすべての主体が、ともに理解し合い、認め合える地域づくりを行います。

取組み内容



- 多様性を理解する機会を増やす
- 人権福祉教育をひろめる

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
さまざまな人がつどい学べる場の 修了者数	— 令和元年度 (2019年度)	100人 令和10年度 (2028年度)

1 - (2) 地域力向上に向けた支援

現状

- 地域活動が定番化しており、コロナ禍での活動に苦慮している。
⇒地域のニーズや社会情勢に合わせた柔軟な取組がしにくい。集まりにくい状況のもとでは、地域の中だけではアイデアが出にくい。
- 楽しく活動している福祉関係者は以前よりも増加。一方、半数以上が活動を負担に感じている。
⇒負担感が先行し、新たな担い手につながらない。
- 知られていない地域活動が多い。
⇒活動する人のモチベーションが維持しにくい。

課題

- 地域活動の幅をひろげるように支援する必要がある。
- 活動の負担感を減らし、モチベーションを上げる必要がある。
- アイデアを形にして、よい取組を他の地域にも拡散する必要がある。

具体的な取組①

地域の「やってみたい」「やってみよう」を応援する

地域では、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動をはじめ、民生委員・児童委員の見守り活動など、さまざまな個人や団体が支え合いの取組を行っています。

地域がアイデアを出し合い「やってみたい」「やってみよう」と思ったことが実現できるよう、社協や地域拠点である出張所などを通じて、さまざまな社会資源を巻き込みながら、ともに地域の夢の実現を行います。

取組み内容



- 地域活動をする人や団体に光をあてる
- 大学生、民間企業などさまざまな主体と地域をつなげる
- 地域福祉活動のスタートダッシュを応援

具体的な取組②

地域づくりのプロフェッショナルをつくる

地域には、歴史、自然、文化などの地域資源や「地域づくりの知恵やノウハウ」など、そこにしかない魅力や強みがあります。それらの地域特性やニーズを把握し、適切に地域活動へ反映していくなど、必要な地域支援スキルを高めるとともに、地域間の交流を深め、お互いの活動を高めていくため、社協コミュニティワーカーや出張所、人権コミュニティセンターなどによる地域支援の充実を図ります。

取組み内容



- 社協コミュニティワークの充実
- 地域づくりのコーディネーターのプロをつくる

具体的な取組③

地域福祉活動の見せる化

地域活動は、それぞれの団体や地域で行われるため、他の活動内容を知る機会がありません。それぞれの団体や地域が自らの活動を見せ合い、比べたり、ほめあったりすることで、地域のモチベーションを高め、さらには、地域間連携を促すことをめざします。

取組み内容



- お互いをほめるしくみをつくる
- お互いのよいところを見せ合う場をつくる

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
八尾市地域福祉推進基金活用件数	8件 令和元年度 (2019年度)	20件 令和10年度 (2028年度)

1 - (3) 見守り・早期発見のしくみづくり

現状

- 地域が協力して取り組む分野は「高齢者世帯への見守り・支援」が半数を超えている。
⇒高齢者以外への支援の必要性を意識する人が少ない。
- 地域における助け合いや活動の活発化に必要なこととして、「住民相互の交流、つながり」を挙げる人が多い。
⇒気づきやつながりのきっかけがないと活動が活発化しにくい。
- 相談機関につながれた時点で課題が重篤化していることがある。
⇒ちょっとした変化に気づき、つなぐしくみがない。

課題

- 高齢者以外に支援が必要な人がいることを知ってもらう必要がある。
- 地域の交流を増やすことによって、つながりを強化する必要がある。
- 変化に気づいて、早期に支援につなぐ必要がある。

具体的な取組① 地域の「見つける力」を高める

地域には、高齢者やひとり親世帯、ひきこもりや8050世帯など、さまざまな人や世帯が生活しています。「何かおかしい」と地域のちょっとした変化に気づけることが、地域の中で困りごとを持つ個人やその家族を見つける大きな力となります。

この「気づき」の視点をすべての住民やそこにある企業や商店までもが持てるよう、ちょっとした工夫や学び合いの場をもち、地域の見つける力を養います。

取組み内容



- 八尾市民の「ほっとかれへん」を目覚めさせる
- 「気づき」をレベルアップするための経験をつむ

具体的な取組②

地域の「見つける力」をつなげる

地域の「見つける力」は、一つよりふたつとたくさんつないでいくと、困りごとを持つ個人やその家族を見守るネットワークとなります。また、住民だけでなく、企業や商店など多様な主体がキャッチした「気づき」を、地域福祉活動の担い手、社協コミュニティワーカーや出張所、人権コミュニティセンターと共有し、高齢者あんしんセンターなどの個別支援の専門職とも共有することによって、的確な支援につながります。

地域で活動する多様な主体の「気づき」による「見つける力」をつないでいくことで、見守りのネットワークをつくり、「誰ひとり取り残さない」地域づくりを行います。

取組み内容



- つなげる「キーパーソン」をつくる
- 見つけたものを気軽に共有するしくみをつくる

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
見守り活動への協力事業者数	701 件 令和元年度 (2019 年度)	750 件 令和 10 年度 (2028 年度)
「災害時要配慮者支援指針」に基づく 同意者リスト活用小学校区数	— 令和元年度 (2019 年度)	28 小学校区 令和 10 年度 (2028 年度)



基本目標 2

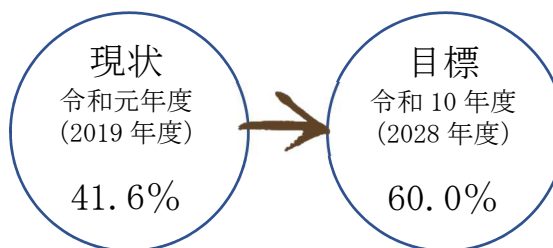
多様な主体の参加支援と連携・協働の推進

身近な地域で心の通う人間関係を育むことや、一人ひとりが身近な地域を舞台に個性や創造性を発揮しながら役割を担っていくことは、人に安心感を与えるだけでなく、生活の豊かさの幅をひろげることに繋がります。地域に住まう、また、活動するすべての人が、地域を好きになり、しあわせを感じて暮らしていけるよう、3つのおせっかいを実行します。

- ① 市民へのおせっかい 地域の中で、誰ともつながらず、また、つながりを拒否している人や世帯が、自然につながれるしくみをつくります。
- ② 地域へのおせっかい 地域活動のさまざまな形を作り出し、地域活動に参加したいけれど、まだ行動につながっていない潜在的な担い手を行動につなげます。
- ③ 企業等へのおせっかい 地域にある企業、NPO、学校などの多様な主体が持つ強みを福祉に使っていきたくなるようなしかけをつくります。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

地域活動や市民活動に参加した経験がある
市民の割合（市民意識調査）



2 - (1) 幅広い市民の参加促進

現状

- 地域活動への参加者が固定化している。
⇒活動のマナー化や新たに参加しにくい雰囲気につながる。
- 市民の約半数は地域活動への参加意向があるが、若い人が参加できていない。
⇒きっかけがないため、参加につながらない。
- 「自分に合った時間」「特技を生かせる」「仲間と一緒に」であれば、参加したいと思う人が多い。
⇒自分の都合に合った活動の場や機会がない。
- 近所づきあいの希薄化が進んでいる。
⇒子どもたちが地域のつながりを実感する機会や場が少なくなっている。

課題

- 参加促進に向けた新しいスタイルの交流の場や地域活動が必要である。
- 誰でも気軽に参加できる場や機会づくりが必要である。

具体的な取組① 交流の場、居場所づくり

誰でも気軽に交流できる場があることは、人と人がつながれるきっかけとなります。人と人がつながれば、安心や生きがい生まれ、また、何かをはじめのきっかけにもなります。

すでに地域で実施されているふれあい喫茶などの集いの場に加え、集わなくてもつながれる方法や買い物ついでにつながれる場など、つながり方や場所を増やすことで、あらゆる市民が地域で自分の居場所を見つけ、誰かとつながれることをめざします。

取組み内容



- 「□□」 ついでに立ち寄れる場をつくる
- 「△△」 すぎてワクワクする場をつくる

具体的な取組②

地域で活動する場や機会をつくる（おせっかい活動をひろげる）

地域の誰もが気軽に参加できる地域活動の場や思わず参加してしまうような場や機会をひろげます。

福祉関係者の多くが地域活動に「やりがい」や「誇り」を感じていることから、地域活動には、大きな活力や生きがいを生む力があるといえます。さまざまな市民、子どもや若い人が参加しやすい地域活動をはじめ、新たな地域活動の場や機会をつくっていきます。

取組み内容



- 時間にとらわれず活動できる場をつくる
- 「すき」や「とくい」を生かせる活動を増やす
- こどもの頃から地域のおせっかいにふれる原体験をつくる
- おせっかい応援制度をつくる

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
地域資源マップ登録者件数	326 件 令和元年度 (2019 年度)	400 件 令和 10 年度 (2028 年度)

2 - (2) 地域福祉の担い手のすそ野拡大

現状

- 高齢化が進むにつれ、地域活動の担い手や後継者の不足が加速化している。
⇒将来の地域活動が維持できなくなる。
- ボランティア活動に今後参加したいという人がいても参加につなげていない。
⇒自分の知識や特技を生かせる場がない。
- 無償で誰かに助けてもらうのは気が引けるが、高額だと頼めないという声がある。
⇒ちょっとしたことを頼む相手がいない。
- 支援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。
⇒相談援助の専門職の高いスキルがないと対応できない。

課題

- 「担い手不足」「後継者不足」の解消に向けた掘り起こしが必要である。
- さまざまなニーズに対応できるよう多様なボランティアを募る必要がある。
- ちょっとした困りごとに対応できる有償のしくみが必要である。
- 専門的な知識やスキルを持つ人材を育成する必要がある。

具体的な取組①

「おせっかい人材」を見つける、育てる

高齢化の進行や、若い世代の地域参加の減少などで減ってきている「おせっかい人材」を増やします。

八尾の地域は、「あの人ほっとかれへんわ」と思ってしまうこの「おせっかい人材」に支えられているため、この人材の減少は、地域福祉に危機的状況をもたらすといっても過言ではありません。さまざまな場や機会を活用し、地域の「おせっかい人材」を見つけ、育てることに取り組みます。

取組み内容



- 「おせっかい達人」の発掘
- 「おせっかい人材」を養成する研修の開催

具体的な取組②

ボランティア団体を地域へつなげる

地域のさまざまな課題解決に、テーマごとに集まって活動しているボランティア団体の活動をつなげていきます。

社協ボランティアセンターが中心となり、地域とのマッチングやさまざまな課題に対応できるボランティア団体の育成や支援を行います。また、ボランティア活動自体についても幅広い市民に知ってもらうため、広報活動にも力を入れ、誰でも気軽に参加でき、活用できるしくみづくりを行います。

取組み内容



- 地域ニーズにそったボランティアを増やす
- ボランティア活動のにぎわいをつくる

具体的な取組③

たすけあい有償活動をひろげる

ひとり暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化が進むにつれて、今後“電球の交換”や“買い物代行”など、社会保障制度で対応できない困りごとが一層増えてくると予想されます。普段の暮らしの中のちょっとした困りごとを住民同士で助け合う活動を行うしくみとして、有償による新たな「おせっかい」のしくみをひろげていきます。

取組み内容



- 住民の「困った」と「役立ちたい」をマッチング
- 住民の「とくい」を生かせる有償活動

具体的な取組④ 福祉のプロを育てる

今後、支援を必要とする人の増加や生活課題の複合化・複雑化により、専門的な知識やスキルを持った福祉人材がますます必要となります。

市民一人ひとりの福祉課題やニーズにきめ細やかに対応する福祉人材を育成するとともに、キャリアアップのしくみの構築を行います。また、社協をはじめ、他の社会福祉法人やサービス提供事業所等と連携による福祉人材の確保、育成に取り組みます。

取組み内容



- 福祉人材の魅力を伝える
- 専門性を高める研修や職場内教育（OJT）を実施する
- 社協、社会福祉法人やサービス事業所等と一緒に福祉のプロを育てる

具体的な取組①～④に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
地域の福祉活動に関わっているボランティアセンターにおける福祉ボランティア登録者数	1,852人 令和元年度 (2019年度)	2,000人 令和10年度 (2028年度)
市民後見人バンク登録者数	28人 令和元年度 (2019年度)	60人 令和10年度 (2028年度)

2 - (3) 多様な主体との連携強化

現状

- 地域では、民生委員・児童委員や地区福祉委員会などの既存団体の連携ができているところが多い。
⇒地域と福祉関係者との連携はあまりできていない。
- 地域の団体は、企業やNPO、学生との連携が必要だと考えている人が多い。
⇒企業やNPOなどと交流をするきっかけがない。
- 近所づきあいが希薄化する一方で、助け合いを必要と考える人が多い。また、支援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。
⇒市と社協が強力なタッグを組まなければいけない。

課題

- 企業やNPO、学校などさまざまな主体の連携が必要である。
- 地域と社会福祉法人の連携が必要である。
- 市と社協がともに「おせっかい日本一」の八尾市づくりに取り組む必要がある。

具体的な取組①

企業・NPO・学校等とつながる

地域のさまざまな課題を解決するためには、地域住民だけでなく、各種団体と連携・協力することにより、地域の課題を共有し、解決力を高めることが必要です。

地域と企業、NPO、学校等が日ごろから「顔の見える関係づくり」や「地域の課題の共有」を行い、ともに課題解決を行えるしくみをつくります。

取組み内容



- 企業と福祉の接点を地域でつくる
- NPOの強みを地域福祉活動につなげる
- 学校等とのコラボレーション

具体的な取組②

社会福祉法人の活躍の見える化

市内の社会福祉法人が取り組む多様な地域貢献活動について集約し発信することで、他の社会福祉法人の地域貢献活動をひろめていくとともに、地域住民が必要なときに必要な支援・サービスにつながるしくみをつくるなど、社会福祉法人と連携した地域づくりを進めていきます。

取組み内容



- 社会福祉法人の取組の見える化
- 地域のニーズにあった地域貢献活動をひろめる

具体的な取組③

八尾市社会福祉協議会とともにめざす「地域福祉の推進」

本計画の基本理念である「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一 ～」を実現するためには、社協との共走が不可欠です。社協が策定する「地域福祉活動計画」の各目標が、地域でくまなく実現できるよう、また、地域で活動するさまざまな人や団体、事業者や機関とともに地域福祉を推進していけるよう、社協の基盤強化を行い、ともにおせっかい日本一をめざします。

取組み内容



- さまざまな場や機会を社協と共有する
- 地域福祉活動計画との一体的な推進

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
地域内のさまざまな主体での会議回数 (高齢者、障がい者、学校園等、保育所 (園)、児童に関する地域内施設等)	41回 令和元年度 (2019年度)	67回 令和10年度 (2028年度)

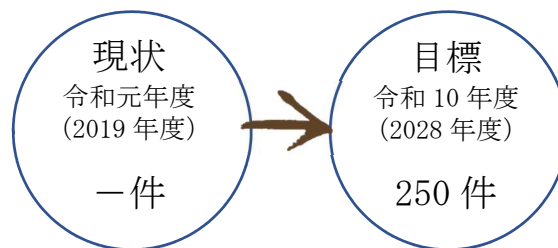


地域には、老老介護世帯やひとり暮らし高齢者世帯、8050問題にごみ屋敷、生活困窮、孤立死など、さまざまな地域生活課題が存在しています。それらは、単体であるのではなく、専門性が必要とされる課題が絡み合いながら複雑化・複合化している場合が多い上、地域からの孤立や支援拒否などが支援につながることを妨げ、課題をますます深刻化させています。

このような中で、介護、障がい、児童、生活困窮、医療・保健、権利擁護などの暮らしを支える関係事業の充実を図るとともに、地域で盛んに行われている地域福祉活動と情報を共有し、専門機関等がしっかりとタッグを組んで課題解決に向けて取り組んでいけるよう、課題を抱える人や世帯をまるごと支援する専門職等によるおせかい体制をつくります。また、これらの課題等に対し、専門職等がスムーズに支援タッグを組めるよう、地域で困りごとにしっかりと向き合い、活動する福祉生活相談支援員等を巻き込みながら、コーディネートする「つなげる支援室」を新たに設置し、誰ひとり取り残さない支援を行います。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

つなげる支援室で支援調整などを行った件数



3 - (1) 地域の権利擁護の推進

現状

- 権利擁護に関する相談窓口の認知度は低い。
⇒制度につながらず、悪質商法や詐欺などの消費者被害が増える。
- 後期高齢者が増えるため、判断能力が十分でない人の支援のニーズは高まる。
⇒成年後見制度への理解が進まないと、適切な支援につながらない人が増える。
- 全国的に高齢者虐待・児童虐待は増加傾向である。
⇒対応が遅れると命に関わる問題になる。また、支援の担い手が不足する。

課題

- 権利擁護に関する事業・制度、窓口の周知が必要である。
- 成年後見制度の利用促進にあたって、「手続きの負担軽減」「制度の周知」「経済的な負担の軽減」「窓口の明確化」を総合的に行う必要がある。
- 虐待防止に向けた早期発見・早期介入・早期対応が必要である。

具体的な取組① 暴力・虐待に「気づく」「見つける」「声をかける」「つなぐ」

地域における DV などの暴力、こどもや高齢者、障がい者への虐待は「ぜったい許さない意識」を高めます。また、地域の「見つける力」と関係機関が連携し、暴力や虐待の早期発見や早期対応のできる体制の強化を図ります。

さらには、DV 被害者や被虐待者が、地域で孤立することがないように、地域で活動する多様な主体による見守り、近隣とコミュニケーションを持ちながら、暴力・虐待を見つけたら、勇気をもって通報できる地域づくりを行います。

取組み内容



- 地域で「暴力・虐待を許さない意識」を高める
- 早期発見、早期対応に向けた取組みを行う

具体的な取組②

認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人は、自分で預貯金などの財産管理、介護サービスの契約などの手続きをすることが難しい場合があります。また、自分に不利益であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法や詐欺などの消費者被害に遭うおそれもあります。

たとえ、判断能力が十分でなくても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度を多くの人に利用してもらい、その人が安心して自分らしく生活が送れるよう支援していきます。

取組み内容



- 認知症になっても、障がいがあっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう「八尾市成年後見制度利用促進計画」(P42・43)を策定し、取組みを進める。

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
権利擁護に関する相談件数（チーム派遣・個別相談・専門相談・市民後見人相談の合計）	— 令和元年度 (2019年度)	200回 令和10年度 (2028年度)
市民後見人の受任件数	5件 令和元年度 (2019年度)	20件 令和10年度 (2028年度)

3 - (2) 生活困窮者への支援

現状

- 経済的困窮や就労に対する支援ニーズは高い。
⇒ニーズに対する支援や就労・参加の場が不足している。
- 生活困窮者は、必要な医療や介護を受けていないなど、日常生活に幅広く影響が出る。
⇒そのままにしておくとともに問題が複雑化する。
- 地域から孤立している人やひきこもりの人の困窮の実態が分からない。
⇒支援につながらないまま取り残されている可能性がある。

課題

- SOSを見逃さないよう日常生活の中で誰かが見守るしくみが必要である。
- 早期支援につなぐための手立てをとる必要がある。
- 課題が幅広いため、連携して支援につなぐ必要がある。
- 自立に向けた寄り添い型の支援が必要である。

具体的な取組①

誰ひとり取り残さない相談窓口

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、地域には、さまざまな困りごとを抱え、生活に困窮している人や世帯があります。

これらの人や世帯に対し、まずは受け止め、さまざまな機関と連携し、まるごと支援を行っていきます。さらには、支援拒否などの理由により、支援につながらない人や世帯に対しては、生活困窮相談窓口などのアウトリーチを通じて、誰ひとり取り残さない支援を行います。

取組み内容



- どこにもつながらない相談を受け止める
- 早く気づく、早く支援につなげる

具体的な取組② 自立への支援

社会参加をすることは、社会や地域で活躍できる役割を持ち、誇りや生きがいを見つけることにつながります。多様な機関との情報共有や、福祉分野以外との連携、さまざまな働き方の周知・啓発などにより、多様な就労の場づくりや社会参加の場づくりを進めます。

取組み内容



- 社会参加の場の開拓や創出
- 就労訓練、就労の場の開拓や創出

具体的な取組③ たくさんの人や支援がつながる

住宅確保、若者支援、こども貧困支援、生活福祉資金貸付制度など、さまざまな機関や制度とつながり、生活困窮者のまるごと支援を行っていきます。また、社協、民生委員・児童委員による訪問や地区福祉委員会による見守りなど、地域福祉活動による支援もあわせて行っています。

取組み内容



- いろんな分野に福祉がつながる
- 地域で気づく、地域で見守る

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
相談件数に占める生活困窮者自立支援プランを作成した割合（率）	47.47% 令和元年度 (2019年度)	50%以上 令和10年度 (2028年度)

3 - (3) 災害時要配慮者への支援づくり

現状

- 災害の備え、地域で取り組む重要なこととして、避難方法等を決めておくことが重要と考える市民が多い。
⇒実際は避難指示が発令されても危険だと判断する人が少ない。
- 近所づきあいをほとんどしていない人が半数程度いる。
⇒いざという時に助け合うことができない。
- 地域で災害時に手助けを必要とする人や世帯を把握しておくことが重要と考える福祉関係者は多いが、市民は少ない。
⇒手助けが必要な人を支援する人が不足する可能性がある。

課題

- 自力で避難できない人への実効性のある避難支援が必要である。
- 災害等の緊急時に備え、日ごろからつながりを持つ必要がある。

具体的な取組①

災害時要配慮者への支援づくり

本市では、災害時要配慮者の避難行動を促進すること、避難行動支援の取組みの実効性を高めることを目的として、令和2年（2020年）3月に「八尾市災害時要配慮者支援指針」を策定しました。

この指針に基づき、「災害時に誰も取り残されることなく、安全な場所に移動・避難すること」をめざし、地域や行政、また福祉事業者等とも連携しながら個別避難計画策定に取り組めます。また、福祉避難所の役割と機能を整理し、その充実に取り組めます。

取組み内容



- 「八尾市避難行動要支援者支援マニュアル」の周知と、それを活用した実効性のある避難支援
- 誰ひとり取り残さないための実態把握
- 福祉避難所の充実

具体的な取組②

発災時に備えた日ごろからのつながりづくり

地域における住民間の関係づくりは、地域で主体的なまちづくりにおいて特に重要になります。その関係性は、災害時の避難支援においても有効であることから、地域コミュニティの充実につながるよう、社協と連携して、地域による同意者リストを活用した取組を支援します。

取組み内容



- 同意者リストの地域での活用

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
「災害時要配慮者支援指針」に基づく同意者リスト活用小学校区数	— 令和元年度 (2019年度)	28 小学校区 令和10年度 (2028年度)

3 - (4) 支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり

現状

- 福祉の相談窓口・サービスの情報を入手できていない人が7割にのぼる。
⇒近所づきあいの浅い人、情報が得られていない人は相談相手がいない。
- 身近な相談窓口の充実を求める市民が多い。
⇒どこに行っても支援につながるしくみになっていない。
- 支援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。
⇒相談機関が連携しないと支援できない。
- 困難ケースの対応の際の課題は、「リーダーシップをとる機関がなく、役割分担ができない」が最も多い。
⇒現在はリーダーシップをとる組織が存在しない。

課題

- 市民がどこに相談をしても必要な支援につながる相談体制の構築が必要である。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた人に対応するために相談機関のコーディネート機能が必要である。

具体的な取組①

断らない相談支援体制づくり

市民がどこに相談しても、必要な支援につながるよう、高齢者、障がい者、子ども、健康、人権、消費などのさまざまな相談窓口がしっかり相談を受け止めます。

加えて、分野別の枠組みに収まらないような内容については、生活困窮相談窓口が受け止め、誰ひとり取り残さない体制をつくります。

さらには、介護、障がい、子育て、生活困窮などの複雑化、複合化した課題を抱えた人や世帯については、「つなげる支援室」がコーディネートを行い、関係機関で連携して支えるしくみづくりを行います。

取組み内容



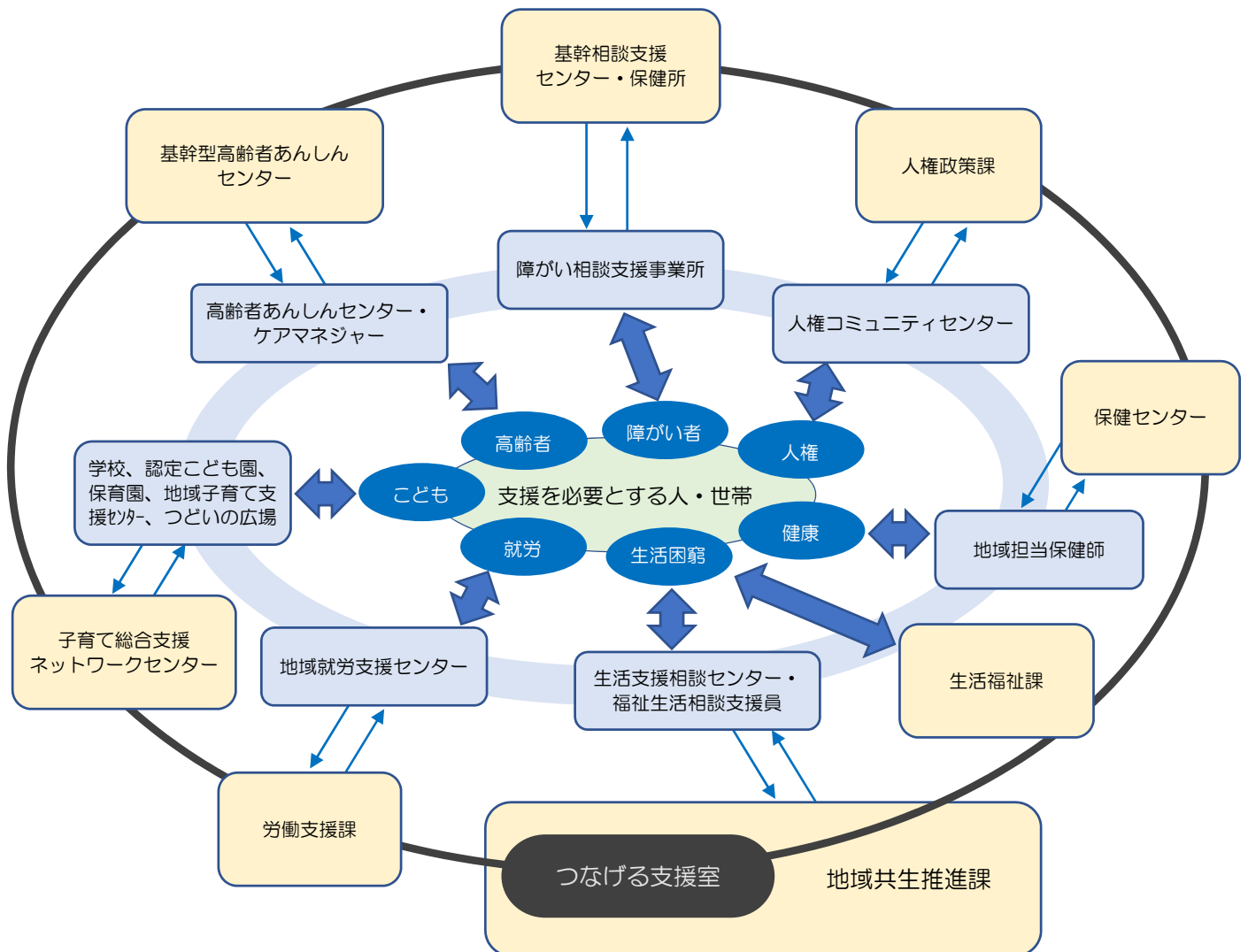
- 「つなげる支援室」が、ケースにあわせた支援チームをつくる
- 支援機関がスムーズに連携できる個人情報の管理や共有ルールをつくる
- さまざまな分野が支援に加わる場や機会をつくる
- ちょっとした変化や異変に「気づける」市役所をつくる
- 困難なケースにもしっかりと向き合い支援できる専門職をつくる

具体的な取組に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
つなげる支援室で支援調整などを行った件数	— 令和元年度 (2019年度)	250件 令和10年度 (2028年度)

八尾市版 断らない相談支援体制



つなげる支援室の役割

高齢者の相談



障がい者の相談



こどもの相談



これまでどおりそれぞれの窓口でしっかりと対応していきます。

しかし…

たくさんの課題を抱えている家族など、相談支援につながりにくい場合があります。例えば、3世代同居の家族それぞれが何らかの問題を抱えているようなケースや、一人の人が疾患や困窮、セルフネグレクトなどの複数の課題を抱えているような複雑なケースは一つの相談支援機関では解決がしにくいです。

そのため

複合的な課題を抱える対象者を支援するための組織をつくります。



地域共生推進課 つなげる支援室

- 必要な関係者に声をかけて支援をうながします。
- 関係者が集まって話し合う場を持ちます。
- 支援が続くようにサポートします。
- 関係者へ助言を行い、スキルアップを支援します。

八尾市成年後見制度利用促進計画

～認知症になっても、障がいがあっても自分らしく～

成年後見制度は、たとえ、判断能力が十分でなくても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、本人の権利と財産を守り、その人が安心して自分らしく生活が送れるよう支援していく制度です。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年（2016年）法律第29号）及び「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる八尾のまちをめざすため、「八尾市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

<< 取組み内容 >>

○ 広める

→誰もが、必要な制度を適切に利用することができるよう、また、早期に発見、早期支援につながるよう、さまざまな方法で制度の内容を発信します。

○ 学ぶ

→成年後見制度による支援が進むよう、研修、講座などを通じて、関係機関とともに制度について学びます。

○ 支援がつながる

→八尾市社会福祉協議会権利擁護センターを中核機関に、法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）や高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センターや委託相談支援事業所などの関係機関がつながり、必要な支援が行えるよう協力する体制づくりを「ほっとかれへんネットワーク」（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）において行います。

○ 自分らしく暮らせる

→市民の目線で本人に寄り添い、後見活動を行う、まさに八尾の「おせっかい」が集結した「市民後見人」の活躍の場を増やしていきます。

○ 申立てを支援する

→申立てできる親族がいない人には、市長による申立てを活用します。
また、本人や親族からの申立ての相談に対して支援を行います。

○ 暮らしを守る

→日常生活自立支援事業や法人後見など、本人の権利と財産を守る制度やサービスを実施し、本人を悪質商法などの消費者被害から守ります。

○ 個人が尊重される

→成年後見人等がついていても、本人の意思決定が適切に支援されるしくみをつくります。

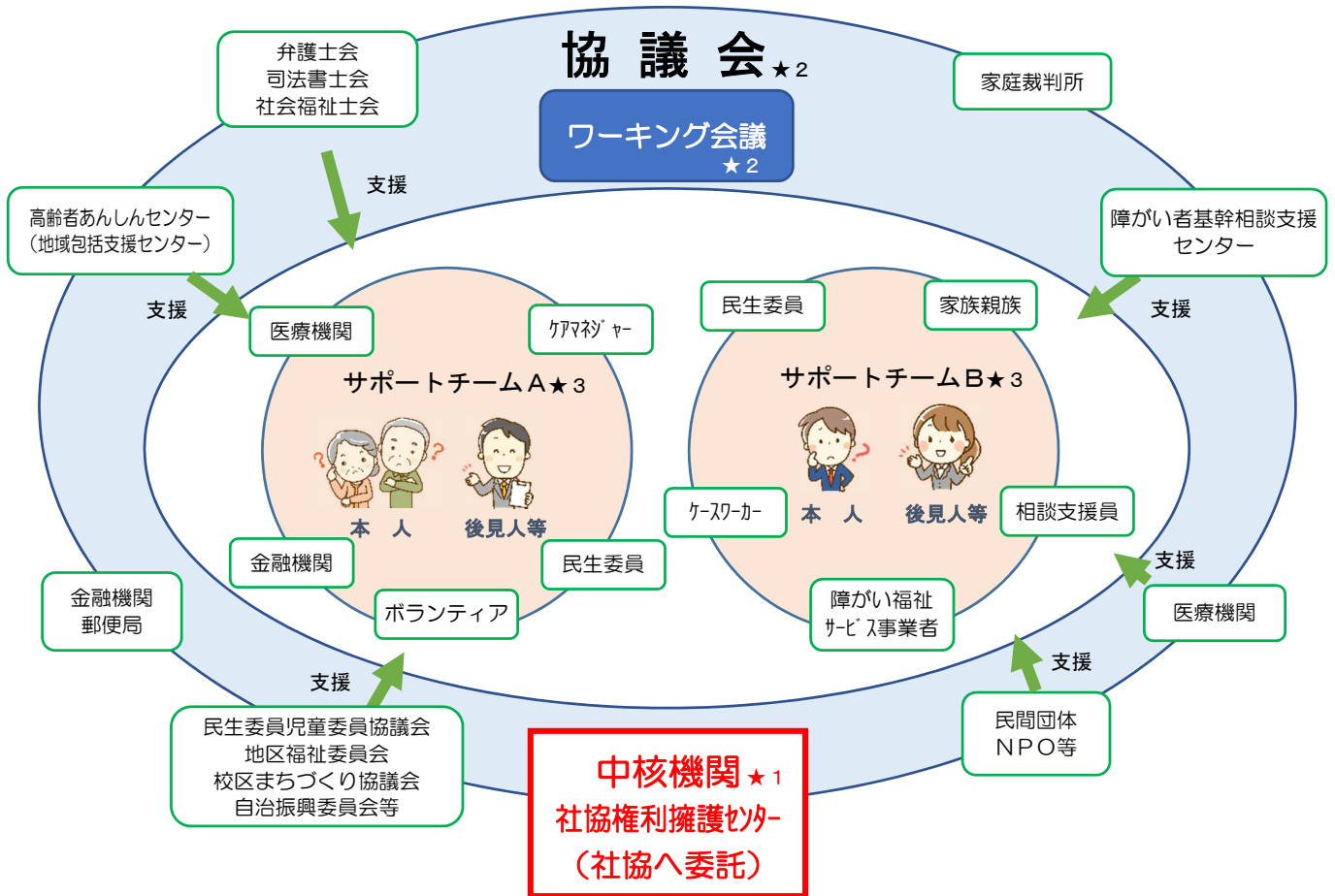
<< 八尾市社会福祉協議会権利擁護センター（ほっとネット） >>

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が、安心して暮らせるように、日常生活自立支援事業などのサービスや各種制度を総合的に推進する八尾市における権利擁護支援の中心となる機関。「ほっとかれへんネットワーク」の「司令塔」としての役割も担う。

※「ほっとネット」は八尾市社会福祉協議会権利擁護センターの愛称です。

ほっとかれへんネットワーク★₁体系図

(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)



《ほっとかれへんネットワーク》★₁

みんなの「ほっとかれへん」を集約した成年後見制度が必要な人に必要な支援をみんなでつながり行っていく、八尾市の地域連携ネットワークのしくみで、5つの役割を持ちます。また、中核機関がその事務局を担います。

5つの役割

①広報

必要な人に支援が届くように制度の周知を図ります。

②相談

さまざまな機関と連携し、相談者に応じ必要な支援につなげる相談を行います。

③成年後見制度利用促進

受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進、他制度からのスムーズな移行を行います。

④後見人支援

「後見人をひとりにしない」サポートを行います。

⑤不正防止

本人の財産と権利を守るために不正の発生やトラブルを未然に防ぎます。

《協議会・ワーキング会議》★₂

【協議会】

法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携し、権利擁護支援の課題解決のためのしくみづくりや「サポートチーム」への支援を行います。

【ワーキング会議】

実務担当者で構成された八尾市オリジナルの組織です。ネットワークの取組みが、より効果的になるよう以下の取組を行います。

- ①新規事業の提案
- ②支援の状況の報告・ケース検討
- ③現場の声を事業等に反映する
- ④先進都市との交流

《サポートチーム》★₃

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制です。

他分野の計画などと連動する項目

本計画は、国が示す「地域福祉計画策定ガイドラインに基づく市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえて、他の計画などとの連動を図ります。

本計画は福祉における上位計画として、多分野に共通する課題に対する方向性を示しており、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康増進などについては、以下に記載した個別の計画において詳細に施策や取組を示しています。今後、各計画の実施において、本計画の基本理念や方向性などとの整合を図るとともに、関係者間で地域福祉の視点での連携を図ることで、本市の地域福祉を推進していきます。

また、今後新たな計画を策定する場合においても、本計画の内容や、国・大阪府などの動向を踏まえたものとしします。

	計画の名称と概要
1	八尾市総合計画 【概要】 将来における八尾市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、最上位計画。
2	八尾市多文化共生推進計画 【概要】 外国人市民を含めた地域住民がともに地域のまちづくりに参画することで、多文化のつながりを地域の強み・地域の元気の源としていき、いきいきとした八尾市のまちづくりをめざしていく。
3	八尾市こどもいきいき未来計画 【概要】 未来に無限の夢を持った次代の社会を担うこどもが、安全に安心していきいきと育つことができ、また親も八尾市でこどもを生き育てて良かった、八尾市に住んで良かったと実感できるまちになることをめざす。
4	八尾市教育振興基本計画 【概要】 これからの時代における本市教育の基本理念やめざすべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と社会教育が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に推進する計画。学校、家庭、地域が連携・協働し、市民一人ひとりが自分の可能性を信じ、夢に向かって自らの人生と、八尾市の未来を切り拓いていくことをめざす。
5	八尾市地域防災計画 【概要】 市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するための計画。防災関係機関が協力して防災対策の推進を図ることで、市民の生命、身体、財産を災害から保護することをめざす。
6	八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 【概要】 高齢者保健福祉に関する施策や介護保険事業の基となる計画。進展する超高齢社会において、支援や介護を必要とする高齢者を社会全体で支えていくための取組を進めていく。

	計画の名称と概要
7	<p>八尾市障がい者基本計画</p> <p>【概要】障がい者施策に関する基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するための取組みの方向性を示す。障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる共生社会の実現をめざす。</p>
8	<p>八尾市障がい福祉計画及び八尾市障がい児福祉計画</p> <p>【概要】障がい者及び障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らすために、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と見込量確保のための方策を示す。</p>
9	<p>八尾市住宅マスタープラン</p> <p>【概要】住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、住まい・まちづくりに関して、地域の特性に応じたきめ細やかな施策の検討・実現のために策定し、住みたい・住み続けたい良質な住まいづくりをめざす。</p>
10	<p>八尾市人権教育・啓発プラン</p> <p>【概要】市民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権に配慮した行動がとれるよう、人権意識の高揚にかかる施策の推進を行っていく。</p>
11	<p>八尾市自殺対策推進計画</p> <p>【概要】本計画は、歴史や自然、文化、産業などの多彩な地域特性と河内の気質のあらわれともいえる「ほっとかれへん」という八尾市の良さを最大限に生かし、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、みんなで生きることを支えるための取組みを包括的に推進する。</p>
12	<p>八尾市都市計画マスタープラン</p> <p>【概要】将来の八尾市がめざす都市の姿や、都市計画決定・変更など都市計画に関する基本的な方針を示す。</p>
13	<p>(仮称) 八尾市地域公共交通計画</p> <p>【概要】公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、市民、交通事業者、行政の役割を定める。</p>
14	<p>八尾市地域就労支援基本計画</p> <p>【概要】就労困難者等に焦点をあて、雇用・就労に関わる関係機関と連携し、さまざまな事業や施策を活用して、雇用・就労の実現をめざす。</p>
15	<p>八尾市はつらつプラン～男女共同参画基本計画～</p> <p>【概要】職場、家庭、地域などのあらゆる場で、性別にかかわらず、互いに人権を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を發揮して、生き活きと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざすとともに、取組の推進により、多様性が尊重され、誰もが自らの選択により人生を設計することができる社会の実現をめざす。</p>

	計画の名称と概要
16	<p>健康日本 21 八尾計画及び八尾市食育推進計画</p> <p>【概要】健康づくりの取組みを、市全体で効果的に推進するための計画。生活習慣や社会環境の改善を通して、すべての市民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに生活できる社会の実現をめざす。</p>
17	<p>八尾市災害時要配慮者支援指針</p> <p>【概要】これまでの八尾市の取り組みにおける課題や、国による防災・減災対策の動向を踏まえ、災害時要配慮者の避難行動を促進すること、避難行動支援の取り組みの実効性を高めることを目的とした指針。</p>

第4章 計画の推進、検証・評価

1) 計画の推進体制

(1) 八尾市社会福祉審議会、八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

学識経験者をはじめ、各福祉分野の団体・関係者及び市民委員等で構成する「八尾市社会福祉審議会」及び「八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、毎年度計画の進捗状況等について、報告・点検を行い、本計画の推進を図ります。

(2) 庁内連携体制の構築

地域福祉計画は、高齢、障がい、子ども、防災など、多岐にわたる分野との連携が必要となります。そのため、庁内の関係各課と適宜連携を図り、問題や課題の解決に努めます。

(3) 社会福祉協議会との連携

地域福祉の推進にあたり、社協との連携は必要不可欠です。
社協と適宜、意見交換・情報共有・検討を行いながら、施策・事業の推進に取り組みます。

2) 計画の点検・評価（進行管理）

計画の評価にあたっては、本計画で定めた指標の達成に資する事業を設定し、アウトカム・アウトプットによる評価を行います。

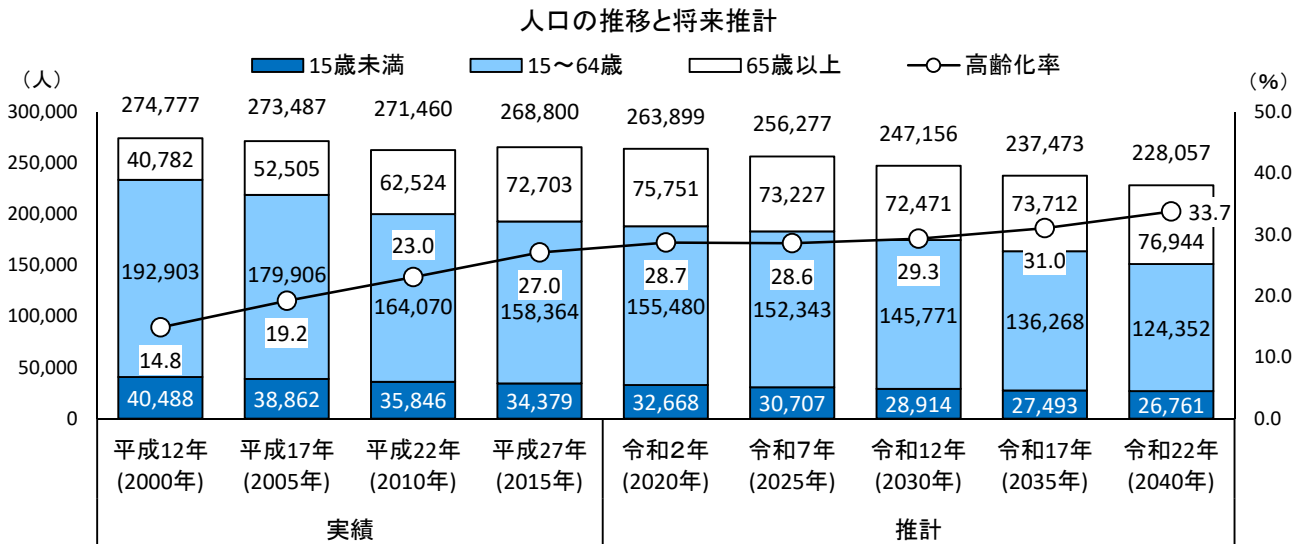
また、10の実行計画の進捗状況を計るため、毎年、掲載している具体的な取組（58の取組み内容）に係る事業や取組についてリストアップし、その実施状況について確認を行っていきます。

指標一覧

基本目標と実行計画	項目	現状 令和元年度 (2019年度)	目標 令和10年度 (2028年度)	
基本目標1 身近な地域でつながり支え合う 基盤づくり	地域での福祉活動が活発だと思う市民の割合	29.9%	60.0%	
	(1)地域福祉への意識、関心の啓発・醸成	さまざまな人がつどい学べる場の修了者数	-	100人
	(2)地域力向上に向けた支援	八尾市地域福祉推進基金活用件数	8件	20件
	(3)見守り・早期発見のしくみづくり	見守り活動への協力事業者数	701件	750件
「災害時要配慮者支援指針」に基づく同意者リスト活用小学校区数		-	28小学校区	
基本目標2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進	地域活動や市民活動に参加した経験がある市民の割合	41.6%	60.0%	
	(1)幅広い市民の参加促進	地域資源マップ登録者件数	326件	400件
	(2)地域福祉の担い手のすそ野拡大	地域の福祉活動に関わっているボランティアセンターにおける福祉ボランティア登録者数	1,852人	2,000人
		市民後見人バンク登録者数	28人	60人
(3)多様な主体との連携強化	地域内のさまざまな主体での会議回数 (高齢者、障がい者、学校園等、保育所(園)、児童に関する地域内施設等)	41回	67回	
基本目標3 身近な地域で支援が届くしくみづくり	つなげる支援室で支援調整などを行った件数	-	250件	
	(1)地域の権利擁護の推進	権利擁護に関する相談件数(チーム派遣・個別相談・専門相談・市民後見人相談の合計)	-	200回
		市民後見人の受任件数	5件	20件
	(2)生活困窮者への支援	相談件数に占める生活困窮者自立支援プランを作成した割合(率)	47.47%	50%以上
	(3)災害時要配慮者への支援づくり	「災害時要配慮者支援指針」に基づく同意者リスト活用小学校区数	-	28小学校区
	(4)支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり	つなげる支援室で支援調整などを行った件数	-	250件

参考資料

1) 統計データ



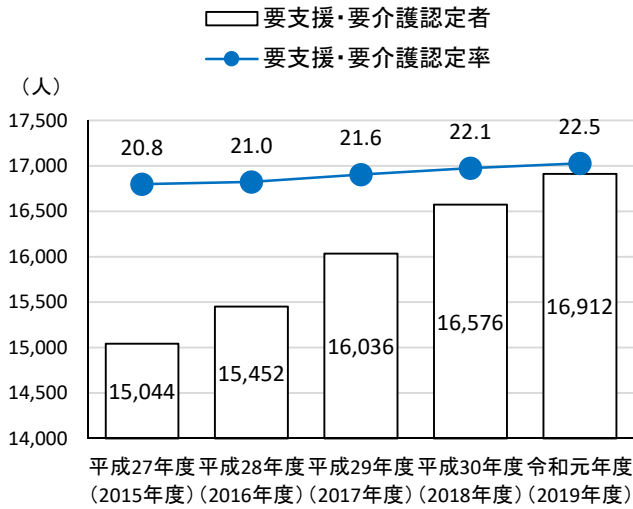
資料：平成12年から平成27年は総務省「国勢調査」、令和2年以降は国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

世帯の状況

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数	101,154	103,960	108,585	110,289
一世帯あたり人員	2.69	2.57	2.47	2.40
高齢者のいる世帯	29,123	36,286	42,076	48,550
高齢者単身世帯	7,319	9,598	12,024	15,179
高齢者夫婦世帯	8,866	11,886	13,532	15,123
6歳未満親族のいる一般世帯	12,432	11,397	9,926	9,635
18歳未満親族のいる一般世帯	28,529	26,804	25,420	25,109
ひとり親世帯	2,176	2,491	2,331	2,571
母子世帯	1,931	2,255	2,089	2,198
父子世帯	245	236	242	373

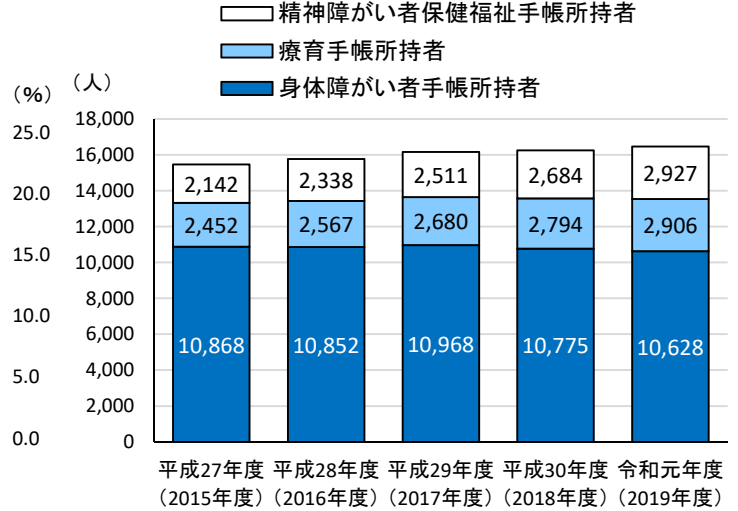
資料：総務省「国勢調査」

要支援・要介護認定者の推移



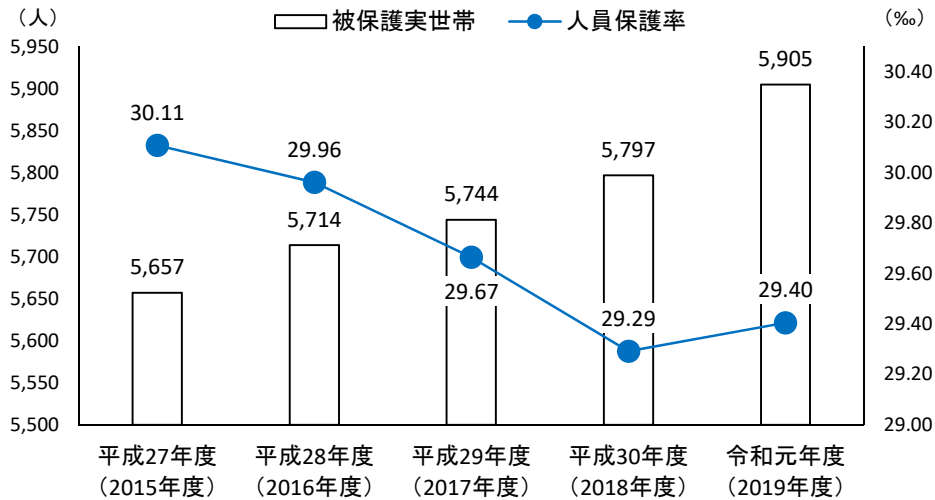
資料：厚生労働省「介護保険状況報告」（各年9月末現在）

障がい者手帳所持者の推移



資料：障がい福祉課

生活保護の状況



資料：生活福祉課

2) アンケート・ヒアリングの結果

「第4次八尾市地域福祉計画」の体系ごとにまとめた調査結果は以下の通りです。

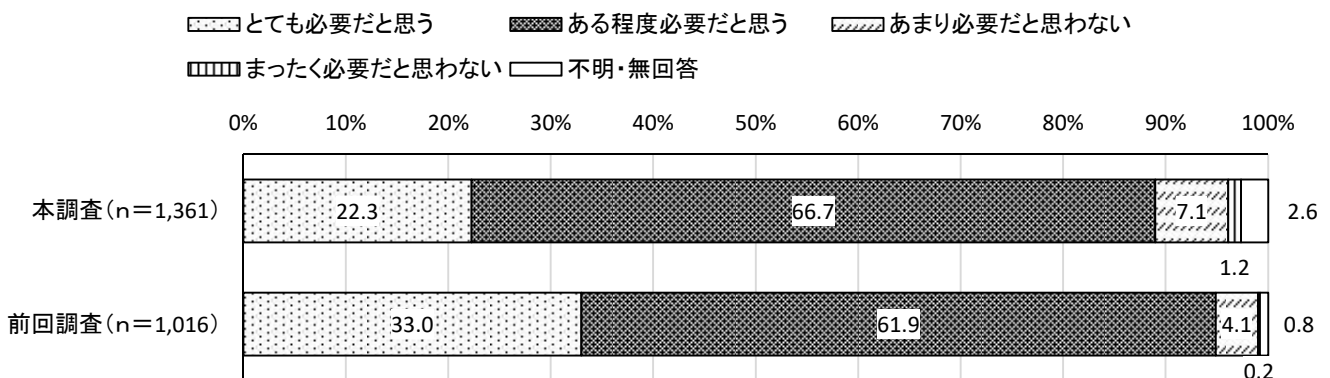
基本目標1 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり

1 - (1) 地域福祉への意識、関心の啓発・醸成

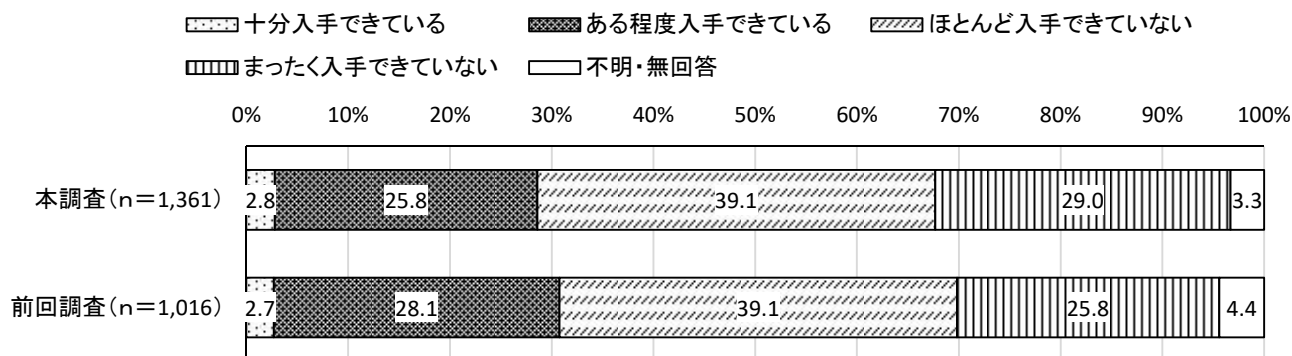
【アンケート調査から】

- 「近所づきあいの状況」について、「あいさつ程度がほとんど」が47.2%で最も多く、「近所づきあいをほとんどしていない」と合わせると55.9%の人が近所づきあいが浅い状態にあり、以前と比べて9.3ポイント上昇している状況にあります。近所づきあいが浅い人は女性より男性のほうが多く、若い世代ほど近所づきあいが浅い状態にあります。
- 「住民相互の助け合い」について、「ある程度必要だと思う」が66.7%で最も多く、次いで「とても必要だと思う」が22.3%と、89.0%の人が「必要」と答えています。以前に比べて「とても必要だと思う」は10.7ポイント減少しています。「とても必要だと思う」は以前と比べて減少しているものの「必要」と考える人は性別や年代に関わらず多くみられます。
- 福祉に関する情報の入手状況は、「ほとんど入手できていない」が39.1%で最も多く、次いで「まったく入手できていない」が29.0%となっており、68.1%の人が情報を入手できていないと答えています。特に若い世代で入手できていない人が多くみられます。
- 障がいや障がいのある人に対する理解の浸透について、障がいの有無に関わらず「わからない」が最も多くなっています。「深まっていない」は全市民で31.1%に対し、障がいのある人は26.7%と、障がいのある人のほうが深まっていないと感じている人が少なくなっています。「深まっていない」を障がい種別にみると、精神障がい者は42.7%と、他の障がいのある人よりも10ポイント以上多くなっています。
- 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるために必要なことは、障がいの有無に関わらず「障がいや障がいのある人への理解、合理的配慮等に関する啓発の充実」が最も多く、特に障がいのあるこどもは49.1%と、全市民や障がいのある人よりも10ポイント以上多くなっています。「学校における福祉・ボランティア教育の充実」は全市民で31.3%に対し、障がいのある人は17.2%と低く、障がいのあるこどもは46.8%と多くなっています。

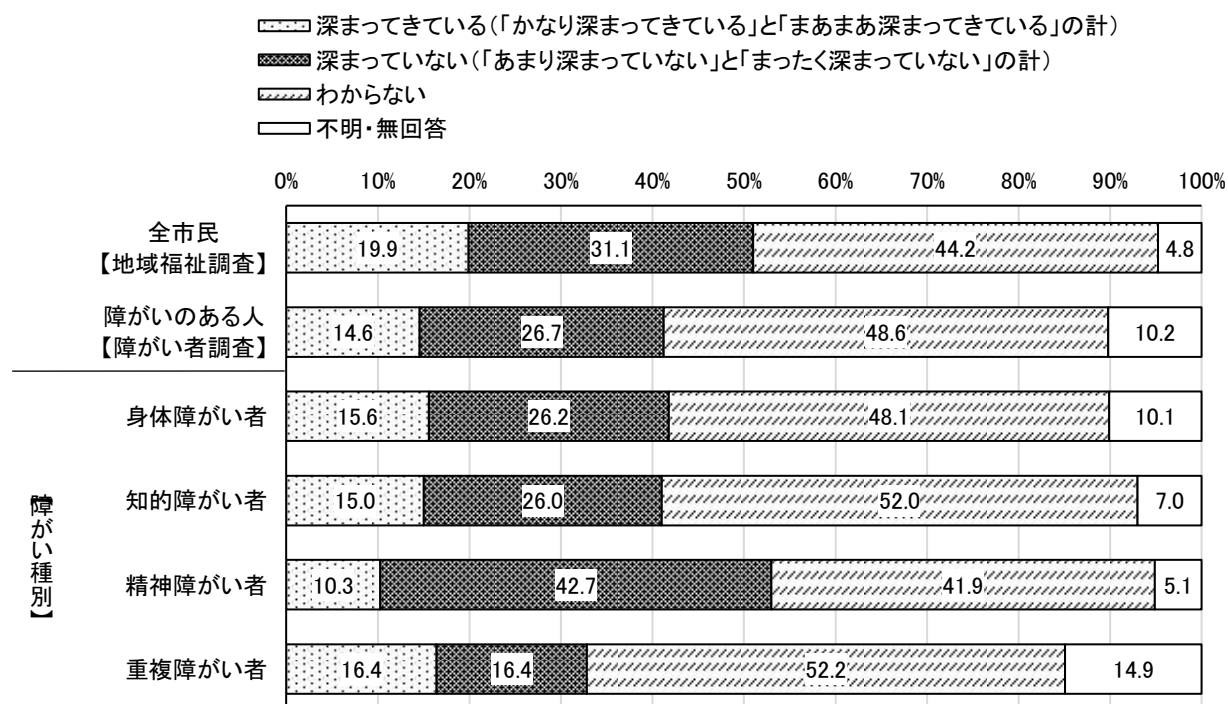
住民相互の助け合いの必要性【市民調査】



福祉に関する情報の入手状況【市民調査】



障がいや障がいのある人に対する理解【市民調査、障がい者調査】



【ヒアリング調査から】

- 地域のつながりは、「深まっている」「変わらない」「希薄になっている」それぞれの意見がみられますが、全体的には希薄になっていると考える人が多くみられました。
- 希薄になっている原因としては、「地域活動に関心がない」「自治会に入らない」「共働きにより参加ができない」などの意見が多くみられ、特に若い世代（60歳未満）の参加が少ないと感じている人が多くなっています。
- 自治会や町会に入らない原因として「メリットがない」を挙げる人が多くみられました。加入率の上昇には、町会費が広報やごみ袋をもらえるだけでなく、街灯の設置や見守り（犯罪防止）等につながっているというメリットを発信すること、逆にデメリットを伝えること、転入の際の行政による働きかけなど、さまざまな意見が出されました。
- 地域福祉活動の良さや必要性などについて学校の道徳の授業などで取り上げるとよいとの意見が多くありました。

【考 察】

福祉に関する情報を入手できていない人が多い中、住民相互の助け合いを必要と考える人は多いものの、以前に比べて必要と考える人が少なくなっています。

地域コミュニティの希薄化が問題となっている中、アンケートでは近所づきあいの低下がみられましたが、ヒアリング調査で地域のつながりは「深まった」「希薄になった」と双方の意見が出ており、人や地域によってつながりに格差が出ていると考えられます。近所とのつながりが強い人ほど、住民相互の助け合いを必要と考える人が多く、また福祉に関する情報が行き届いている状況にあることから、地域の結びつきを強めていく必要があります。

福祉に関する情報を若い人ほど得られていない中、若い人はツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用した情報発信を求めている状況にあります。しかし、高齢層は回覧板や市政だよりから情報を得ている人が多いことから、従来の紙面による情報発信を行うとともに、ICTを活用した情報発信を行うなど、さまざまな方法での情報発信が必要です。単に、情報を発信するのではなく、各世代が興味と関心が持てるような発信内容についても検討が必要です。

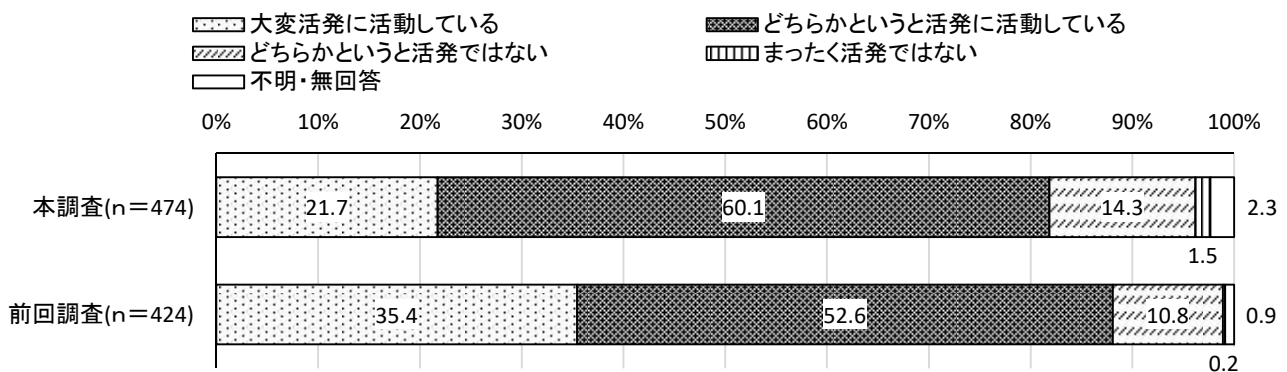
障がいのある人に対する理解は、十分に深まっているといえない状況にある中、障がいのある人は理解に向けた啓発や地域交流を通じた理解の促進、学校における福祉教育を求める声が大きくなっています。ヒアリングにおいても学校の授業で地域福祉活動の良さや必要性を取り上げるなど福祉に関する教育をさらに充実してほしいとの声も出ていることから、さまざまな場や機会を通じて、福祉や人権等に対する理解を深めていく必要があります。

1 - (2) 地域力向上に向けた支援

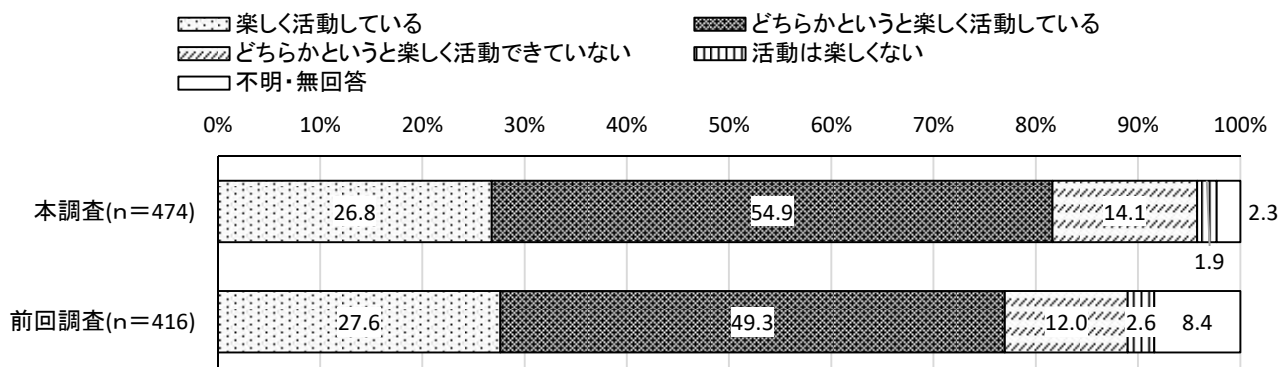
【アンケート調査から】

- 福祉関係者にご自身の地域の活動が他の地域と比べてどうか尋ねたところ、“活発に活動している（「大変活発に活動している」と「どちらかというと活発に活動している」の計）”は81.8%と、前回調査より6.2ポイント減少し、「大変活発に活動している」は21.7%と前回調査より13.7ポイント減少しています。市民調査でも“活発に活動している”は3割にとどまっています。
- 福祉関係者が感じている活動の楽しさは、「どちらかというと楽しく活動している」が54.9%で最も多く、次いで「楽しく活動している」が26.8%、「どちらかというと楽しく活動できていない」が14.1%となっており、“楽しく活動している（「楽しく活動している」と「どちらかというと楽しく活動している」の計）”は81.7%と、前回調査から4.8ポイント増加しています。
- 活動の負担感は、「感じる」が52.3%で最も多く、次いで「あまり感じない」が27.4%となっており、どの年代も負担を感じている人が多くなっています。「強く感じる」は59歳以下で29.2%と、他の年代より10ポイント以上多くなっています。
- 今後の活動意向は、「続けたい」が43.2%で最も多く、次いで「わからない」が30.2%、「やめたい」が22.2%となっています。年齢別にみると、どの年代も「続けたい」が最も多く、59歳以下は半数を超えています。
- 活動にあたっての悩みや不安は、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」が56.8%で最も多く、次いで「新たな会員の確保ができない」が43.7%、「若い人が興味を持ちやすい活動ができていない」が39.9%となっています。

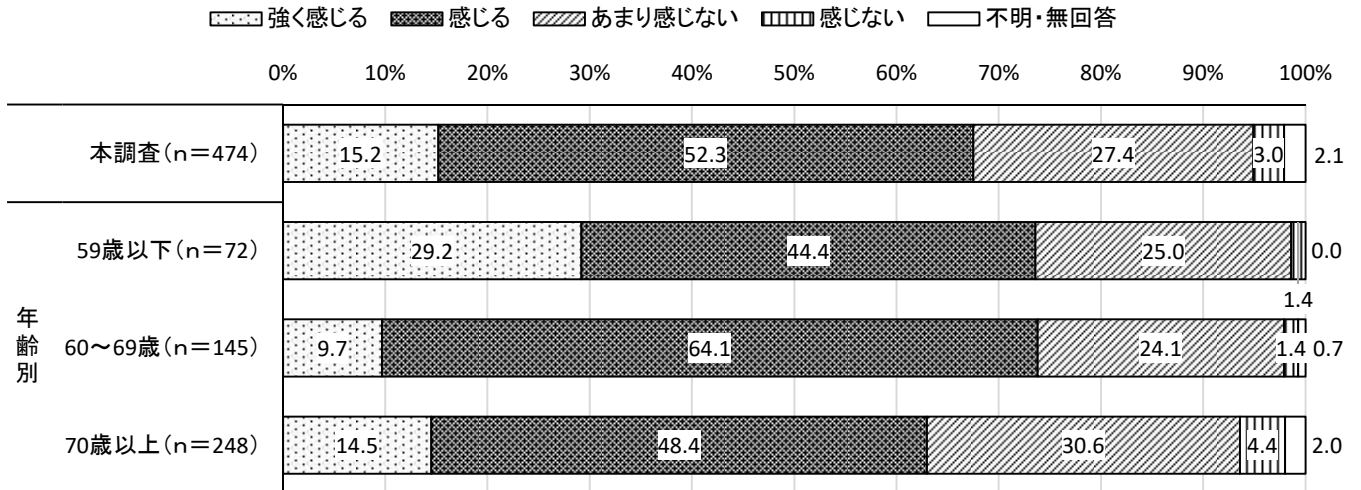
他の地域と比較した地域活動の状況【福祉関係者】



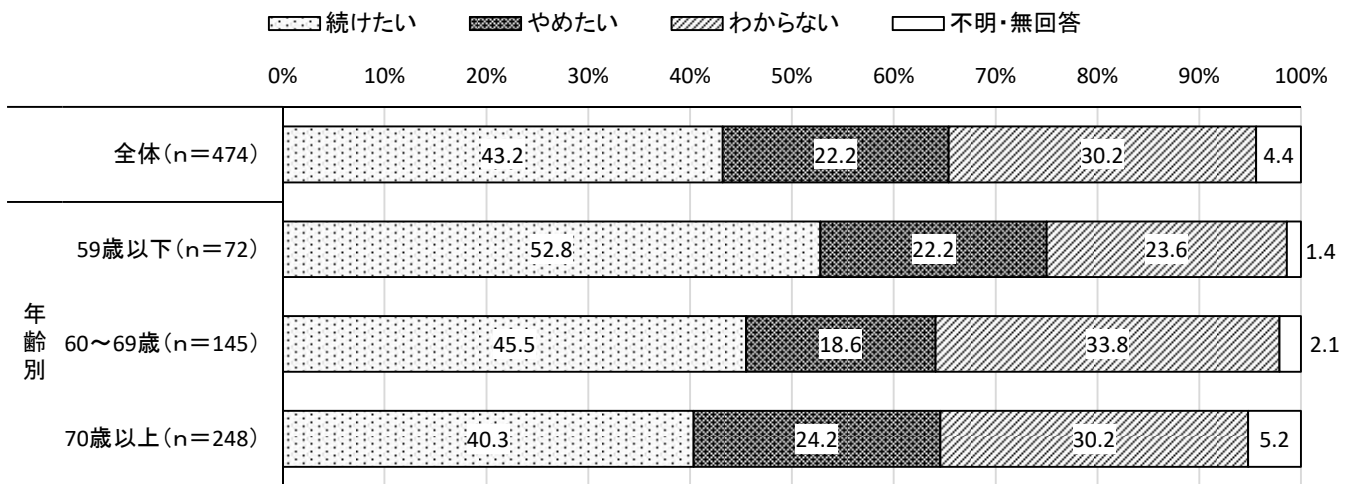
地域活動の楽しさ【福祉関係者】



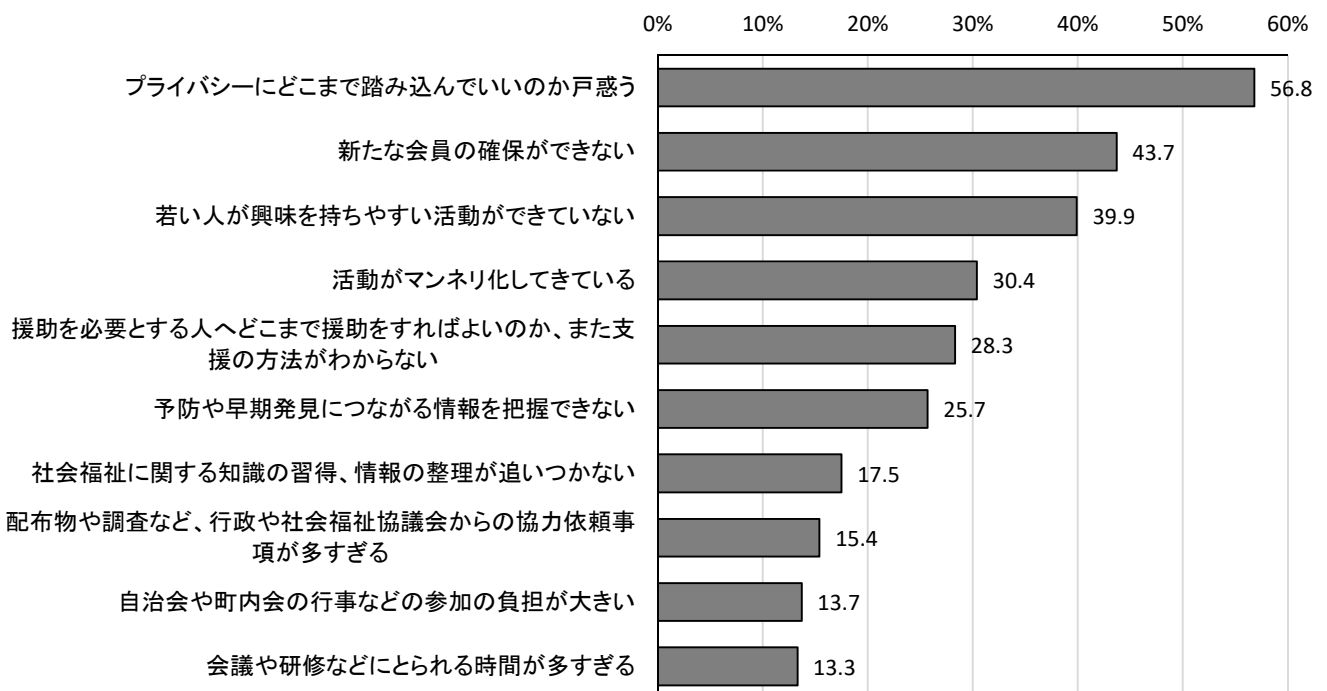
地域活動の負担感【福祉関係者】



今後の活動意向【福祉関係者】



活動にあたっての悩みや不安（上位10項目）【福祉関係者】



【ヒアリング調査から】

- 地域活動において、こどもの参加は重要との意見が多くみられました。しかし、多くの地域が少子化によりこどもが減っている状況にあり、それに伴ってこども会自体がない地域が出ています。こどもの参加は活動の活発化につながるだけでなく、こどもの参加を通じて保護者も参加することが多いとの意見が多く出ています。
- 新型コロナウイルスの影響により、令和2年度（2020年度）の上半期はすべての団体の活動に影響が出ています（実施できていない状況）。活動を行う際は、なるべく接さない、距離を保つ、電話・LINEによるやり取りなど、誰もができる範囲で積極的な活動が実施されています。また、新型コロナウイルスの影響により、新人に対して十分な引き継ぎ、支援ができていないという意見も多く、今後の活動に対する影響を不安視される人も多くなっています。
- 活動にあたって、お金の使える範囲（枠）が決まっていて、活動に影響を与える場合があるといった意見、行政からの依頼が多いといった意見も出ています。
- 地域活動を知ってもらうために、地域活動をまとめたパンフレットを作成した地域があります。作成にあたっては、若い人の協力を得て作成したこともあり、世代間のつながりの強化、地域の実情に合った地域活動の普及・啓発につながっています。
- まつりをはじめ、各地域ならではの取組みを生かして（新しい）参加者を集めている地域が多くありました。一方で、どう集客すればよいか話し合うも、よい案が見つからず悩んでいる地域もみられます。

【考 察】

市民・福祉関係者ともに地域活動が低下していると感じる人が多くなっています。ヒアリングでは、少子化の進展もあり、こどもが減っている状況から、地域活動の低下、こども会自体がなくなる地域も出ている状況です。

こどもが地域活動に参加することは、活動自体が活発になるだけでなく、保護者の参加も得られることから、地域活動の活発なつながりの強化につながるものと考えられます。既に多くの地域が学校と連携した参加促進が展開されていることから、この好循環をさらに強めていくとともに、さまざまな場や機会を活用し、こどもから保護者まで地域活動の重要性について周知していく必要があります。

新型コロナウイルスの流行に伴い、特に令和2年度（2020年度）における活動は自粛・制限せざるを得ない状況にありましたが、この状況を活用し、新たな方法の検討や新たなツールを活用した活動など、新たな活動の展開もみられます。新型コロナウイルスの収束の見通しが立たない中、新たな地域活動の実施について、支援方法を検討していく必要があります。

また、さまざまな人たちの興味と関心を高め、地域活動への参加を促進するには、地域活動の見える化を図るとともに、社会福祉協議会のコミュニティワーカーなどによる地域をコーディネートできる人材の活用が必要です。

福祉関係者の多くが楽しく活動していると答えていますが、その一方で活動に負担を感じる人が半数を超えています。ヒアリングにおいても、参加者の多くが活動に楽しさと誇りを持っていますが、後継者不足、担い手不足が大きな問題となっています。

高齢化の進展に伴い、今後さらに支援を必要とする人が増えることが予測される一方で、今後さらなる担い手不足が危惧されることから、担い手の確保・育成にさまざまな団体・機関と連携しながら取り組むとともに、活動の負担軽減に向けた支援方法を検討しながら、地域活動の活性化を図る必要があります。

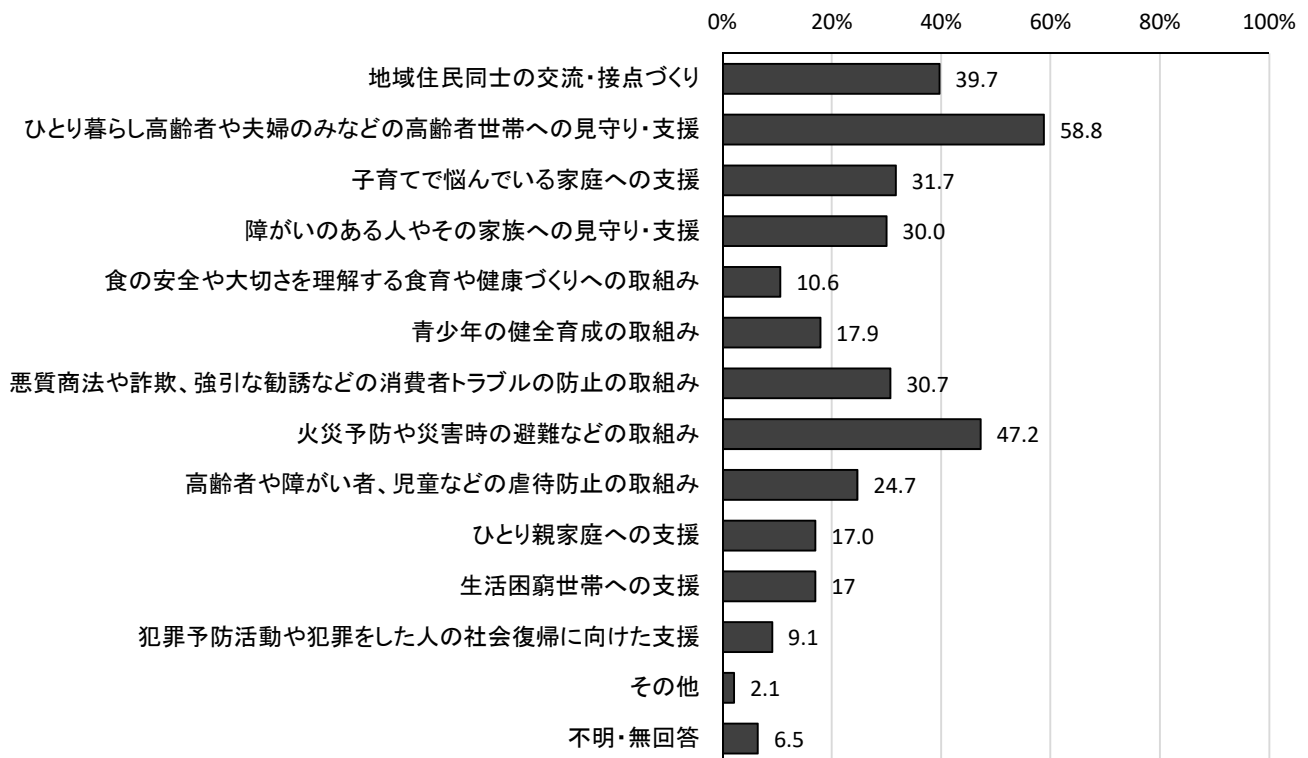
1 - (3) 見守り・早期発見のしくみづくり

【アンケート調査から】

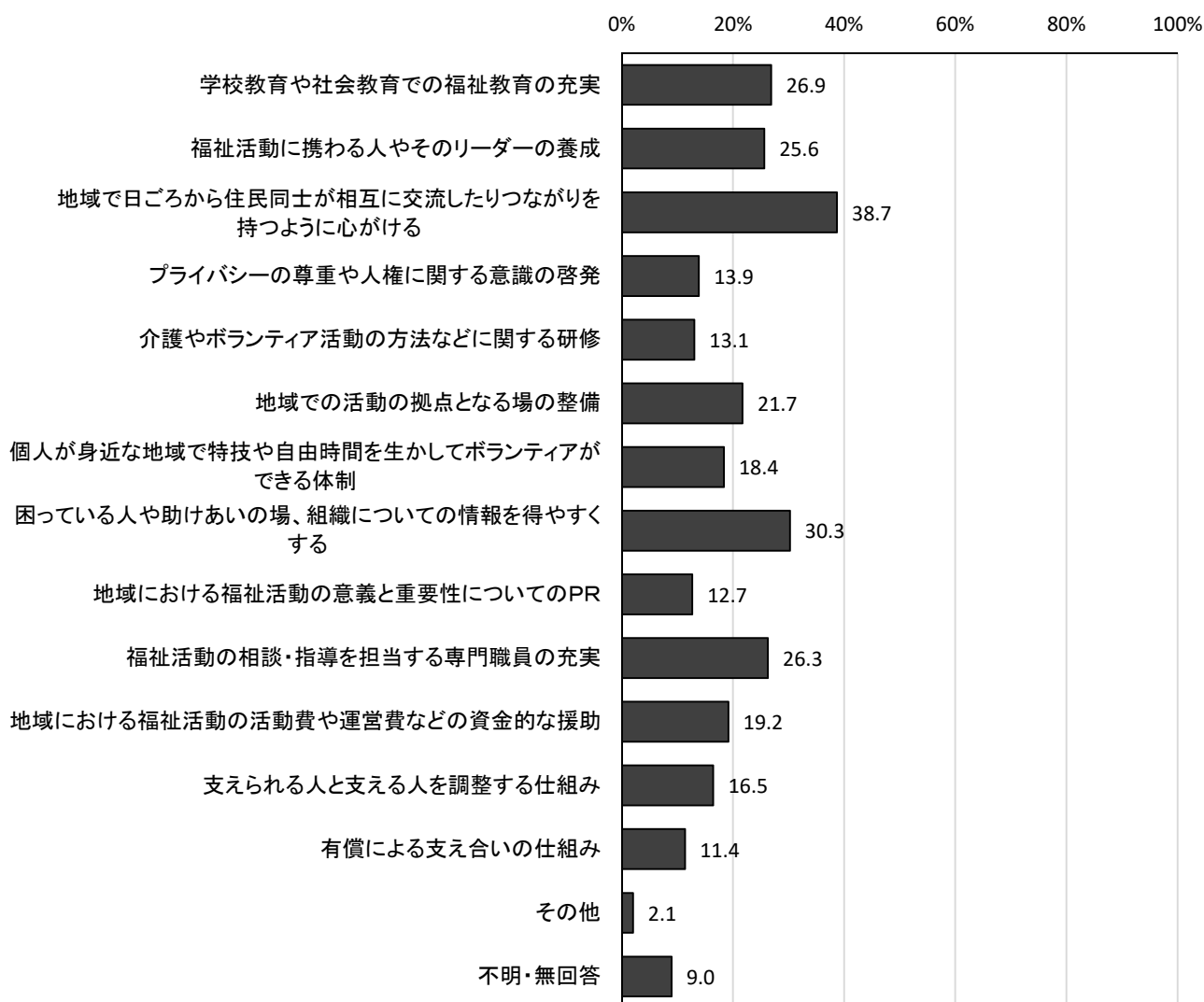
○地域の人が協力して取り組むことが必要な分野としては、「ひとり暮らし高齢者や夫婦のみなどの高齢者世帯への見守り・支援」が58.8%で最も多く、次いで「火災予防や災害時の避難などの取組み」が47.2%、「地域住民同士の交流・接点づくり」が39.7%となっています。年齢別にみると、30歳代以下は「火災予防や災害時の避難などの取組み」、40歳以上の年代は「ひとり暮らし高齢者や夫婦のみなどの高齢者世帯への見守り・支援」が最も多くなっています。

○地域における助け合いや支え合いを活発にするために必要なことは、「地域で日ごろから住民同士が相互に交流したりつながりを持つように心がける」が38.7%で最も多く、次いで「困っている人や助けあいの場、組織についての情報を得やすくする」が30.3%、「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」が26.9%となっています。年齢別にみると、30歳代は「困っている人や助けあいの場、組織についての情報を得やすくする」、その他の年代は「地域で日ごろから住民同士が相互に交流したりつながりを持つように心がける」が最も多くなっています。

地域の人が協力して取り組むことが必要な分野【市民調査】



地域における助け合いや支え合いを活発にするために必要なこと【市民調査】



【考 察】

少子高齢化や核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化に伴い、地域離れが危惧される中、その一方で地域での見守り、交流を必要とする人も多くみられます。

地域において、ひとり暮らし高齢者への訪問やサロン・喫茶等のふれあい活動が、各地域においてさまざまな形で展開されています。また、まつりや地域探索など、世代を超えた活動が各地域の試行錯誤により、魅力ある活動へと発展しているところもあります。

普段からの交流活動や魅力ある地域活動の展開から地域のつながりの強化へとつなげ、よりきめ細かな見守り体制を支えていく必要があります。

また、引きこもりなどのさまざまな理由を背景に、支援を必要とするにも関わらず必要な支援につながっていないケースもみられます。問題が重度化・複雑化しないためにも早期に発見し、必要な支援につないでいく必要があります。

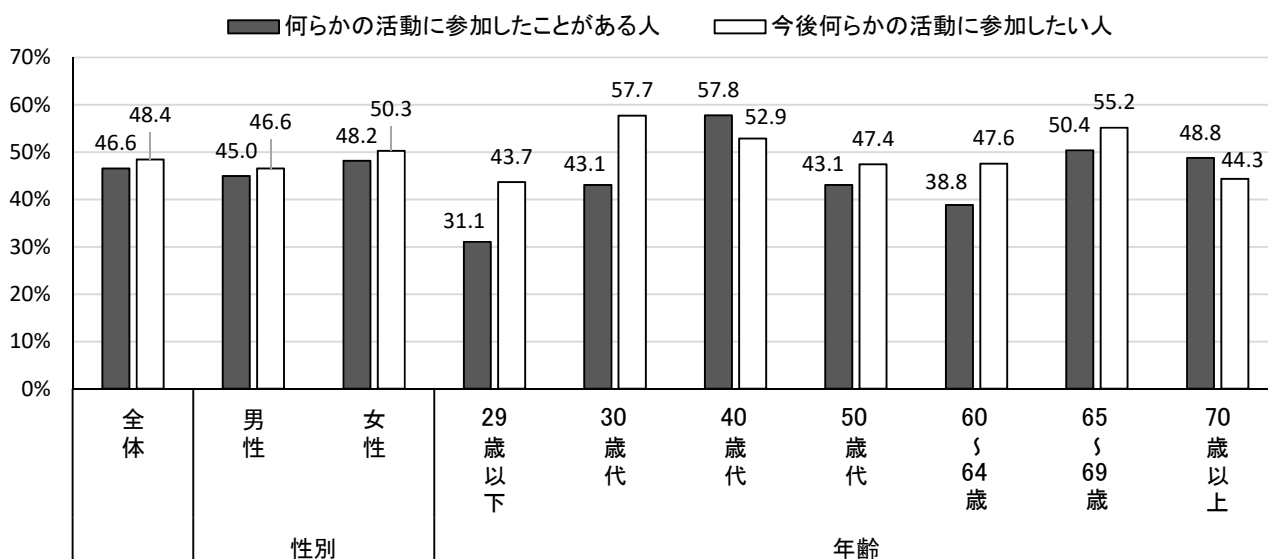
基本目標 2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進

2 - (1) 幅広い市民の参加促進

【アンケート調査から】

- 市民に地域活動の参加状況を尋ねたところ、46.6%の人が何らかの活動に参加している状況にあり、48.4%の人が今後何らかの活動に参加したい（継続したい）と答えています。
- 年齢別にみると、30歳代以下の年代で現在参加している人が少ないものの、今後何らかの活動に参加したい人が現状より10ポイント以上多くなっており、若い人の参加意向が高くなっています。
- 現在何らかの活動している人のうち、75.1%の人が今後何らかの活動に参加したいと答えており、現在活動していない人でも30.0%の人が今後何らかの活動に参加したいと答えています。
- 地域活動へ参加しない理由としては、「仕事や家事で忙しい」が最も多くなっていますが、「参加するきっかけがない」と答えた人も1割程度みられます。
- 地域活動への今後の参加意向で「特にない」と答えた人にどのような条件が整えば参加するか尋ねたところ、「自分にあった時間と内容の活動であれば参加する」が35.4%で最も多く、次いで「条件にかかわらず参加しない」が30.8%で続いています。65歳以上の高齢者は「条件にかかわらず参加しない」が最も多くなっていますが、64歳以下の年代は「自分にあった時間と内容の活動であれば参加する」が最も多くなっています。また、30歳から64歳以下の年代は「気軽に参加できる雰囲気であれば参加する」が20%台、29歳以下は「友人・家族と一緒に参加する」が18.9%で2番目に高い回答となっており、年代によっては「特技を活かせる」「仲間と一緒に」「近所の人に誘われたら」なども10%程度みられます。
- 相談機関に、支援を必要とする人を地域につなぐ際に関する課題を尋ねたところ、「地域のキーパーソンとなる人物がいない又は把握できていないため、地域との調整に時間がかかる」が43.8%で最も多く、次いで「時間の制約等があることから、地域への働きかけを行うことが難しい」が35.4%、「地域の福祉活動等を把握しておらず、本人への支援につなぐことが難しい」が33.3%となっています。

地域活動の参加状況と今後の参加意向【市民調査】



現在の参加状況×今後の参加意向【市民調査】

	(n)	今後何らかの活動に参加したい											特 に な い	不 明 ・ 無 回 答	
		盆 お ど り ・ 地 域 の 祭 り	地 域 の 運 動 会 (市 民 ス ポ ー ツ 祭 な ど)	町 内 会 の 活 動 (清 掃 ・ 美 化 活 動 な ど)	こ ど も 会 の 活 動	P T A の 活 動	高 齢 ク ラ ブ の 活 動	小 地 域 ネ ッ ト ワ ー ク 活 動	防 災 訓 練 ・ 応 急 手 当 講 習 会	防 犯 活 動	ボ ラ ン テ ィ ア 活 動	そ の 他			
全体	1,361	48.4	21.3	14.8	23.1	4.1	2.7	8.2	3.6	15.4	7.8	10.2	0.4	24.5	27.1
参加している	634	75.1	35.0	25.7	42.4	6.2	5.2	12.8	6.0	23.7	12.1	14.5	0.5	13.4	11.5
参加していない	377	30.0	11.9	6.6	6.4	3.2	0.5	2.1	2.1	9.8	4.2	8.5	0.5	60.7	9.3

地域活動に参加しない理由【市民調査】

		(n)	仕 事 や 家 事 で 忙 し い	体 が 弱 い 、 病 気 が ち	病 人 や 高 齢 者 、 こ ど も な ど 家 族 の 世 話 を し て い る	趣 味 や 余 暇 活 動 を 優 先 し た い	一 緒 に 参 加 し て く れ る 人 が い な い	参 加 す る き つ か け が な い	興 味 が な い	情 報 が な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体		436	30.0	6.9	2.5	6.7	1.4	15.4	18.3	7.1	4.6	7.1
年 齢	29歳以下	71	23.9	1.4	0.0	11.3	4.2	18.3	22.5	8.5	5.6	4.2
	30歳代	65	35.4	3.1	3.1	4.6	0.0	12.3	13.8	12.3	4.6	10.8
	40歳代	86	37.2	1.2	2.3	4.7	1.2	22.1	11.6	3.5	4.7	11.6
	50歳代	94	38.3	4.3	2.1	4.3	1.1	13.8	19.1	9.6	4.3	3.2
	60～64歳	38	44.7	0.0	0.0	5.3	0.0	13.2	23.7	2.6	2.6	7.9
	65～69歳	25	16.0	20.0	8.0	24.0	0.0	4.0	20.0	0.0	4.0	4.0
	70歳以上	55	3.6	29.1	5.5	3.6	1.8	12.7	23.6	7.3	5.5	7.3

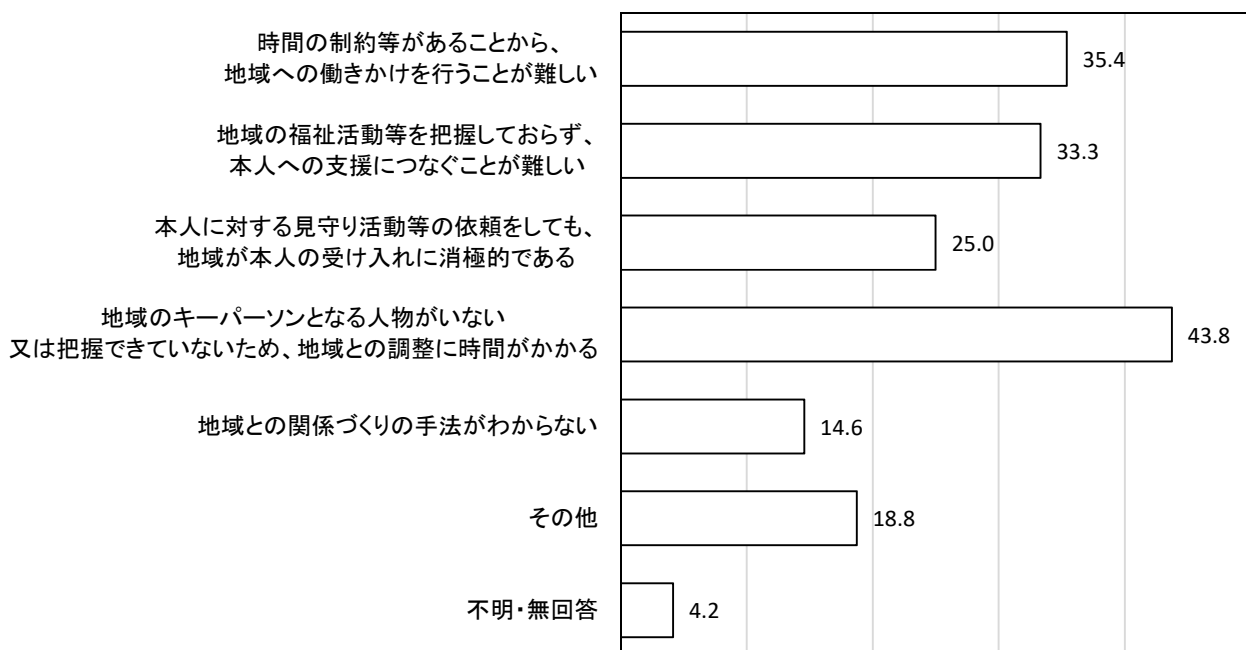
どのような条件が整えば地域活動に参加するか【市民調査】

	(n)	加する	気軽に参加できる雰囲気であれば参加する	自分にあつた時間と内容の活動であれば参加する	自分の仕事や特技を生かせることから参加する	活動に対するちよつとした謝礼があれば参加する(有償ボランティアなど)	最初にボランティア入門講座などが受けられれば参加する	活動の紹介(情報)や相談窓口があれば参加する	友人・家族と一緒に参加する	学校や職場でのボランティア活動があれば参加する	近所の人や知人に誘われたら参加する	継続的に同じメンバーで参加できるなら参加する	条件にかかわらず参加しない	その他	不明・無回答
全体	650	16.9	35.4	6.8	4.6	1.4	2.6	9.4	3.4	9.4	0.6	30.8	13.2	0.8	
年齢	29歳以下	74	13.5	43.2	12.2	13.5	0.0	1.4	18.9	4.1	8.1	0.0	17.6	5.4	2.7
	30歳代	64	23.4	40.6	10.9	6.3	1.6	3.1	14.1	4.7	12.5	0.0	26.6	4.7	0.0
	40歳代	112	21.4	38.4	8.0	8.9	1.8	1.8	10.7	5.4	6.3	0.0	32.1	8.0	1.8
	50歳代	116	21.6	47.4	7.8	3.4	2.6	2.6	7.8	4.3	9.5	2.6	30.2	12.1	0.9
	60～64歳	51	21.6	41.2	5.9	2.0	2.0	3.9	5.9	5.9	9.8	0.0	29.4	7.8	0.0
	65～69歳	51	15.7	35.3	7.8	2.0	3.9	3.9	3.9	2.0	11.8	0.0	37.3	11.8	0.0
	70歳以上	172	9.9	18.0	1.2	0.0	0.0	2.9	6.4	0.6	10.5	0.0	36.6	25.0	0.0

支援を必要とする人を地域につなぐ際に関する課題【相談機関調査】

n=48

0% 10% 20% 30% 40% 50%



【ヒアリング調査から】

- ふれあいサロン・喫茶等のさまざまな活動を非常に楽しみにしている人が多い中、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、各地域活動が自粛・制限されています。地域からは活動の再開を求める声も多くみられます。課題としては、参加者が固定化していること、高齢化がさらに進むことによって拠点まで行けない人も出てくるのが課題としてみられました。
- 地域活動に大学生の参加も過去にあったものの、今はほとんどみられない状況です。大学生の参加はマンパワーの確保や活動の活性化・盛り上がりにもつながることからも、大学生が興味・魅力を感じ、参加してもらえる方法を検討する一方で、大学側へのアプローチの方法も検討する必要があるとの意見が出ています。
- 「まつり」は地域を一つにする方法として有効という意見が多くみられました。地域によっては20～40歳代の若い人が中心となり、積極的に取り組んでいる状況にあります。
- 若い人の地域活動への参加が少ない理由として、単に関わりたくない・興味がないという意見がある一方で、共働きの増加に伴い、特に若い世代は昼間地域にいない人が多く、地域活動へ参加自体が難しいとの意見が多くみられました。

【考 察】

特に若い世代において地域活動への参加が少なく、理由としては「仕事や家事で忙しい」「興味がない」という回答が多いものの、「参加するきっかけがない」も多い理由の一つとなっています。ヒアリングにおいても同様の意見が出ています。

しかし、今後参加したいと考えている人は多く、参加したい内容としてはまつりや運動会、町内会活動が多く、若い世代はこども会への意向も高くなっています。

参加するにあたっての条件は「自分にあった時間と内容の活動であれば参加する」が最も多くなっていますが、年代によっては「特技を活かせる」「仲間と一緒に」「近所の人に誘われたら」などの回答も多く、すそ野を広げる活動を広く展開していく必要があります。

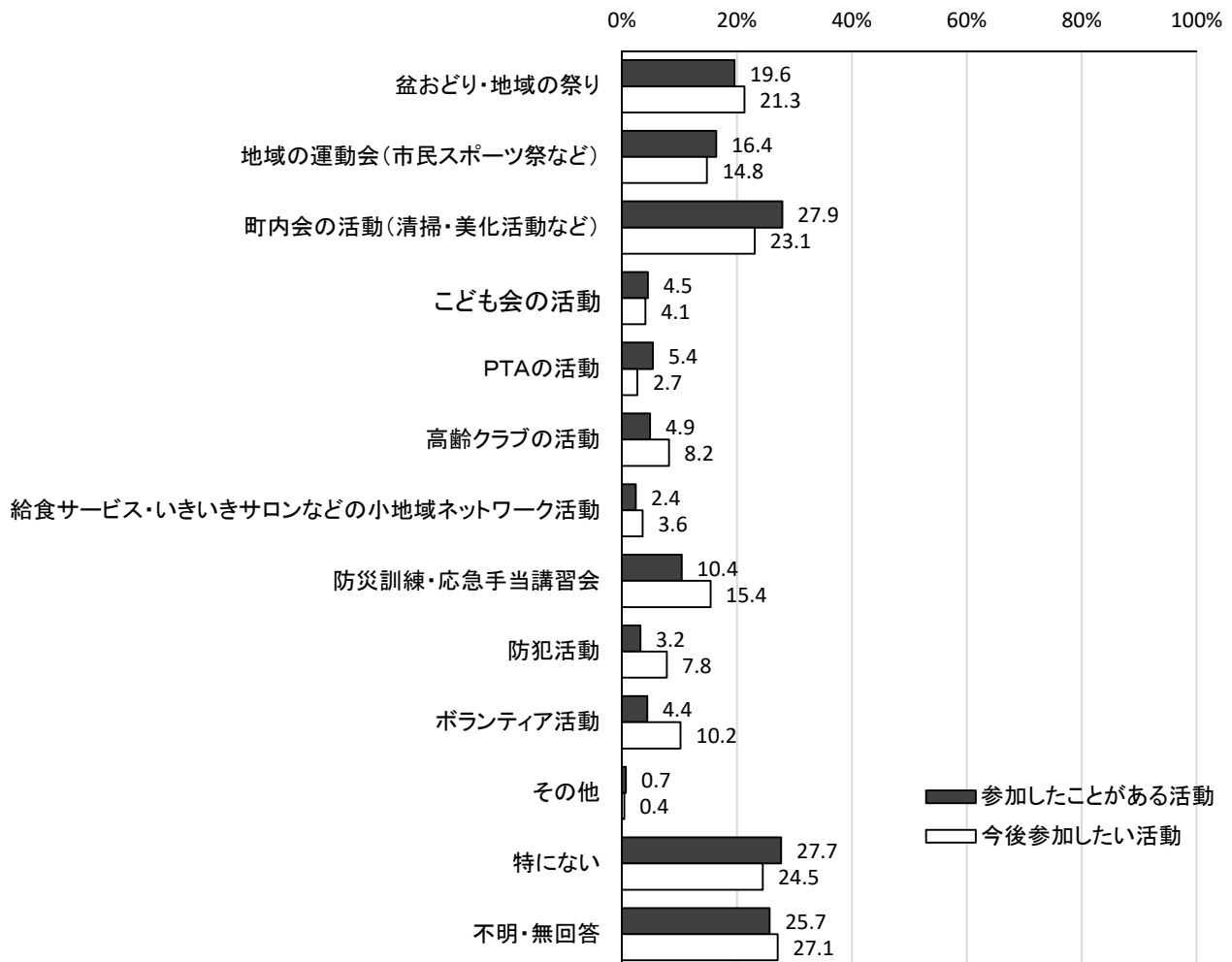
福祉に関する情報が特に若い世代に対して行き届いていない状況も見受けられることから、若い世代に状況が行き届く方法、関心が高まる内容等を検討する必要があります。

2 - (2) 地域福祉の担い手のすそ野拡大

【アンケート調査から】

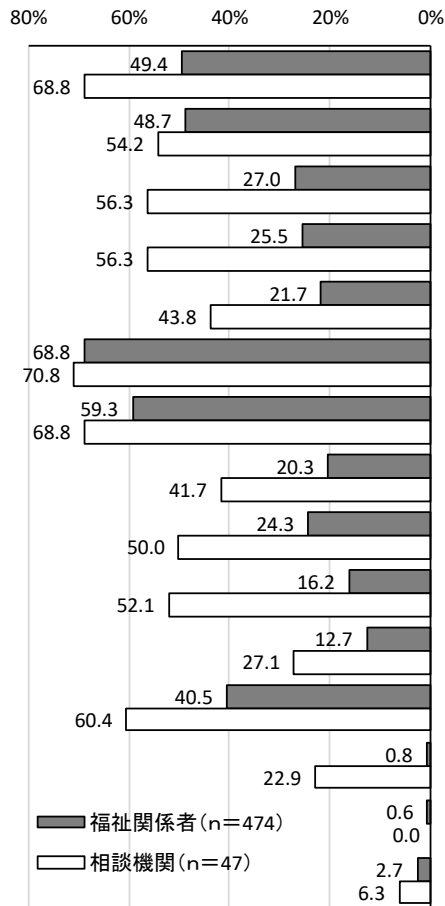
- 地域の行事や活動への参加状況について尋ねたところ、「町内会の活動（清掃・美化活動）」が27.9%で最も多く、次いで「盆おどり・地域の祭り」が19.6%、「地域の運動会（市民スポーツ祭など）」が16.4%となっています。
- 今後の意向としては、「特にない」が24.5%で最も多くなっていますが、約半数の人が何からの活動への参加意向を持っており、中でも「町内会の活動（清掃・美化活動など）」や「盆おどり・地域の祭り」が2割となっています。
- 今後需要が高まると思う支援・サービスは、「日常での安否確認（見守りや声かけ）」が68.8%で最も多く、次いで「災害時の安否確認・手助け」が59.3%、「話し相手」が49.4%となっています。また、有償でも確保したほうがよいと思う支援・サービスは「炊事・洗濯・掃除などの家事」が44.5%で最も多く、次いで「外出の付き添い」が38.8%、「ちょっとした買い物」が38.2%となっています。
- 地域活動について30歳代以下の若い世代の参加は低いものの今後参加したいと考える人は多く、参加の条件としては“気軽に参加できる雰囲気”“友人・家族と一緒に”“特技を生かせる”などが他の世代より多くなっています。

参加している地域活動と今後参加したい地域活動【市民調査】

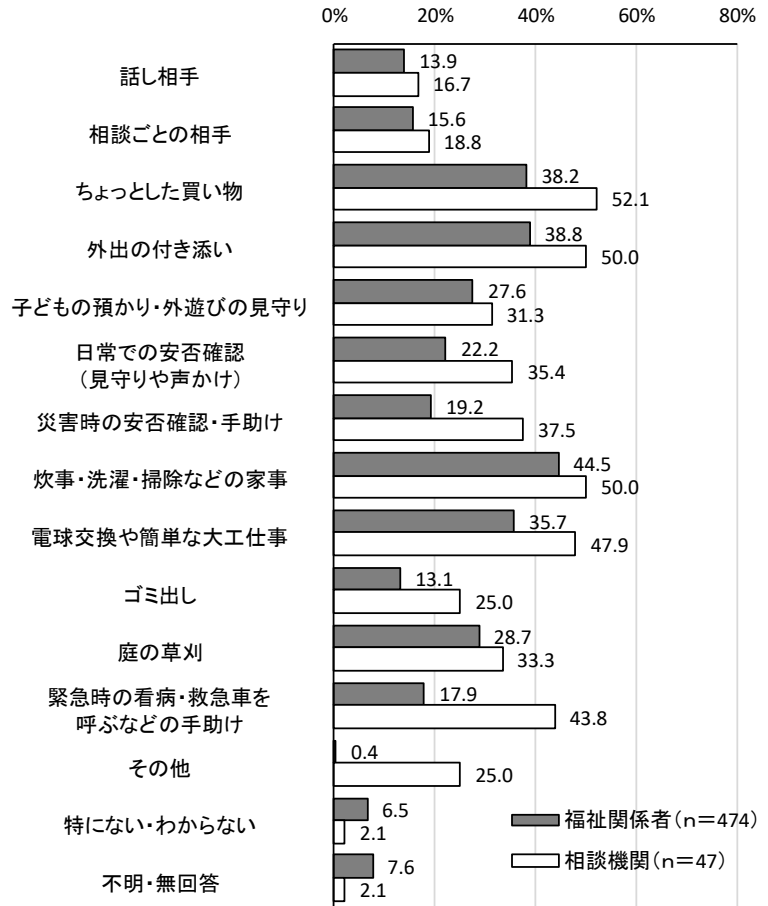


今後必要と思う支援・サービス

今後需要が高まると思う支援・サービス



有償でも確保したほうがよい支援・サービス



【ヒアリング調査から】

- 「担い手不足」「後継者不足」がどの地域、どの団体も大きな課題（最大の課題）となっている状況にあり、新たな担い手の確保にあたって「とりあえず声をかける」、地域によっては「こども活動・PTA→育成会等→福祉委員会・民生委員・自治振興委員」という流れもありますが、こどもが中学や高校への進学で離れる人も多いとの意見がみられます。
- 同じ人がいろいろな活動を担っているケースが多くみられます。
- 担い手になりたくない理由として、一度関わることで、次に「役」が来ることに抵抗を感じている人が多くみられます。
- 地域活動の担い手となっていた定年退職後の60歳以上の人も、今ではフルタイムで働いている人が多いため、地域活動に参加できる人が少なくなっていると意見がみられます。
- 福祉関係者の多くが「人が好きである」「地域に対する恩返し」「地域貢献」という意識の高い人が多くみられました。
- 現状の活動スタイルに限界があり、有償での取組みを含めた活動スタイルを検討する必要があるとの意見がみられます。
- 有償ボランティアを八尾市で行う場合は、しくみ、方法、現在の取組み（ボランティア・地域活動）とのすみわけ、マッチング方法など、さまざまな内容をきめ細かに検討しないと、問題やトラブルに発展する可能性があるとの意見が多くみられました。

【考 察】

民生委員・児童委員や地区福祉委員会など、地域の福祉の担い手不足が大きな問題となっています。

福祉関係者の多くが楽しく活動していると答えていますが、その一方で活動に負担を感じる人が半数を超えています。ヒアリングにおいても、活動に負担を感じているとの意見もみられました。ヒアリング参加者の多くが活動に楽しさと誇りを持っていますが、後継者不足、担い手不足が大きな問題となっています。

高齢化の進展に伴い、今後さらに支援を必要とする人が増えることが予測される一方で、今後さらなる担い手不足が危惧されることから、担い手の確保・育成にさまざまな団体・機関と連携しながら取り組むとともに、活動の負担軽減に向けた支援方法を検討しながら、地域活動の活性化を図る必要があります。

地域活動について、「自分にあった時間と内容であれば参加する」が最も多く、「気軽に参加できる雰囲気であれば参加する」「友人・家族と一緒に参加する」といった声も多いことから、都合がつくときだけや、短時間でも参加できるなど、参加者のライフスタイルや状況に応じた地域活動の形態を考えていくことも必要です。

市民の地域活動の促進に向け、アンケートでも高かった町内会活動やまつり、運動会など、興味の高いさまざまな地域活動を広く周知する必要があります。

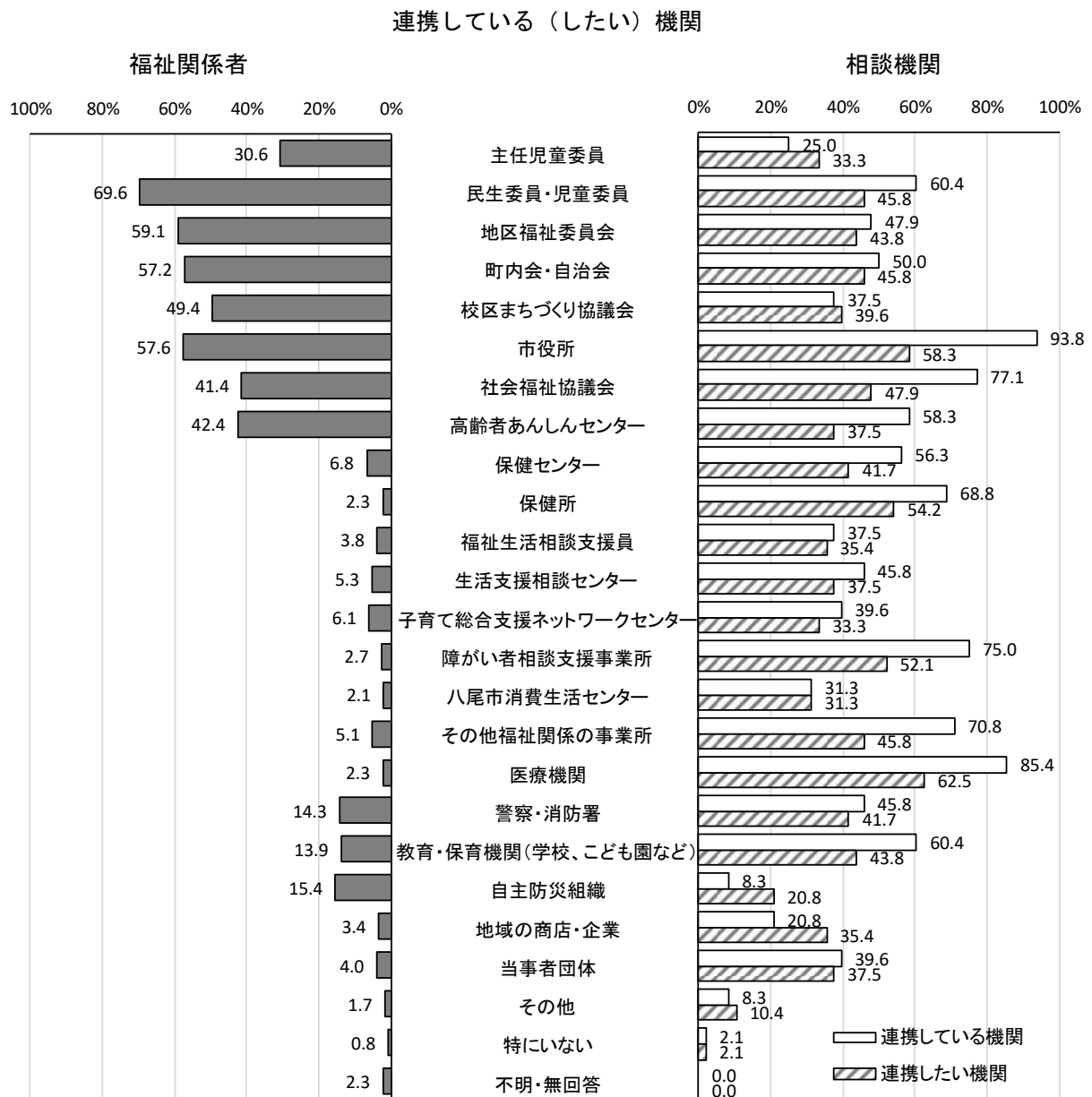
また、支援を必要とする人を支えるための新たなサービス体制（例：有償ボランティア）については、現在の地域活動の状況や実施方法等について深く検討していく必要があります。

2 - (3) 多様な主体との連携強化

【アンケート調査から】

○連携している人・機関・団体は、福祉関係者で「民生委員・児童委員」「地区福祉委員会」「市役所」「町内会・自治会」が半数を超えて多く、「校区まちづくり協議会」「社会福祉協議会」「高齢者あんしんセンター」も40%台と多くなっています。相談機関は「市役所（出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む）」が93.8%で最も多く、次いで「医療機関」が85.4%、「社会福祉協議会」が77.1%となっています。

○相談機関が今後連携したい機関は、「医療機関」が62.5%で最も多く、次いで「市役所」が58.3%、「保健所」が54.2%となっています。



【ヒアリング調査から】

- 地域活動において、社会福祉協議会や高齢者あんしんセンター、学校と連携している人が多くみられました。地域によっては、コミュニティセンターや医療機関、警察、消防、市外の団体との連携がみられます。しかし、一部の人（地域）では他の団体・機関との連携はないとの意見も出ています。
- 今後連携したい機関として、高齢者あんしんセンターが多く、医療機関や土木関係の機関と連携を望む声も一部みられました。
- 地域活動に大学生の参加も過去にあったものの、今はほとんどみられない状況です。大学生の参加はマンパワーの確保や活動の活性化・盛り上がりにもつながることからも、大学生が興味・魅力を感じ、参加してもらえる方法を検討する一方で、大学側へのアプローチの方法も検討する必要があるとの意見が出ています。
- 相談機関をはじめとした他団体・他機関との交流は良いと考える人が多くみられる中、連携にあたっては、内容・しくみ等、具体的な連携の在り方・方法が難しいとの意見も出ています。
- 連携にあたって、きめ細かに相談にのってくれる、調整・マッチング等を行ってくれるアドバイザーのような存在があればという声も出ています。

【考 察】

福祉関係者が活動している中で連携している人・機関・団体は、「民生委員・児童委員」「地区福祉委員会」「市役所」「町内会・自治会」が半数を超えて多く、「校区まちづくり協議会」「社会福祉協議会」「高齢者あんしんセンター」も40%台と多くなっています。相談機関は「市役所」が最も多く、「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会」「高齢者あんしんセンター」など、22項目中11項目において半数を超えています。

関係機関や団体などが連携して「地域共生社会」の実現に必要な取組8項目について、福祉関係者は、必要な支援の気づきや支援の調整、コミュニティづくりなど、現在目に見える取組みに対しては「できている」という回答が多くなっていますが、潜在化しているニーズの発見や新たなサービス開発といった部分が低くなっています。相談機関は「サービスや活動の開発」「福祉コミュニティづくり」においてできていないとの回答が多くなっています。

市民が抱える不安や悩み、問題等は多様化・複雑化している状況にあり、一つの団体や機関による支援では十分に対応できないケースもみられます。

各種団体・機関における連携体制をさらに強化するとともに、連携にあたっての調整・マッチング等のしくみの検討や、情報の共有や協働による問題解決方法など、連携を強化するしくみの検討を進める必要があります。

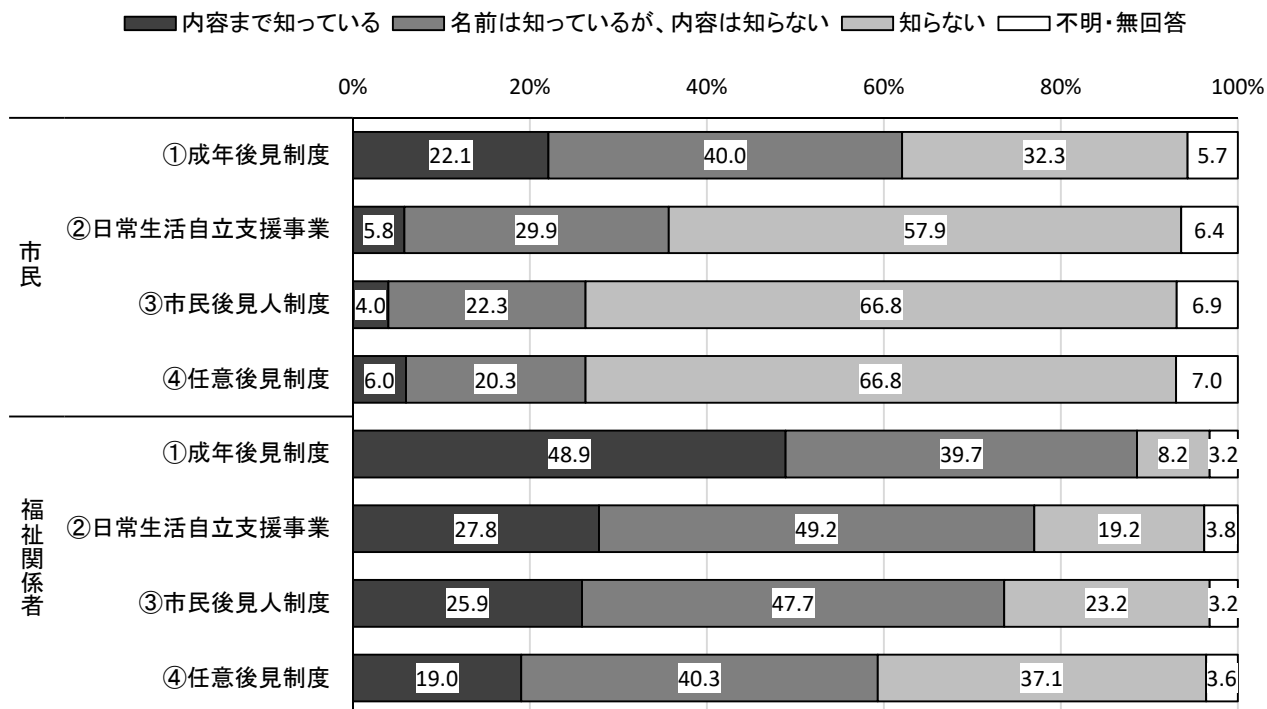
基本目標3 身近な地域で支援が届くしくみづくり

3 - (1) 地域の権利擁護の推進

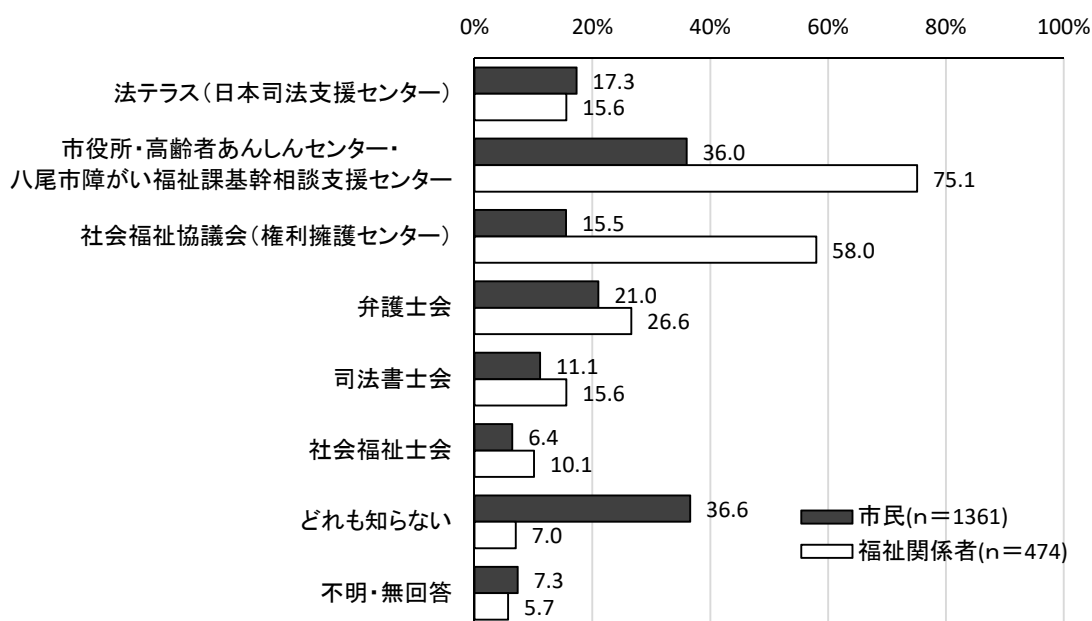
【アンケート調査から】

- 権利擁護に関する事業・制度の認知状況について、「内容まで知っている」は「①成年後見制度」で22.1%、その他の事業・制度に関しては10%に満たない状況のあり、特に各事業・制度とも若い世代において「知らない」の回答が多い状況にあります。また、福祉関係者は市民に比べて各制度の認知度は高いものの、「④任意後見制度」は20%に満たない状況にあります。
- 成年後見制度に関する相談窓口の認知状況は、「どれも知らない」が36.6%で最も多く、若い世代で知らない人が多くなっています。また、知っていると答えた人では「市役所・高齢者あんしんセンター・八尾市障がい福祉課基幹相談支援センター」は60歳以上の高年齢層、「法テラス」は40歳代以下の比較的若い世代で知っている人が多くなっています。福祉関係者は「どれも知らない」が7.0%にとどまり、「市役所・高齢者あんしんセンター・八尾市障がい福祉課基幹相談支援センター」は70%を超え、「社会福祉協議会」も半数を超えています。
- 権利擁護に関する事業・制度の利用意向は、年代に関わらず「わからない」の回答が多くなっています。「利用したい」は年齢が低くなるにつれて回答が増えるのに対し、「利用したくない」は年齢が高くなるにつれて回答が増えています。
- 世帯構成別にみると、要介護者のいる世帯は「利用したくない」が最も多く、利用したくない理由としては「制度を使わなくとも家族がいる」が最も多くなっています。利用したくない理由を年齢別にみると、29歳以下は「どういうときに利用していいかわからない」が最も多く、この回答は比較的若い世代において多い回答となっています。その他、「他人（家族・親族を含む）に財産など任せることが心配」「費用がどのくらいかかるか心配」「手続きが大変そう」への回答が2割程度みられます。
- 成年後見に関する支援を行っている相談機関に成年後見制度の利用促進に向け優先的に取り組むことを尋ねたところ、「手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする」(68.8%)が最も多く、次いで「市民や関係者に制度を周知するよう、情報発信を充実する」「制度を利用するための経済的な負担を軽減する」(ともに54.2%)、「窓口を明確化する」(50.0%)が半数を超えています。

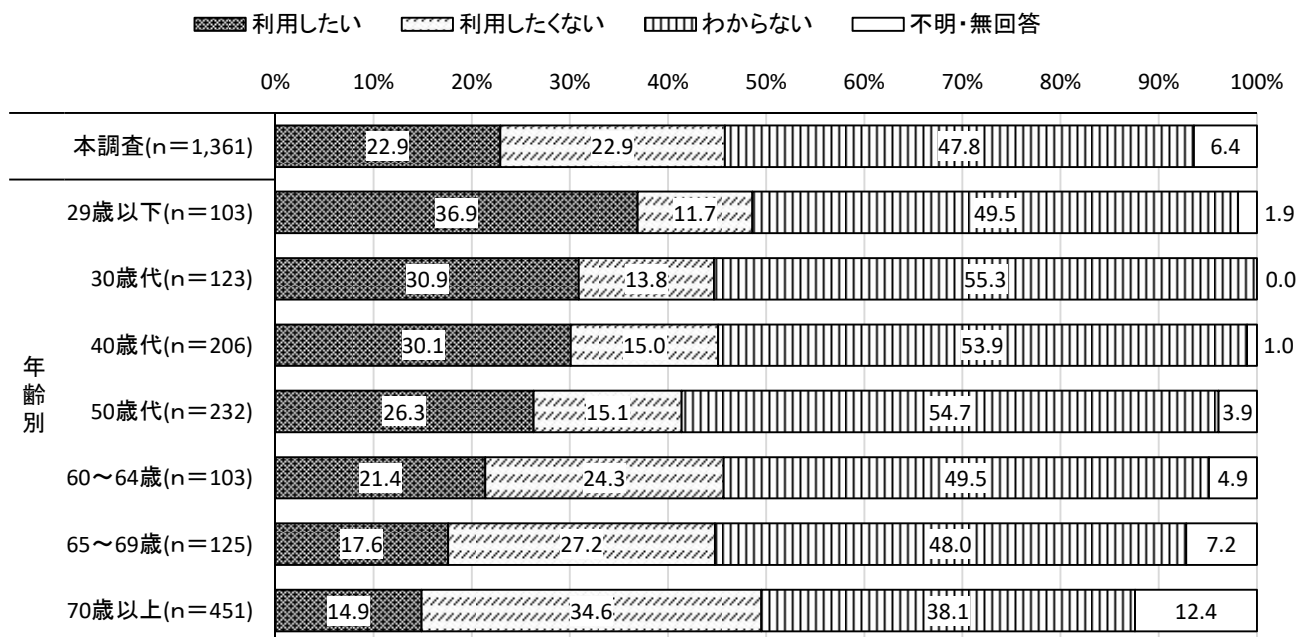
権利擁護に関する事業・制度の認知状況【市民調査、福祉関係者調査】



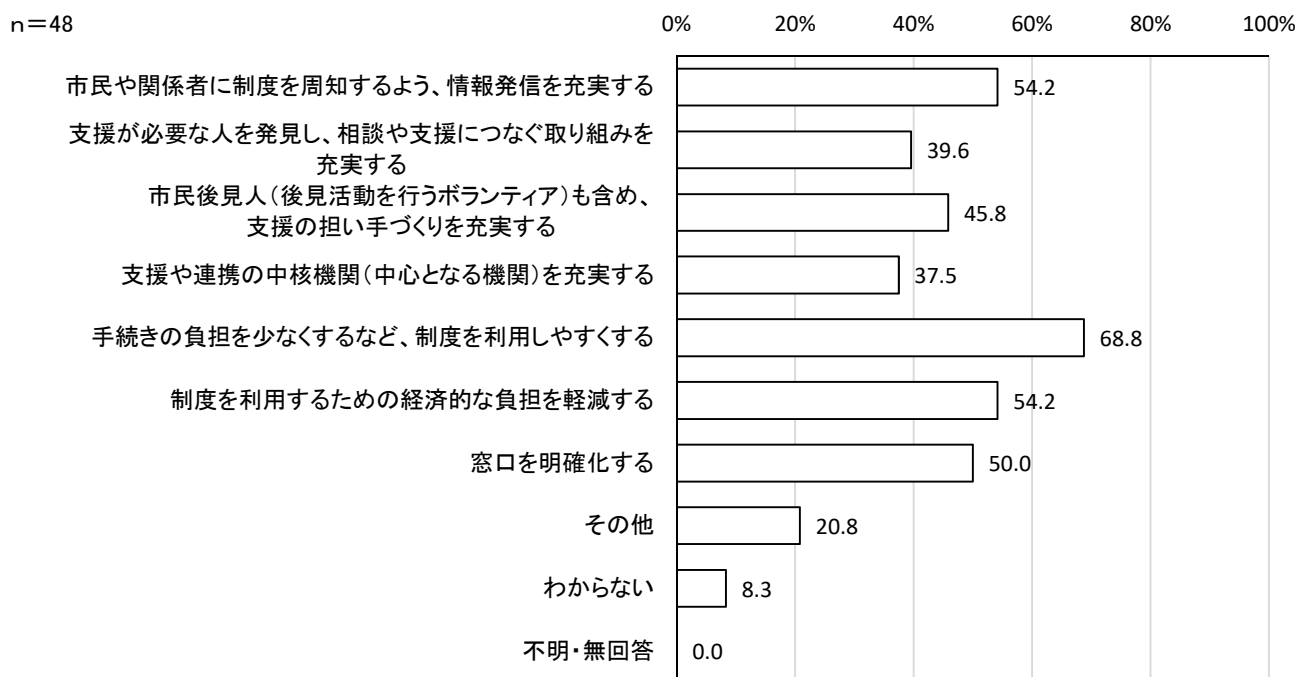
成年後見に関する相談窓口の認知状況【市民調査、福祉関係者調査】



権利擁護に関する事業・制度の利用意向【市民調査】



成年後見制度の利用促進に向け、優先的に取り組むこと【相談機関調査】



【考察】

権利擁護に関する事業・制度の認知状況について、「内容まで知っている」は成年後見制度で22.1%、その他の事業・制度に関しては10%に満たない状況にあり、「知らない」も半数を超えています。また、各事業・制度とも若い世代において「知らない」の回答が多い状況にあります。

福祉関係者は市民に比べて各制度の認知度は高いものの、任意後見制度は20%に満たない状況にあります。

成年後見制度に関する相談窓口の認知状況は、「どれも知らない」が36.6%で最も多く、若い世代で知らない人が多くなっています。

成年後見制度に関する事業や相談窓口の認知度は高いとはいえない状況にあります。急な事故や病気により突然自分自身で判断ができなくなったりすることからも、権利擁護に関する事業や取組みの周知をはじめ、権利擁護そのものに対する理解を深める必要があります。

実際、自分自身が十分に判断できなくなった場合、成年後見に関する制度を利用するか尋ねたところ、年代に関わらず「わからない」の回答が多くなっています。「利用したい」は年齢が低くなるにつれて回答が増えるのに対し、「利用したくない」は年齢が高くなるにつれて回答が増えています。

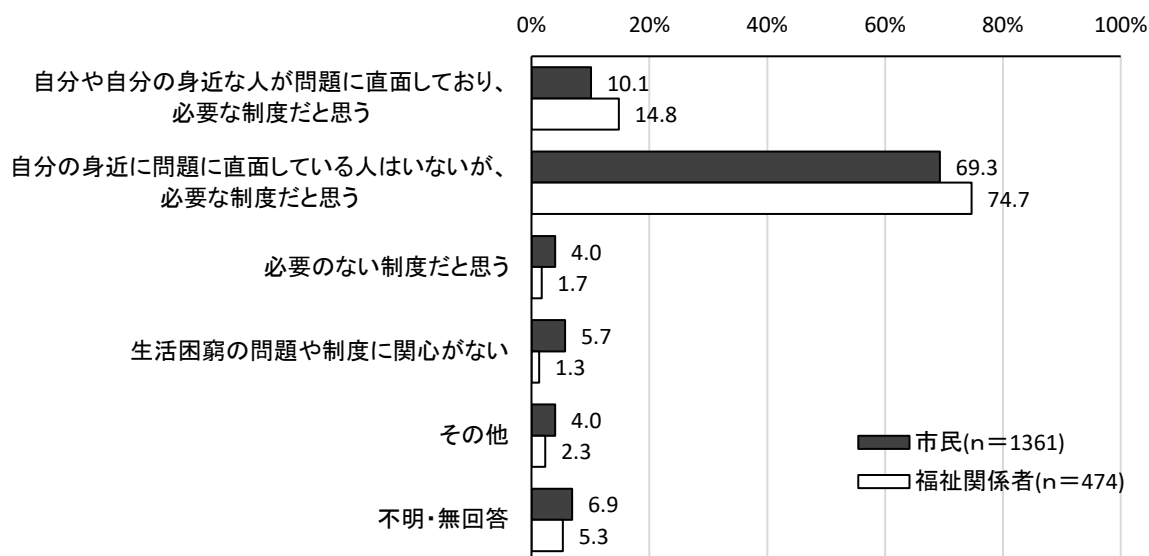
権利擁護に関する事業や窓口に対する認知状況から利用に対しても抵抗を感じる人が多いことがうかがえることから、権利擁護に関する事業や取組みの周知をはじめ、権利擁護そのものに対する理解を深め、成年後見制度等のメリットを丁寧に周知していく必要があります。

3 - (2) 生活困窮者への支援

【アンケート調査から】

- 生活困窮の問題や支援制度について、「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」は10.1%で、経済状況が苦しいと答えた人は18.2%と、経済状況が普通の人やゆとりのある人よりも10ポイント以上多く、世帯状況別にみると障がい者のいる世帯において回答が多く(20.0%)なっています。市民と福祉関係者において回答に差はありません。
- 生活困窮に関する支援制度について必要な制度だと思うと答えた人に具体的に必要な支援内容を尋ねたところ、市民・福祉関係者ともに「経済的困窮についての相談支援」「就労のための支援」が半数を超えて多くなっています。また、経済状況が苦しい人は「経済的困窮についての相談支援」が最も多く、次いで「就労のための支援」と続いており、経済状況によって大きな差はありません。
- しかし、日ごろの生活で困っていることや感じている不安を尋ねたところ、「特に不安はない」は経済状況が苦しい人は10%未満に対し、経済状況が普通の人とゆとりのある人は20%台と差が生じています。経済状況が苦しい人は普通の人やゆとりのある人より困っていることや感じている不安の割合が高く、特に「経済的な状況」と答えた人は40%台と、特に差が生じています。

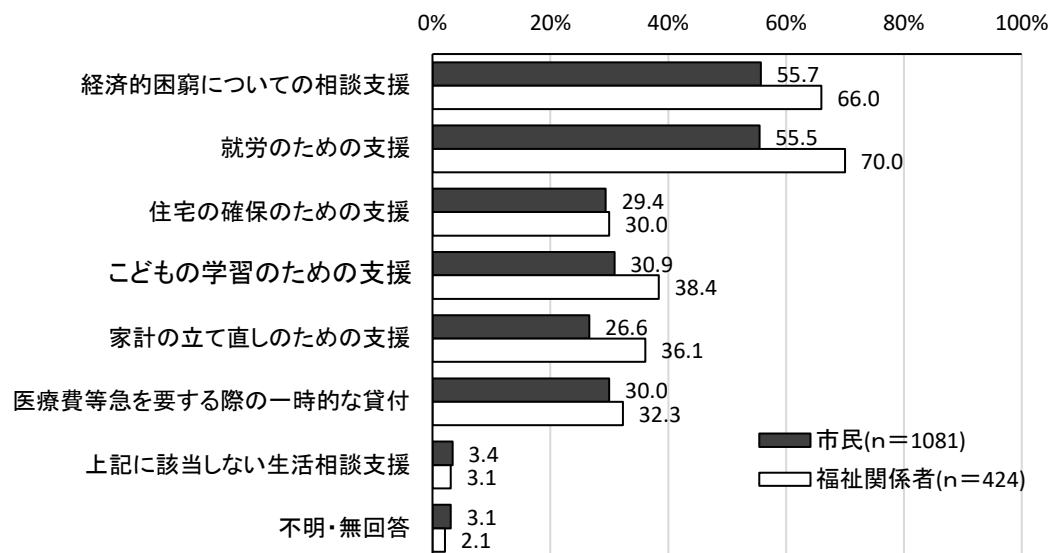
生活困窮の問題や支援制度に対する考え【市民調査、福祉関係者調査】



経済状況別にみる生活困窮の問題や支援制度に対する考え【市民調査】

		(n)	自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う	自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う	必要のない制度だと思う	生活困窮の問題や制度に関心がない	その他	不明・無回答
全体		1,361	10.1	69.3	4.0	5.7	4.0	6.9
経済状況	苦しい	506	18.2	61.7	4.0	3.8	4.2	8.3
	ふつう	718	5.3	73.4	4.2	7.2	3.6	6.3
	ゆとりあり	112	7.1	75.0	3.6	6.3	4.5	3.6

生活困窮者に必要な具体的な支援内容【市民調査、福祉関係者調査】



経済状況別にみる生活困窮者に必要な具体的な支援内容【市民調査】

		(n)	経済的困窮についての相談支援	就労のための支援	住宅の確保のための支援	こどもの学習のための支援	家計の立て直しのための支援	医療費等急を要する際の一時的な貸付	上記に該当しない生活相談支援	不明・無回答
全体		1,081	55.7	55.5	29.4	30.9	26.6	30.0	3.4	3.1
経済状況	苦しい	404	58.2	53.2	35.4	30.4	28.2	35.4	3.7	2.5
	ふつう	565	54.3	56.6	24.8	30.6	23.9	27.6	3.5	3.7
	ゆとりあり	92	55.4	57.6	27.2	35.9	31.5	20.7	2.2	2.2

経済状況別にみる日ごろの生活で困っていることや感じている不安【市民調査】

		(n)	日常の買い物	調理や洗濯などの家事	家具の移動などの力仕事	ゴミ出しや掃除、片付け	自分や家族の介護	子育てやこどもの教育	日常の外出や交通機関の利用	話し相手や相談相手	緊急時に支えてくれる人	地震や台風などの自然災害
全体		1,361	5.7	3.2	9.0	4.1	12.8	8.7	5.3	4.7	14.0	48.7
経済状況	苦しい	506	7.3	4.9	11.1	4.9	16.0	12.1	5.1	5.3	16.2	51.8
	ふつう	718	4.6	2.2	7.9	3.6	10.7	7.2	5.6	4.6	13.0	47.6
	ゆとりあり	112	5.4	1.8	8.9	3.6	10.7	1.8	4.5	1.8	11.6	44.6
		(n)	地域の治安	自分や家族の健康状態	経済的な状況	就労や雇用の状況	お金の管理や契約などの判断	家族との人間関係	地域やまわりの人との人間関係	その他	特に不安はない	不明・無回答
全体		1,361	21.0	34.2	22.0	7.6	4.7	3.8	11.1	1.1	16.8	2.9
経済状況	苦しい	506	26.5	40.5	46.2	13.6	6.3	4.5	12.8	1.2	7.3	2.8
	ふつう	718	18.4	30.9	8.2	4.3	3.9	3.8	10.4	0.8	21.2	2.8
	ゆとりあり	112	15.2	26.8	1.8	1.8	2.7	0.9	8.0	2.7	29.5	1.8

【考 察】

経済的不安定の増大や非正規雇用問題などを背景に、生活困窮の問題に関しては、大半の市民が支援制度は必要であると回答しています。経済的困窮や就労に対する支援のニーズが高いことから、失業・無業の状態をなるべく防ぎ、陥った場合であっても早期に就職できるようにする就労支援を一層強化することが必要です。

相談機関に相談業務の中で特に困難なケースを尋ねたところ、生活困窮により必要な医療や介護を受けていない、日常生活に幅広く問題が広がっているなど、さまざまな問題につながっていることから、重層的なセーフティネットの構築が必要となっています。

また、経済状況が苦しい人は福祉に関する情報もゆとりのある人より情報が得られていない状況もあることから、必要な支援制度があるにも関わらず行き届いていない可能性もあり、さまざまな制度や事業、取組みについて周知していく必要があります。

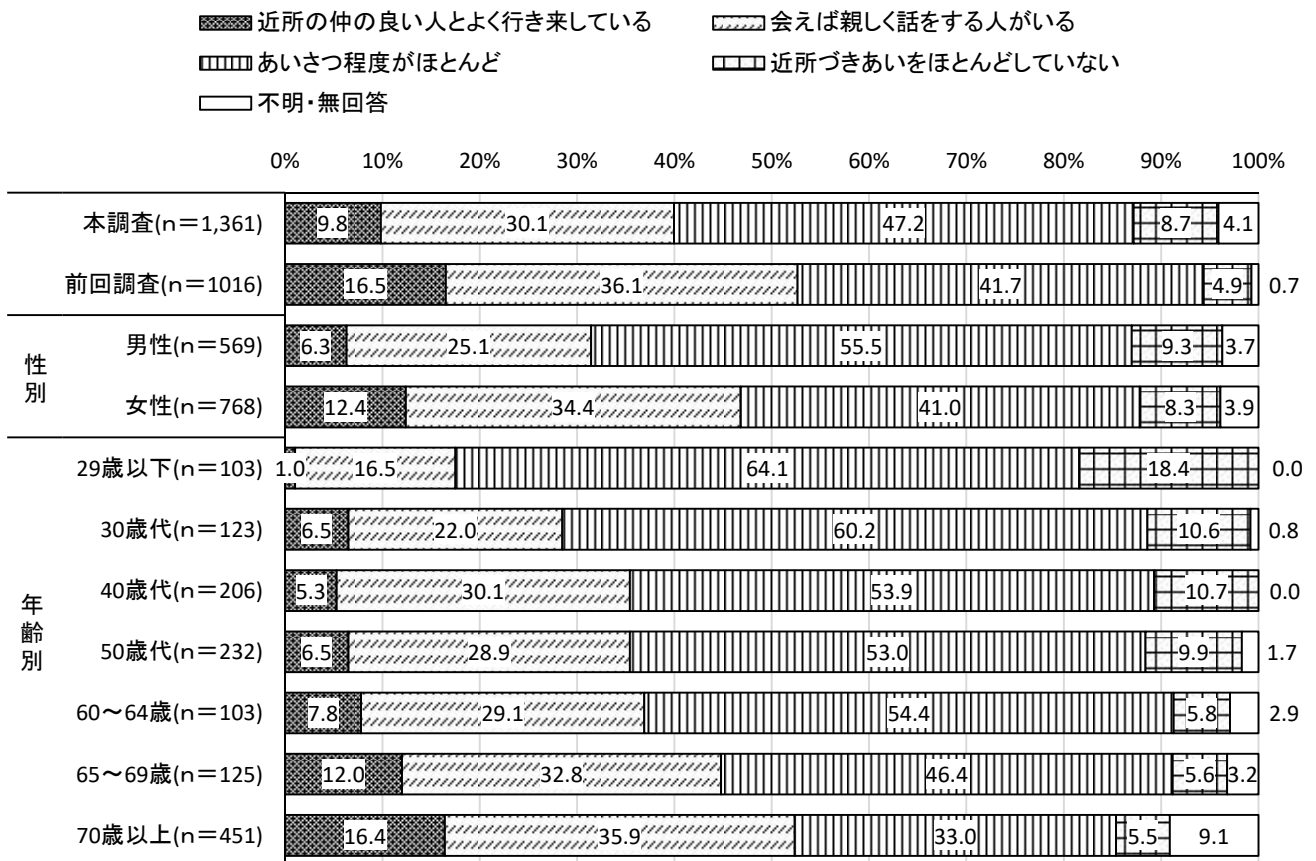
3 - (3) 災害時要配慮者への支援づくり

【アンケート調査から】

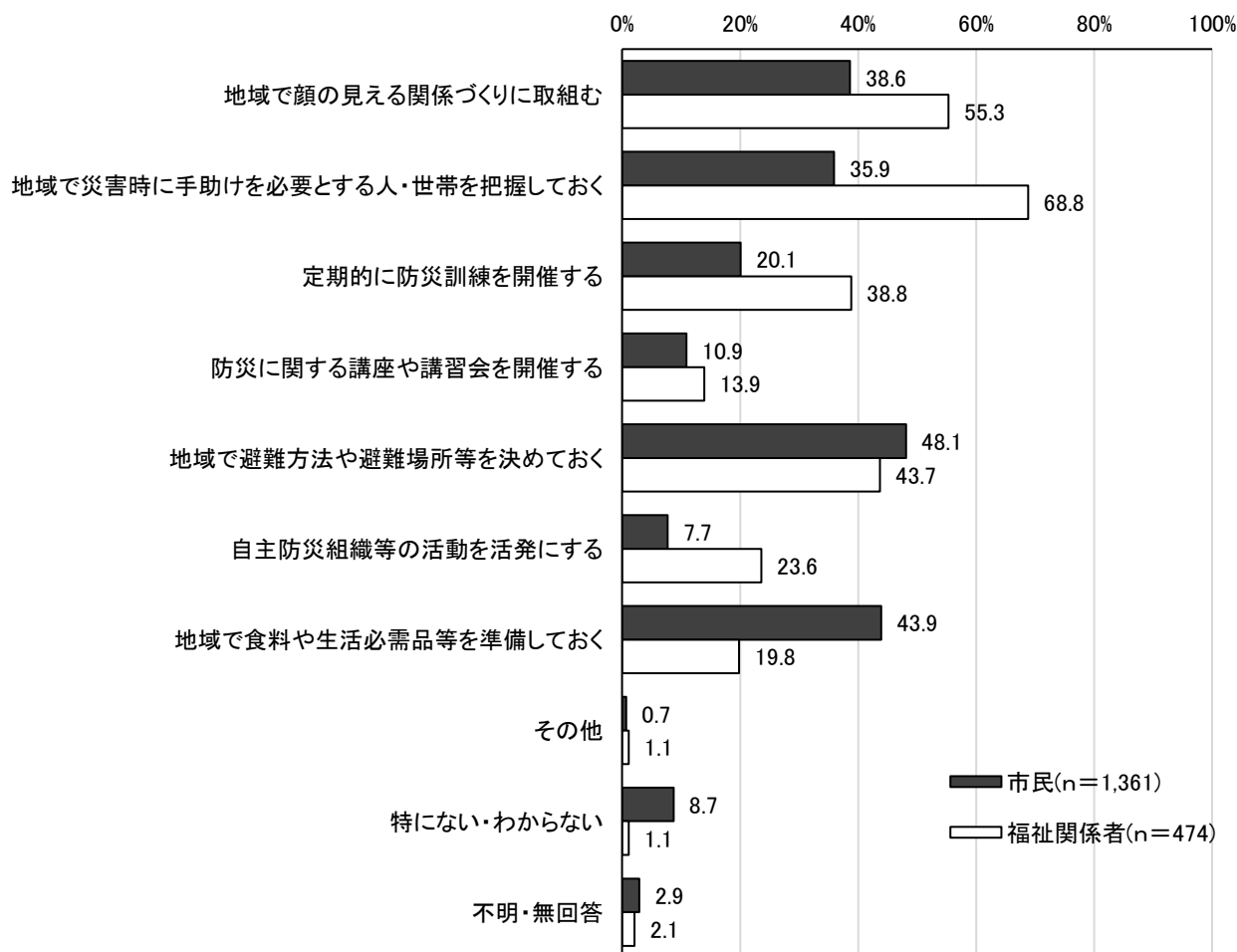
○「近所づきあいの状況」は、「あいさつ程度がほとんど」が47.2%で最も多く、「近所づきあいをほとんどしていない」を合わせると55.9%の人が近所づきあいが浅い状態にあり、5年前から9.3ポイント上昇している状況にあります。近所づきあいが浅い人は女性より男性のほうが多く、若い世代ほど近所づきあいが浅い状況にあります。

○災害時に備え、地域で取り組む重要なことについて、市民は「地域で避難方法や避難場所等を決めておく」、福祉関係者は「地域で災害時に手助けを必要とする人・世帯を把握しておく」が最も多くなっています。市民は福祉関係者より「地域で食料や生活必需品等を準備しておく」が24.1ポイント多くなっています。一方、福祉関係者は市民より「地域で災害時に手助けを必要とする人・世帯を把握しておく」が32.9ポイント多く、「地域で顔の見える関係づくりに取り組む」「定期的に防災訓練を開催する」「自主防災組織等の活動を活発にする」が10ポイント以上多くなっています。

近所づきあいの状況【市民調査】



災害時に備え、地域で取り組む重要なこと【市民調査、福祉関係者調査】



【考 察】

災害に備えることとして、市民・福祉関係者ともに「地域で顔の見える関係づくり」「手助けを必要とする人・世帯の把握」「避難場所の取り決め」を重要と考える人が多くなっています。また、日ごろの生活で抱える困りごとや不安で「地震や台風などの自然災害」は最も高い回答となっています。

顔の見える関係づくりが重要と考える人が多くなっていますが、実際の近所づきあいについては以前に比べて希薄になっている状況です。

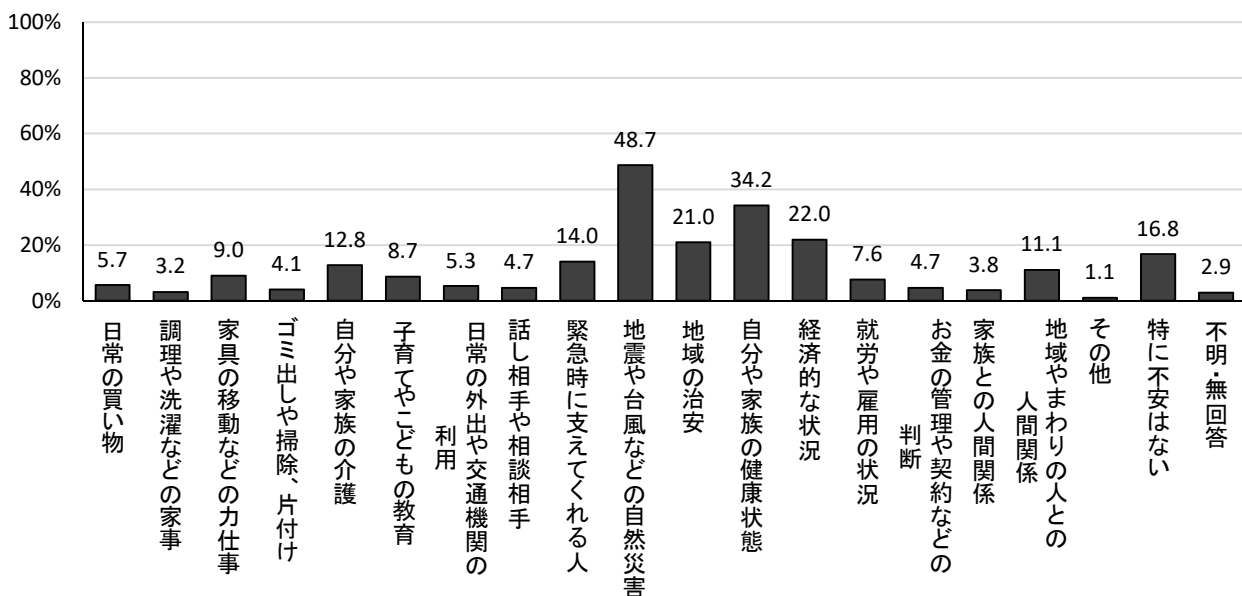
災害のみならず、さまざまな面で日常的な地域とのつながりを生み出す関係づくりを行っていく必要があります。また、要配慮者の把握を進め、その支援について地域と連携して進めていく必要があります。

3 - (4) 支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり

【アンケート調査から】

- 日ごろの生活で抱える困りごとや不安は、「地震や台風などの自然災害」が 48.7%で最も多く、次いで「自分や家族の健康状態」が 34.2%、「経済的な状況」が 22.0%となっています。年齢別にみると、どの年代も「地震や台風などの自然災害」が最も多くなっていますが、29 歳以下のみ 30%台と、低くなっています。「日常の買い物」は、70 歳以上のみ 10%台となっています。「子育てやこどもの教育」は、30 歳代で 30%台、40 歳代で 20%台と、他の年代より多くなっています。「自分や家族の健康状態」は、65 歳以上の年代で 40%台と多く、29 歳以下は 10%台となっています。
- 地域福祉の充実に向けて、特に優先的に取り組むことについて、市民は「身近な相談窓口の充実」、福祉関係者は「地域住民のつながりづくり」、相談機関は「孤立した人やひきこもりの人への支援」が最も多くなっています。「身近な相談窓口の充実」「高齢者・障がい者などの日常生活への支援」は 3 調査共通で上位 3 位と、共通して多い項目となっています。
- 地域福祉の充実に向け、「身近な相談窓口の充実」が 3 調査共通で多くなっていますが、市民を年齢別にみると、29 歳以下の年代は 20%台と、他の年代より低くなっていますが、30 歳代以上ではどの年代も 40%を超えて多くなっています。
- 福祉の相談窓口や福祉サービス情報を「ほとんど入手できていない」「まったく入手できていない」と答えた人は約 7 割と非常に多く、前回調査も同じ程度の回答となっています。
- 八尾市で包括的な相談支援のしくみとして優先的に取り組むべきことを尋ねたところ、福祉関係者は「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」(50.6%)、相談機関は「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」(66.7%)が最も多くなっています。「課題を解決するため、サービスや社会資源を開発する取組みを充実する」は相談機関で半数を超え、福祉関係者より 42.2 ポイント多くなっています。
- 相談機関に複合ケースの際、他の相談機関と連携にあたっての課題として、「リーダーシップをとる機関がなく、役割分担ができない」(45.9%)、「個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない」(41.7%)、「継続的にケース会議を開催する等の体制を構築できない」(35.4%)が上位 3 項目となっています。

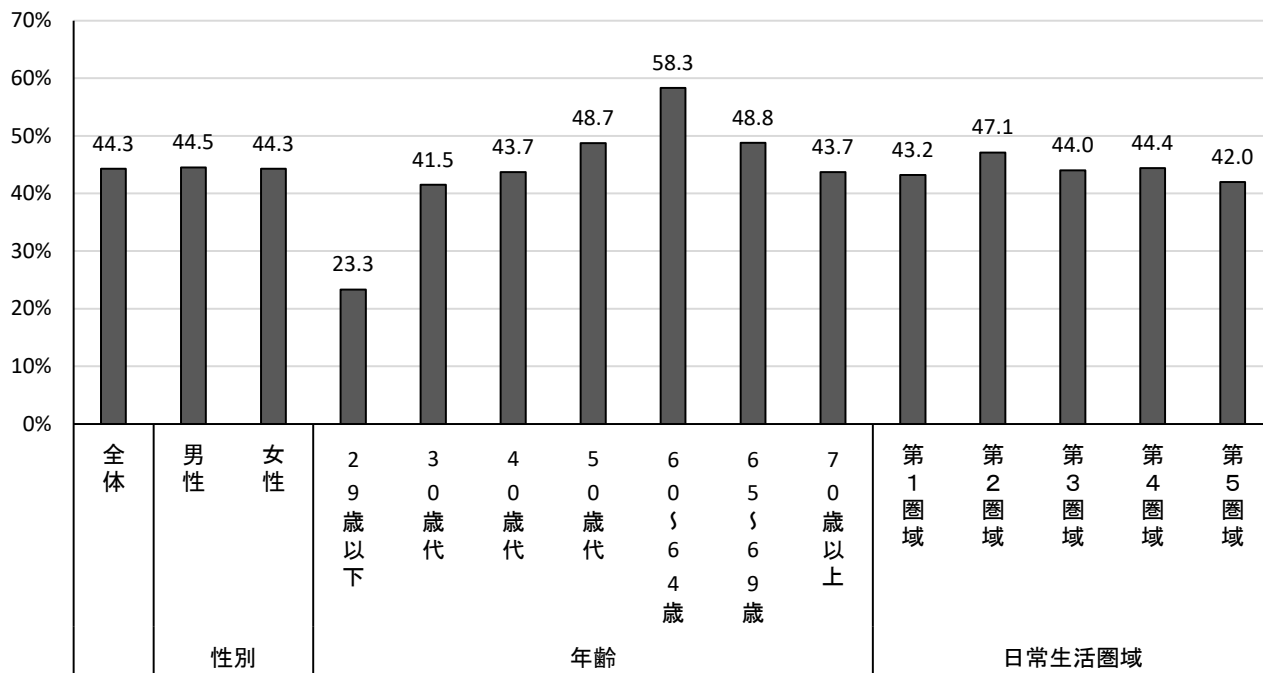
日ごろの生活で抱える困りごとや不安【市民調査】



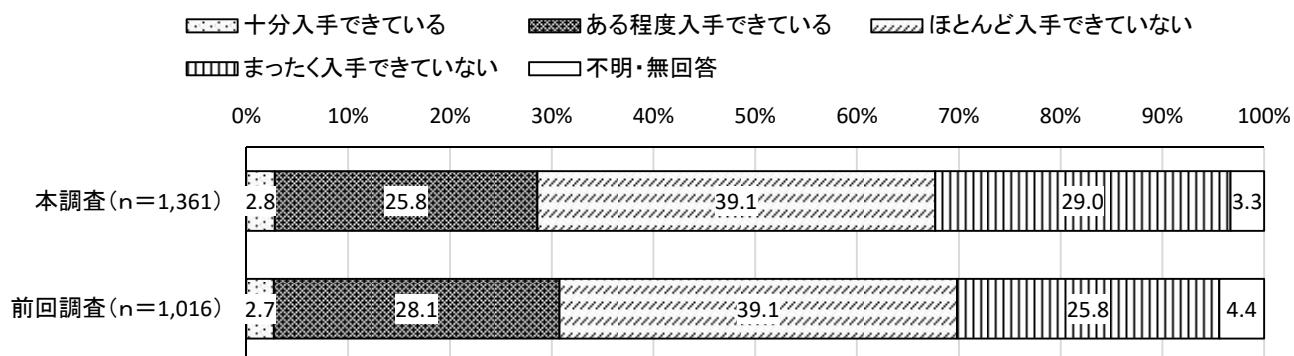
地域福祉の充実に向けて、特に優先的に取り組むこと【市民調査、福祉関係者調査、相談機関調査】

選択肢	市民 (n=1,361)	福祉関係者 (n=474)	相談機関 (n=48)
福祉に関する情報の提供	37.6	32.1	50.0
身近な相談窓口の充実	44.3	41.4	54.2
高齢者・障がい者などの日常生活への支援	36.1	48.7	54.2
子育ての支援	26.3	31.0	43.8
孤立した人やひきこもりの人への支援	18.4	34.0	75.0
経済的に困窮している人への支援	19.5	21.5	54.2
就労のための支援	22.7	27.0	52.1
年金などの社会保障制度の充実	31.4	23.8	27.1
健康づくり	19.5	24.5	25.0
医療・福祉の連携	23.6	18.6	50.0
こころの健康に関する支援	11.9	14.3	52.1
認知症の人などの権利擁護	10.4	13.9	43.8
福祉の心を育てる取組み	11.2	13.9	35.4
ボランティアやNPO活動への支援	6.8	13.5	35.4
地域住民のつながりづくり	22.9	51.3	52.1
地域での支え合いの活動	17.1	40.1	52.1
支援が必要な人を発見する取組み	18.6	29.1	58.3
住宅の確保や住環境の整備	8.3	5.3	29.2
バリア(障壁)のない環境づくり	13.8	13.9	33.3
公共交通の整備や移動の支援	22.0	29.5	43.8
防災や災害時に支援が必要な人への対応	21.7	34.2	45.8
犯罪や事故のない安全なまちづくり	29.8	33.1	18.8
犯罪予防活動や犯罪をした人の社会復帰に向けた支援	6.0	6.8	25.0
虐待や差別の防止	24.5	26.2	50.0
福祉に関わる団体や機関のネットワークづくり	11.3	20.3	52.1
その他	0.4	0.6	6.3
特にない・わからない	5.7	1.1	0.0
不明・無回答	5.0	5.1	0.0

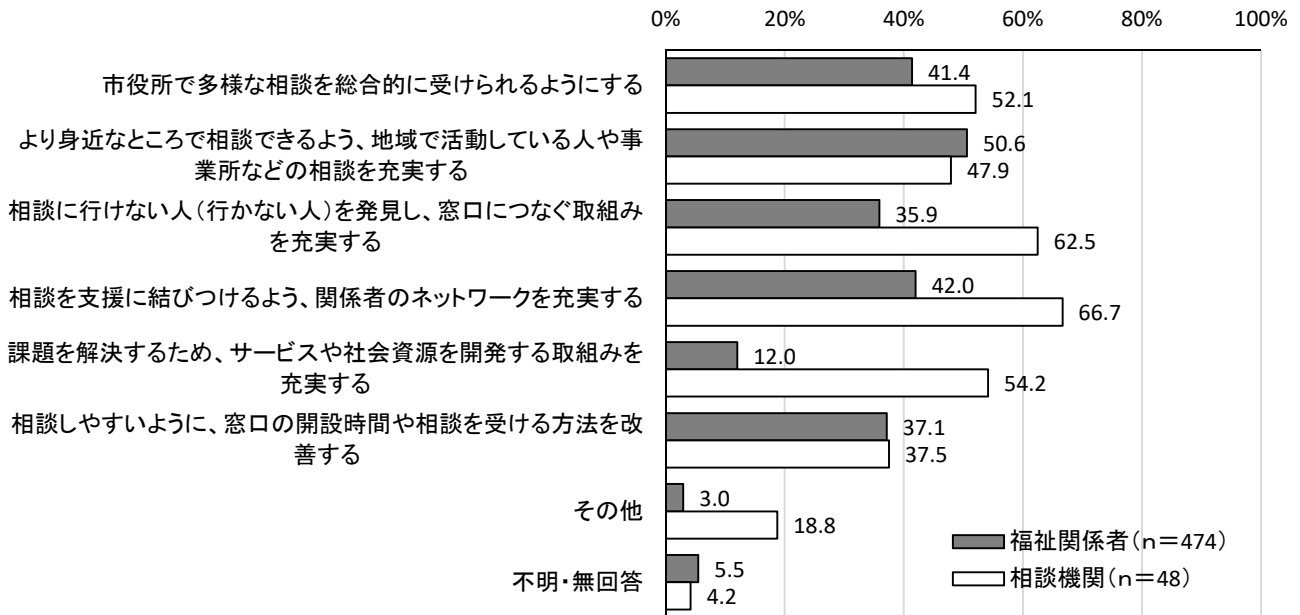
地域福祉を充実するために優先的に進めることで「身近な相談窓口の充実」を答えた人【市民調査】



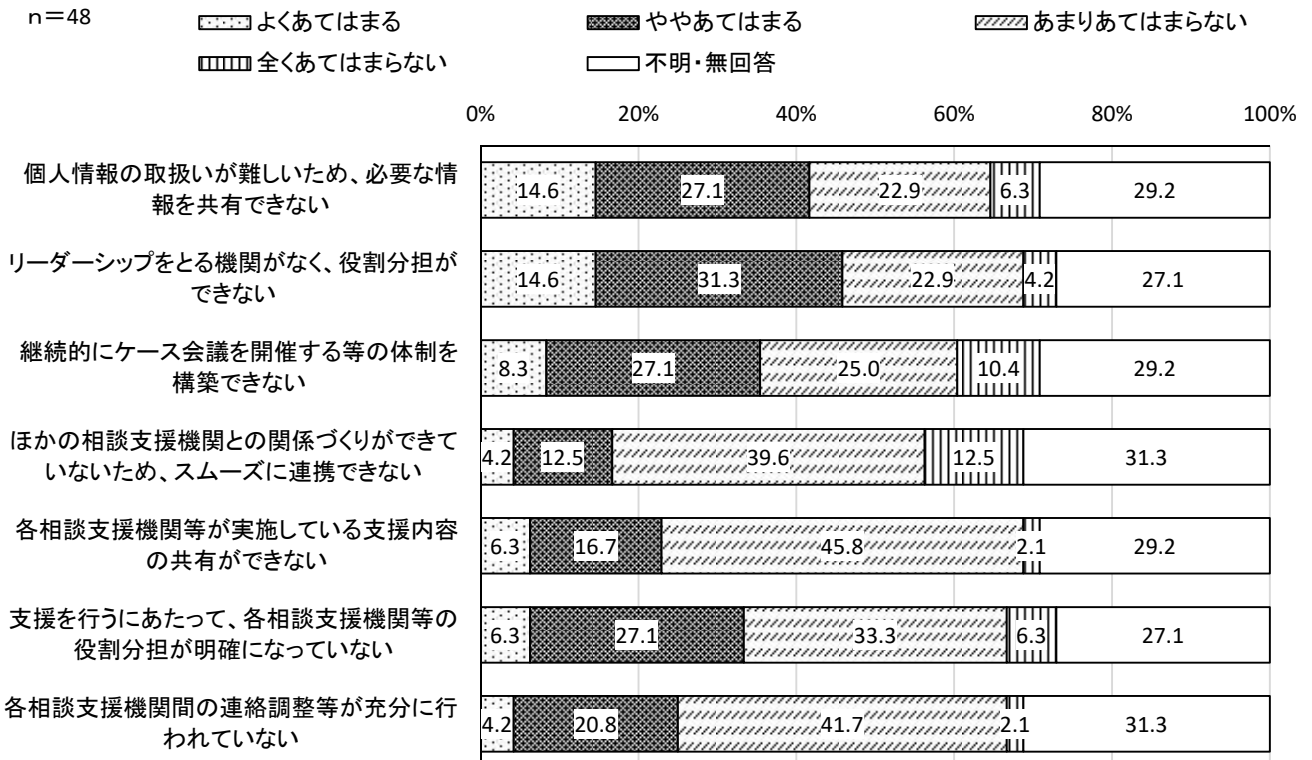
福祉の相談窓口や福祉サービスに関する情報の入手状況【市民調査】



包括的な相談支援のしくみとして優先的に取り組むべきこと【福祉関係者調査、相談機関調査】



複合ケースの際、他の相談機関と連携にあたっての課題【相談機関調査】



【考 察】

地域福祉の充実に向け「身近な相談窓口の充実」を重要と考える人は市民・福祉関係者・相談機関ともに多くなっています。

実際、困ったときの相談相手（家族や親せき以外）は、「友人や知人」が最も多く、次いで「特にいない」が16.7%、「市役所」が15.9%となっており、「市役所」を除く他の公的機関への相談は10%に満たない状態です。「特にいない」と答えた人は、性別や年齢、世帯構成によって大きな差はありませんが、近所づきあいが浅い人や福祉に関する情報が入手できていない人はできている人よりも10ポイント程度多くなっています。

相談窓口や福祉に関する情報が行き届く方法を検討するとともに、気軽に相談ができる体制を構築する必要があります。

包括的な相談支援のしくみとして、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」は福祉関係者・相談機関ともに多く、また相談機関は「相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取組みを充実する」も多くなっています。

福祉関係者や相談機関の活動を支えるための相談体制・支援体制を強化していくとともに、市民から相談窓口の充実を求める声が大きなことからも、行政のみならずさまざまな支援機関も含め、包括的な相談体制、断らない相談体制を充実していく必要があります。

3) 第3次計画の評価

第3次計画の取組状況は以下の通りです。

重点課題1 市民の意識の醸成と福祉人材の発掘、育成

総括	3次計画での取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉についての理解を深めるため、広報誌やブログなどさまざまな媒体を通じて、地域のつながりや支え合いの必要性、それに対する活動内容の発信を行ってきた。 ○八尾市社会福祉協議会に補助金を交付することにより、地区福祉委員会の活動を通じた地域福祉意識の向上を進めた。 ○ボランティア活動の担い手確保のため、より身近に活動を感じることができるふれあいフェスタを平成30年度（2018年度）より実施し、集客することができた。
	次期計画に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ○本計画の理念や取組について、世代や属性に応じた効果的な情報発信の方法を検討し、本計画の理念や取組の周知を行う。 ○地域福祉活動の魅力発信し、世代や属性を限定しない活動の場や機会をつくる。 ○地域住民をはじめ、民間団体も含めた多様な主体が積極的に活動に参画できる環境整備を行う。 ○シルバーリーダー養成講座等を活用し、テーマ型・エリア型の枠組みにとらわれない地域福祉活動を行う人材の確保・育成を行う。

重点課題2 地域における交流の場・機会づくり

総括	3次計画での取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○年々サロンの登録数が伸びている、また各人権コミュニティセンターや老人福祉センターでの講座を行うことで活動の場や機会が増えている。 ○八尾市社会福祉協議会を通じて、地区福祉委員会への補助をすることで地域福祉活動の充実につながり、ふれあい喫茶等の運営により地域交流の場が増えている。
	次期計画に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロン等の交流の場について、既存の連携を深めるとともに新たな主体との連携を図ることにより、住民主体で多くの地域住民が参加しやすい居場所づくり等、地域の交流の場づくりの推進に取り組む。 ○交流の場を通じて、課題を抱えた世帯の早期発見や課題解消へつなげるためのしくみづくりを行う。

重点課題3 支援を必要とする人の把握・見守り体制の充実

総括	3次計画での取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○市内事業者協力のもと、日常業務の中での気づきを通じて高齢者の見守り体制の強化を図った。 ○避難行動要支援者の避難行動支援の実効性を高めるため、同意者リスト掲載者へ訪問調査を実施し、状況把握を行った上で、「八尾市災害時要配慮者支援プラン」を改定し、「八尾市災害時要配慮者支援指針」を策定した。
	次期計画に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体の参加や協力を得ることで、問題を抱えている世帯の早期発見や課題解消へつなげるためのしくみづくりを行う。 ○「八尾市災害時要配慮者支援指針」に沿って避難行動要支援者名簿を作成し、地域や福祉事業者等と連携した要配慮者支援体制の整備を図る。

重点課題4 総合的な相談・支援体制の充実・強化

総括	3次計画での取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に身近な相談窓口や出張所が生活圏域にあり、支援につながりやすい環境ができている。 ○高齢者あんしんセンターをはじめ、専門性の高い相談機関が地域に根付いている。 ○生活困窮者自立支援法や成年後見制度利用促進法などに基づく、生活困窮者の支援や権利擁護支援の体制づくりが進められている。
	次期計画に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の相談窓口等を活用した、市民がどこに相談しても必要な支援につなげるしくみをつくる。 ○生活困窮者への支援や権利擁護に関する制度や事業が利用しやすい環境づくりを行う。 ○介護、障がい、子育て、生活困窮などの複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を関係機関で連携して支えるしくみをつくる。

重点課題5 自助・共助・公助のための情報発信・情報提供の充実

総括	3次計画での取組状況	○SNSの活用としてこれまでのツイッターに加え、新たにフェイスブックを活用した情報発信に取り組んだ。 ○必要とする情報を探しやすいよう市のホームページを改修するとともに、市民に身近な情報を手軽に入手できるアプリを導入し、誰もが必要な情報を、より簡単に手に入れることができる環境づくりに取り組んだ。 ○本市への関心や定住魅力を高めるためのPR動画を作成した。 ○ボランティア活動の情報発信として、「集まれ!!なかまたち」の冊子を作成した。
	次期計画に向けて	○「新しい生活様式」など時代の情勢に合わせた、各世代にあった多様な情報発信媒体の特性や利点を活かした効果的な情報発信に取り組む。 ○情報の取得が困難な世帯も含め分かりやすい情報発信に取り組んでいく。また、誰ひとり取り残さないよう効果的に情報を届ける取り組みを行う。

重点課題6 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり

総括	3次計画での取組状況	○障がい者フォーラムや人権啓発セミナーなど、障がいについての正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚と差別のない社会に向けて、効果的に啓発事業に取り組んできた。 ○民生委員・児童委員、地区福祉委員会などの地域福祉団体による活発な地域活動とネットワークが構築されている。 ○市民に身近な相談窓口や出張所が生活圏域にあることで支援につながりやすい環境ができてきている。
	次期計画に向けて	○住宅・環境・交通・コミュニティ推進など、福祉以外の分野との連携が図れる体制づくりを行う。 ○国の示す「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を進め、既存の八尾の強みを活かしながら、包括的支援体制づくりを行い、本市の地域共生社会を確立する。

資料編

計画の策定経過

日程	項目	内容
令和元年 10月29日(火)	八尾市地域福祉計画研修会 (八尾市地域福祉計画ワーキング会議委員所属等対象)	講師： 武庫川女子大学 文学部 教授 松端 克文 氏 テーマ：「地域共生社会の実現に向けた取り組みにおける行政・社協の役割」 八尾市地域福祉計画ワーキング会議メンバー等対象
令和元年 12月26日～ 令和2年 1月14日	地域福祉に関するアンケート調査(市民対象) 地域福祉に関するアンケート調査(福祉関係者対象)	八尾市在住の18歳以上の男女3,000人を対象に調査 有効回収率：45.4% 各地区福祉委員会や民生委員・児童委員、校区まちづくり協議会から564人を対象に調査 有効回収率：84.0%
令和2年 2月3日(月)	八尾市地域福祉計画研修会 (八尾市地域福祉計画ワーキング会議委員所属等対象)	講師： 武庫川女子大学 文学部 教授 松端 克文 氏 テーマ：「八尾市版の地域福祉の実践について」 八尾市地域福祉計画ワーキング会議メンバー等対象
令和2年 6月16日(火)～ 6月30日(火)	市内相談支援機関アンケート調査	八尾市内の相談機関48か所を対象に調査 有効回収率：100.0%
令和2年 7月17日(金)～ 7月31日(金)	第1回八尾市社会福祉審議会(書面開催)	1. 委員長の選出について 2. 専門分科会等委員の選出について 3. 八尾市社会福祉審議会について 4. 令和2年度八尾市社会福祉審議会開催スケジュールについて 5. 第4次八尾市地域福祉計画について
令和2年 8月24日(月)～ 9月16日(水)	福祉関係者ヒアリング	地区福祉委員会や民生委員・児童委員、校区まちづくり協議会の会長・委員長等を対象にヒアリング調査(16か所)
令和2年 9月18日(金)	相談支援体制検討プロジェクトチーム会議(八尾市地域福祉計画ワーキング会議を兼ねる)	地域共生社会の実現に向けた総合相談支援体制について 他

日程	項目	内容
令和2年 10月16日(金)	第1回八尾市社会福祉 審議会地域福祉専門分 科会	1. 分科会長の選出 2. 第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (後期)の総括 3. 第4次八尾市地域福祉計画の策定について (策定スケジュール・計画体系)
令和2年 11月5日(木)	第2回八尾市社会福祉 審議会	第4次八尾市地域福祉計画の策定について 1. 第4次八尾市地域福祉計画について 2. 策定スケジュール 3. 「基本理念」「基本目標」について 他
令和2年 12月11日(金)～ 12月28日(月)	第2回八尾市社会福祉 審議会地域福祉専門分 科会(書面開催)	第4次八尾市地域福祉計画(素案)について
令和2年 12月14日(金)～ 12月17日(木)	第4次八尾市地域福祉 計画(素案)に対する庁 内照会	1. 第4次八尾市地域福祉計画(素案)について 2. 本計画と他分野の計画などと連動する項目に ついて
令和2年 12月21日(月)～ 令和3年 1月20日(水)	第4次八尾市地域福祉 計画(素案)に対する市 民意見提出制度(パブリ ックコメント)の実施	素案の閲覧場所は、 地域福祉政策課、情報公開室、各出張所、緑ヶ丘 コミュニティセンター、桂人権コミュニティセ ンター、安中人権コミュニティセンター、障害者 総合福祉センター、生涯学習センター、各図書館 、社会福祉会館、医療型児童発達支援センタ ー、福祉型児童発達支援センター。 また、ホームページでも掲載。
令和3年 2月3日(水)～ 2月10日(水)	第3回八尾市社会福祉 審議会地域福祉専門分 科会(書面開催)	第4次八尾市地域福祉計画(素案)に対する市民意見 提出制度(パブリックコメント)実施結果と計画への 反映について
令和3年 3月8日(月)～ 3月16日(火)	第3回八尾市社会福祉 審議会(書面開催)	第4次八尾市地域福祉計画の策定について等(報告)

八尾市社会福祉審議会条例

八尾市条例第 17 号

八尾市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する八尾市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第 12 条第 1 項の規定により児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する合議制の機関として同条に規定する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第 9 条第 1 項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあつては 3 年以内とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあつては当該特定の事項が終了するまでとする。

3 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長の職務代理)

第 5 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があつたときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第 7 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあつては、委員）の互選によりこれを定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（関係者の出席）

第8条 審議会又は専門分科会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（八尾市障害者施策推進協議会条例の廃止）
- 2 八尾市障害者施策推進協議会条例（昭和52年八尾市条例第14号）は、廃止する。
（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）
- 3 執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）の一部を次のように改正する。
第1条の表市長の部八尾市地域福祉計画審議会の項を削る。
（八尾市介護保険条例の一部改正）
- 4 八尾市介護保険条例（平成12年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。
第18条から第20条までを次のように改める。
第18条から第20条まで 削除
第24条中「、第20条」を削る。
（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）
- 5 次に掲げる条例の規定中「八尾市児童福祉審議会」を「八尾市社会福祉審議会」に改める。
 - (1) 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）第4条第1項
 - (2) 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）第4条第1項
 - (3) 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）第4条第1項
 - (4) 八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第41号）第4条第1項
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表八尾市地域福祉計画審議会委員の項及び八尾市介護保険運営協議会委員の項から八尾市児童福祉審議会委員の項までを削る。

八尾市社会福祉審議会規則

○八尾市社会福祉審議会規則

令和2年3月30日規則第20号

改正

令和2年8月27日規則第68号

八尾市社会福祉審議会規則（平成30年八尾市規則第81号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、八尾市社会福祉審議会条例（令和2年八尾市条例第17号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、八尾市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）社会福祉事業に従事する者
- （2）学識経験者
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 条例第4条第2項に規定する臨時委員は、特別委員と呼称する。

（専門分科会）

第3条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- （1）民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- （2）地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- （3）高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- （4）障害者福祉専門分科会 次に掲げる事項
 - ア 障害者の福祉に関する事項
 - イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項各号に掲げる事務
- （5）児童福祉専門分科会 次に掲げる事項
 - ア 児童福祉に関する事項
 - イ 母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事項
 - ウ 母子保健に関する事項
 - エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項

2 審議会は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、専門分科会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

3 民生委員審査専門分科会の会議は、非公開とする。

（審査部会）

第4条 障害者福祉専門分科会に、次の各号に掲げる審査部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- （1）身体障害者手帳審査部会 次に掲げる事項

ア 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項

(2) 自立支援医療審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項

2 審議会は、政令に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（書面等による審議）

第5条 委員長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、地域福祉部地域福祉政策課において行う。

2 次の各号に掲げる専門分科会及び審査部会の庶務は、当該各号に定める課において行う。

(1) 民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 地域福祉部地域福祉政策課

(2) 高齢者福祉専門分科会 地域福祉部高齢介護課

(3) 障害者福祉専門分科会並びに身体障害者手帳審査部会及び自立支援医療審査部会 地域福祉部障害福祉課

(4) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月27日規則第68号抄）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(22) 八尾市社会福祉審議会規則

八尾市社会福祉審議会委員名簿

区 分	役 職 ・ 団 体 名	氏 名
学識経験者	日本公衆衛生協会 会長（大阪大学名誉教授）	多田羅 浩三
	武庫川女子大学 教授	松端 克文
	大阪府立大学 教授	田垣 正晋
	大阪大谷大学 教授	農野 寛治
	弁護士	山中 伸二
関係機関	八尾市医師会 会長	貴島 秀樹
	八尾市歯科医師会	高橋 一郎
	八尾市薬剤師会 会長	中野 道雄
市民代表	八尾市民生委員児童委員協議会 会長	川崎 吉継
	八尾市人権協会 副理事長	藤本 高美
	八尾市女性団体連合会 事務局長	中浜 多美江
	八尾市自治振興委員会 会長	西田 裕
	八尾市高齢クラブ連合会 会長	山本 賢
	八尾市社会福祉協議会 会長	山下 彬
	八尾市障害者団体連合会 会長	渡辺 節子
	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 会長	竹ノ株 宏美

八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

区 分	役 職 ・ 団 体 名	氏 名
学識経験者	武庫川女子大学 教授	松端 克文
	佛教大学 福祉教育開発センター 講師	金田 喜弘
関係機関	八尾市医師会 副会長	西岡 雅行
	八尾市社会福祉協議会	山下 彬
	東大阪子ども家庭センター 企画調整課 主査	猪原 裕美子
	八尾市地域包括支援センター連絡会 副会長	樋口 昌徳
市民代表	八尾市民生委員児童委員協議会 会計	植田 能生
	八尾市人権協会 副理事長	藤本 高美
	八尾市女性団体連合会 事務局長	中浜 多美江
	八尾市障害者団体連合会 会長	渡辺 節子
	八尾市高齢クラブ連合会 副会長	佐野 文恵
	八尾市母子寡婦福祉会 会長	定政 直子
	八尾市青少年育成連絡協議会 会長	村尾 佳代子
	八尾市ボランティア連絡会 会長	辻田 保子
	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 会長	竹ノ株 宏美
	八尾市自治振興委員会 会長	西田 裕
	市民委員（公募）	田中 米征
	市民委員（公募）	岡野 誠一
	市民委員（公募）	八尾 まゆみ

用語解説

英数字

8050問題、8050世帯

いわゆる「8050（はちまる・ごうまる）問題」といい、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同一世帯で生活していることで、顕在化している生活課題をいいます。

DV

“Domestic Violence”の略称で、夫婦や生活の本拠をともにする交際相手といった親密な人間関係の中で起こる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。

ICT

“Information & Communication Technology（情報通信技術）”の略語で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のこと。

NPO

“Non-profit Organization”の略で、民間非営利組織と訳されます。政府や私企業と並び、独立した存在として、民間公益活動を行う組織・団体のこと。

SNS

“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。Twitter、Facebookなどが知られています。

ア

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

悪質商法

一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

アプリ

アプリケーションソフトウェアを指し、パソコンを使って特定の目的を実現するために活躍してくれるソフトウェアのこと。近年スマートフォンの普及により、一般的にはスマートフォン、タブレットコンピュータ、その他携帯端末で動作するように設計されたコンピュータプログラムであるモバイルアプリケーションを指すことが多くみられます。

カ

ギネス

世界記録を示すもので、ギネスワールドレコーズ社に申請し、認められれば「ギネス世界記録」に掲載されます。

ケアマネジャー

介護支援専門員ともいい、介護保険法に基づく公的資格を持った専門家です。要介護者または要支援者からの相談に応じて、その心身の状況に応じ適切な居宅サービス、または施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設などとの連絡調整を行う人をいいます。

原体験

人の思想形成に大きな影響を及ぼす幼少時の体験をいいます。

権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利の代弁、弁護を行い、その人が安心して生活できるよう支援することをいいます。

校区まちづくり協議会

議論の場又は対話の場で作された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織のこと。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 10 条の 2 に基づき、平成 24 (2012) 年から市内 28 の各小学校区において設立されています。

高齢クラブ

八尾市に居住するおおむね 60 歳以上の人を対象として、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行い、豊かな明るい長寿社会づくりを行う組織です。

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康・福祉・介護などの職員が相談や支援を行う機関のこと。本計画においては、地域の皆さんにより親しみやすく、身近に感じてもらえるように定めた愛称「高齢者あんしんセンター」と記載しています。

子育て総合支援ネットワークセンターみらい

すべての子育て家庭が、安心して子育てができるよう、子どもと子育てに関することや、ひとり親家庭などに関することの相談を受けつける窓口のこと。

コーディネーター

物事を調整する人のこと。

個別避難計画

災害時の避難行動に備えて避難行動要支援者本人・家族が主体的に関わり、必要に応じて、地域、行政、福祉事業者が協力して作成するもの。

コミュニティワーカー、コミュニティワーク

コミュニティワークとは、ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）の一つで、ケースワークやグループワークなどの直接援助技術に対して、地域住民にはたらきかけることで、地域の課題を共有し、地域住民が主体的に課題解決に取り組めるよう支援する間接的な援助技術です。

社協職員は、コミュニティワーカーとして、小地域ネットワーク活動などの住民による地域福祉活動をはじめとする住民主体の地域づくりがより活発になるように側面から支援するとともに、個人への相談対応に必要な支援につなぐなどの取組みを行います。

サ

災害時要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等防災施策において特に配慮を要する人をいいます。

自主防災組織

大規模災害などの発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力しあって「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと。

自治振興委員会

市内すべての町会により構成されている市内最大の住民組織で、行政と町会・住民とのパイプ役を果たしています。また、自治振興委員会はおおむね小学校区を区域とする「地区自治振興委員会」により構成され、地区自治振興委員会は傘下の町会で構成されています。

市民後見人

家庭裁判所から選任された市民で、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の生活を、地域福祉活動として身近な立場で支援します。

市民後見人バンク登録者

所定の市民後見人養成講座（オリエンテーション、基礎講習、実務講習）を修了し、市民後見人バンクに登録した人をいいます。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する人、外国人、その他の住宅の確保に特に配慮を要する人のこと。

小地域ネットワーク活動

高齢者や障がい者、子育て中の親子などで社会的に援助を必要とする人々が、地域で孤立せずに安心して生活し続けることを目的とした活動です。小学校区において地区福祉委員会を中心に、要援護者への個別見守り・声かけ活動（個別援助活動）、グループでの会食会、いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流など（グループ援助活動）を行っています。

新型コロナ、新型コロナウイルス、コロナ禍

新型コロナウイルス（COVID-19）は、コロナウイルスの一つで、発熱や咳などの呼吸器症状などの症状を伴うもので、主に発症したヒトからヒトへの飛沫感染や接触感染により感染人から人への感染することがわかっています。

令和元年（2019年）11月に中華人民共和国湖北省武漢市付近で発生が初めて確認され、その後、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的流行（パンデミック）を引き起こしています。ヨーロッパ各国などでは、外出禁止などの厳しい行動制限措置が取られるなど、人々の行動様式や生活習慣にも大きな影響を与え、この影響は世界経済全体に波及し、混乱を引き起こしています。

生活困窮者自立支援法、生活困窮者相談窓口

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27年（2015年）4月1日に施行されました。同法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人の相談に応じ、専門の支援員が対象者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、寄り添いながら支援を行います。八尾市では生活支援相談センターが相談窓口となっています。

生活福祉金貸付制度

低所得者・障がい者・高齢者世帯の自立支援策として、資金の貸付と必要な相談支援を行う制度で、大阪府社協が運用しています。八尾市社協では、この制度の身近な窓口として、相談や申込書類の受付を行っています。

成年後見制度

認知機能が不十分なために財産管理ができない人や福祉サービスの利用契約が結べない人の自己決定をサポートするための制度です。

タ

地域貢献活動

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。

地域子育て支援センター

「元気っ子くらぶ」の愛称で、八尾市立認定こども園（西郡・安中・南山本・志紀・東山本）に設置し、地域の子育て支援の拠点として子育て中の人に出会いや交流の場を設け、ともにこどもたちの育ちを温かく見守り、情報や相談窓口を提供しています。

地域資源マップ

高齢者を中心とし、住民が誰でも参加及び利用ができる地域資源に関する情報を掲載しています。本市では、「やお地域資源 MAP」として、生活支援コーディネーターと社協コミュニティワーカーが作成しています。

地域就労支援センター

障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者など、働く意欲がありながら、就職できない就労困難者を対象に、専門の相談員が就労相談や情報提供を行う支援拠点のこと。本市では、5か所に設置されています。

地域生活課題

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のこと。

地域福祉活動計画

地域が主体となつて行う活動について、住民・福祉活動団体・事業者や関係機関が協力し、社協が取りまとめて策定する計画です。この「地域福祉活動計画」により、八尾市が策定する「地域福祉計画」と連携して福祉のまちづくりに取り組みます。

地区福祉委員会

社協を構成する基本的な組織であり、住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。各地区の自治振興委員会・赤十字奉仕団、赤十字奉仕団婦人部、高齢クラブ、地区女性会、PTA、子ども会育成会、保護司会、更生保護女性会などの地域団体や民生委員児童委員などで構成される住民組織です。

おおむね小学校区を単位とし、現在八尾市内の32地区に設置されており、社会福祉協議会と連携しながら、福祉のまちづくりのため、それぞれの地域の特性に応じた活動を推進しています。

同意者リスト

災害時の避難支援に備え、平常時から見守り活動などを行うために、避難支援等関係者へ個人情報を提供することについての同意が確認できた人のリストのこと。

ナ

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい者、精神障がい者等によって、判断能力の不十分な人が地域で安心して暮らすことができるように福祉サービス等の利用援助や金銭管理を行う事業です。

ネグレクト（セルフネグレクト）

ネグレクトは、幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のことをいい、セルフネグレクトは、本人自身の基本ニーズ（衛生面、服飾面、食事など）を顧みない行為をいいます。

パブリックコメント

市で基本的な政策等を確定する前に、案及び関係資料をあらかじめ公表し、市民の意見の提出先及び意見の提出期間を定めて、広く市民の意見を求める制度です。市民参画と協働のまちづくりを進めるにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定により、市の基本的な政策等の策定に際し、市民参画を推進する手段の一つとして、「市民意見提出制度に関する指針」を策定し、市民意見提出制度を行っています。

ハ

ひきこもり

厚生労働省により「さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交流など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態」と定義されています。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時や災害のおそれがあるときに自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々のこと。

福祉生活相談支援員

福祉に関するさまざまな悩みや不安、疑問などを聞き、必要とするサービスがスムーズに受けられるようサポートする相談員。拠点施設や地域と連携し、支援が必要な人やその家族への包括的な相談・支援をコーディネートするとともに、寄り添いながら継続的な見守り・支援を行います。

福祉避難所

災害が発生し、災害時要配慮者の人が指定避難所に避難された際、その避難状況等を把握した上で、必要に応じ開設する避難所をいい、福祉避難所は社会福祉会館や老人福祉センター等となっています。

プラットホーム

分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出合い、さらなる展開が生まれる場をいいます。

ふれあい喫茶（ふれあい喫茶型サロン）

地域のコミュニティセンターや地区集会所、マンションの集会室や自宅など身近な場所で、地域ボランティアが簡単な飲み物などを提供することで、地域住民が気軽に集い、交流することで、地域のつながりを生み出すことを目的とした活動です。

紅たで

お刺身に添えられている鮮やかな赤紫色のツマ。「八尾のえだまめ」「八尾若ごぼう」と並ぶ八尾市の特産品。

包括的な支援体制、包括的な相談体制

「包括的な支援体制」は、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う人に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施、その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境を整備し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制をいいます。

「包括的な相談体制」は、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制をいいます。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない人の保護・支援を行うことをいいます。

マ

民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援に結びつくよう行政機関との橋渡しを行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱されています。要援護者に対する見守りや相談、情報提供など個別の援助活動はもちろんのこと、要援護者の生活環境の改善や生活支援のネットワーク、そのための機関との連携など地域福祉の推進に向けた活動の担い手です。

民生委員児童委員協議会

民生委員法に定められた民生委員協議会と、児童委員の活動要領に示された児童委員協議会を合わせて、民生委員・児童委員協議会（略称「民児協（みんじきょう）」）といいます。

ラ

隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設です。

ワ

若ごぼう

早春の香り豊かな注目の野菜で、「八尾のえだまめ」と並ぶ八尾市の特産品。「葉ごぼう」とも呼ばれるが、特に八尾産は、平成 25 年度（2013 年度）に特許庁より地域団体商標として「八尾若ごぼう」として登録されています。



第4次八尾市地域福祉計画

誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち

～ おせっかい 日本一 ～

令和3年（2021年）3月

八尾市 地域福祉部 地域福祉政策課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電話 072-924-3835

FAX 072-922-3786

e-mail hukusi@city.yao.osaka.jp

市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp/>

刊行物番号「XX-XX」